

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

平成25年12月3日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 9号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第86号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例

- 措置に関する条例の制定について
- 議案第88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第10 発議第 6号 事務検査に関する決議（案）について
- 日程第11 選挙第 8号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第12 選挙第 9号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 9号 専決処分の報告について
- 日程第 5 議案第86号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
 議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
 議案第88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の

- 一部を改正する条例の制定について
- 議案第96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第10 発議第 6号 事務検査に関する決議（案）について
- 日程第11 選挙第 8号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙
- 日程第12 選挙第 9号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙

開 会 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成25年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により15番 山内庄兵衛君、16番 廣瀬義彰君、1番 川村成二君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 諸般の報告

○議長（鈴木良道君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、去る11月28日、栗山千勝君から11月30日をもって議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条の規定により、11月29日にこれを許可いたしましたので、報告をいたします。

なお、本人の申し出により、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

私こと栗山千勝（かすみがうら市議会議員）が犯した罪は、いかなる理由があろうとも許されるものではありません。

かすみがうら市の名を汚し、市民をあざむき、かすみがうら市議会を汚したことを深くおわび申し上げます。

その責任をとり、栗山千勝は、平成25年11月30日をもって辞することとしました。

閉会中でありますことから議長の裁量で決裁いただきますよう切にお願い申し上げます。

栗山千勝。

平成25年11月28日。かすみがうら市議会議長、鈴木良道殿。

以上です。

以上、閉会中の辞職許可の報告とさせていただきます。

次に、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ご覧おき願います。

次に、閉会中の所管事務調査として、文教厚生委員会から調査の経過並びに結果について調査結果報告書が提出されておりますので、委員長から報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

文教厚生委員会の調査の経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成25年第3回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成25年10月24日、10月30日及び11月18日に委員会を開催いたしました。

10月24日については、保育所の民設民営化についてを調査するため、総務委員会との連合審査会を開催し、参考人として来年度から保育運営を予定している事業者を招致し調査を行いました。

また、10月30日の委員会では、公立小学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、千代田地区小学校統合整備について、11月18日の委員会では、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として、敬老祝い金について、子育て支援について、執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、11月14日ないし15日に、茨城県市議会議長会主催による平成25年度第1回議員研修会が土浦市及び石岡市を会場に開催され、川村成二君、岡崎 勉君、加固豊治君、そして私の計4名が参加しましたので、代表して川村成二君から報告をいたします。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

茨城県市議会議長会平成25年度第1回議員研修会結果報告。

去る11月14日、15日に、土浦市のホテルマロウド筑波及び石岡市の茨城県フラワーパークにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成25年度第1回議員研修会に参加してまいりましたので、その研修の概要についてご報告申し上げます。

1日目は、中央大学大学院教授の佐々木信夫先生を招いて、地方議会をどう変えるかという演題で講演があり、2日目は石岡市の茨城県フラワーパークの施設視察が行われました。

講演内容としては、日本はおおむね500兆円経済で、その3分の1が公共領域分と言われ、約150兆円規模の経済活動が行われているが、この150兆円規模の公共分野が政治のメカニズムで、意思決定をするという公共領域であるとのことでした。

意思決定は国会議員、県議会議員、市町村議会議員であり、内閣や県知事、市長は執行機関であり、国民の代表である議会が決めたことに基づいて、ルールにのっとり、予算を使い、公共問題を解決していくということで、官僚機構をマネジメントする代表として首長等が置かれているということでした。

欧米では、首長選挙はなく、議会の議長が首長を兼ねるあるいは議会から選ばれた方が執行機関の長を兼ねるということでした。日本のように、首長と議会の代表が別々に選挙するという国は多くないとのことでした。

したがって、政治の真ん中には議会があるというのが19世紀以降の近代社会の形であり、国民の代表である議会が意思決定をするとのことでした。

そのような中で地方議会を変える4つの論点として、決定者としての役割、監視者としての役割、提案者としての役割、意見集約者としての役割などをどう充実させるかが重要になってくるとのことでした。

2日目は、茨城県フラワーパークの施設視察で職員による施設概要の説明を受け、その後視察を行ってまいりました。

以上、概略ではありますが、茨城県市議会議長会平成25年度第1回議員研修会の報告といたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、本日までに請願第5号「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出を求める請願書」を受理し、お手元に配付しました請願文書表に記載のとおり、所管である文教厚生委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

また、請願第6号「中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書」を受理しておりますので、ご報告をいたします。

また、陳情等4件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成25年第3回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第4項の規定による平成25年度定期監査結果報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による平成25年8月から10月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 9 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 4、報告第 9 号 専決処分の報告についてを議題といたします。
ただいま議題となっております報告第 9 号について、市長より報告を求めます。
市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第 9 号につきまして、ご説明を申し上げます。
報告第 9 号 専決処分の報告につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、指定された市長の専決処分事項の指定第 1 号に掲げる議会の議決を経た工事の請負契約の変更について、専決処分をしたので、同条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。
以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、報告第 9 号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第 86 号ないし議案第 91 号

○議長（鈴木良道君）

日程第 5、議案第 86 号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてないし議案第 91 号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 6 件を会議規則第 35 条の規定により、一括議題といたします。
提案者より、提案理由の説明を求めます。
市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第 86 号から議案第 91 号につきまして、ご説明を申し上げます。
初めに、議案第 86 号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定につきましては、空き家の倒壊等の事故及び犯罪等を防止し、市民の安全で安心な生活を確保することを目的に、空き家等の適正な管理に関し、必要な事項を定めるため、新たにこの条例を制定するものでございます。
次に、議案第 87 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定につきましては、非核脱原発平和都市宣言により、今後、原子力発電の代替として、再生可能エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、太陽光発電設備が設置された土地にかかわる固定資産税の特例措置を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

第 3 回定例会に提案させていただいたものとは、特例措置の適用期間の見直しをさせていただいております。

次に、議案第 88 号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、市税にかかわる延滞金割合の引き下げに伴い、税外収入金、後期高齢者医療保険料及

び介護保険料に関する延滞金についても同様の引き下げを行うため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、東日本大震災の被災地の復興を積極的に支援することを目的に、職員不足の岩手県、宮城県、福島県の被災市町村に職員を派遣するために、必要となる単身赴任手当と赴任旅費に関する規定を国に準じ準備するため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国及び他の自治体の給与制度と均衡を図るため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約を締結することができる契約に関する事項を整備するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第86号並びに議案第88号ないし第91号についての説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第86号 かすみがうら市空き家条例等の適正管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本市における空き家等の適正な管理に必要な事項を定め、市民の安全で安心な生活を確保することを目的として、新たにこの条例を制定するものでございます。

条例の施行期日につきましては、平成26年7月1日を予定してございます。

続きまして、議案第88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

市税に係る延滞金の引き下げに伴い、税外収入金、後期高齢者医療に係る保険料及び介護保険に係る保険料に関する延滞金について引き下げを行うため、この条例を制定するものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日ということでございます。

続きまして、議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

職員の派遣等に必要となる単身赴任手当と赴任旅費に関する規定を国に準じて整備をするため、この条例を制定するものでございます。

施行期日につきましては、平成26年1月1日を予定してございます。

議案第90号 かすみがうら市職員の給与条例に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、ご説明申し上げます。

国及び他の自治体の給与制度と均衡を図るため、この条例を制定するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、平成26年1月1日を予定してございます。

続きまして、議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令の定めに従いまして、長期継続契約を締結することができる契約に関する事項を整備するため、この条例を提案するものでございます。

条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第87号についての説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例について、ご説明いたします。

本案は、先ほど市長のほうから説明がありましたが、本市における再生可能エネルギーの導入促進を図り、地球温暖化の防止に寄与するため、地方税法第6条第2項の規定により、太陽光発電設備が設置された土地に係る固定資産税について、5年分の均一課税の特例措置を行うものです。

施行期日につきましては、平成26年1月1日からとするものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第86号ないし第91号までの提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第 9 2 号ないし議案第 1 0 8 号

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてないし議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの17件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第92号から議案第108号につきましてご説明を申し上げます。

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴う市内各施設の使用料金及び入館料金並びに上下水道等の使用料金の一部を改正する条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明させていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第92号についての説明を求めます。

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

消費税の相当分を行政財産の使用料に適正に転嫁するため、この条例を提案するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第93号及び第94号についての説明を求めます。

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、施設使用料に8%の消費税を転嫁するものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日からとなっております。よろしくお願いいたします。

次に、議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

やはり消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、施設使用料に8%の消費税を転嫁するものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日からになります。

以上です。よろしくお願い致します。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第95号ないし第97号についての説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第95号について、ご説明いたします。

かすみがうら市農村環境改善センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、消費税率の引き上げに伴い、料金に消費税相当額8%を適正に転嫁し、料金を改正するものでございます。

施行は26年4月1日にするものでございます。

次に、議案第96号のかすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

同様でございますけれども、本案は、消費税率引き上げに伴い、料金に消費税相当額8%を適正に転嫁し、料金を改正するためのものでございます。

施行は26年4月1日にするものです。

議案第97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

理由は同様でございますけれども、本案は消費税率の引き上げに伴い、料金に消費税相当額を8%適正に転嫁し、料金を改正するものでございます。

施行は26年4月1日ということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第98号及び第99号についての説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、下水道条例の一部改正であります。平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、かすみがうら市下水道条例第18条関係別表第2下水道基本料金及び超過料金等につきましては、総額表示により含まれております現行5%である消費税率を8%に転嫁されたものに改めるため、条例の一部改正を行うものであります。

よって、かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものであります。

議案第99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、条例の一部改正であります。平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第14条関係別表第2農業集落排水基本料金及び超過料金等につきましては、総額表示により含まれております現行5%である消費

税率を8%に転嫁されたものに改めるため、条例の一部改正を行うものであります。

よって、かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものであります。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第100号ないし第107号についての説明を求めます。

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

それでは、議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設使用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日からとなっております。

次に、議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設利用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設利用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日となります。

次に、議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を入館料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日を予定しております。

次に、議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税相当分を施設使用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を入館料等に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設使用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、消費税の増税分を施設使用料に転嫁するものでございます。

なお、施行日は平成26年4月1日となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第108号について説明を求めます。

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、趣旨の説明をさせていただきます。

今回の条例につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴いまして、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率については、これまでの5%から8%へ引き上げ、水道料金、メーター使用料及び加入金に転嫁するため、条例の制定をお願いするものでございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第92号ないし第108号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第109号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第109号につきまして、ご説明を申し上げます。

かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、神立駅西口地区土地区画整理事業に伴い、現在管理運営している市営駐車場及び駐輪場を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、かすみがうら市稲吉二丁目2613番地406により管理運営されておりますかすみがうら市自動車駐車場及びかすみがうら市自転車駐車場につきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合施行による神立駅西口地区土地区画整理事業実施において、事業地内により神立駅前西口広場及び道路等による公共用地に供するため、かすみがうら市自動車駐車場及び自転車駐車場としての用途を廃止するものであります。

よって、かすみがうら市自動車駐車場設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止にする条例を制定するため、議会の議決をお願いするものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日とするものであります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第109号の提案説明並びに趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）ないし議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第110号から議案第113号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7279万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ164億6973万8000円とするものであります。

次に、議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7205万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億7419万円とするものであります。

次に、議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2556万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5376万4000円とするものであります。

次に、議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2210万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億307万9000円とするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第110号ないし第113号の趣旨説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本案の主な補正の内容でございますが、歳入につきましては、民生費国庫補助金、子育て支援交付金1302万2000円の減、社会資本整備総合交付金7596万4000円、民生費県補助金、安心子ども基金事業補助金2513万6000円、労働費県補助金、緊急雇用創出事業補助金325万8000円、財政調整基金繰入金1億8731万円の減、国民健康保険特別会計繰入金1億9464万4000円、後期高齢者医療特別会計繰入金2556万4000円、前年度繰越金183万8000円、都市計画事業債4610万円でございます。

歳出につきましては、職員等人件費のほか障害者自立支援事業における国庫負担金等返還金555万8000円、保育所事業に係るシステム改修委託864万円、公立4保育所修繕料238万8000円、

子育て支援補助金345万円、保育士人材確保等事業補助金584万円、米政策推進事業に係る水田利活用推進事業費補助金280万7000円、土地改良整備支援事業に係るため池底泥しゅんせつ委託105万円、街路整備事業に係る神立停車場線用地取得費523万円、同物件等補償費1億1950万円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ1億7279万6000円を追加するものでございます。

なお、補正予算に伴いまして繰越明許費の設定として、子ども・子育て新制度施行に伴うシステム改修864万円、債務負担行為平成26年度から28年度霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業として1億692万円、地方債の変更後の限度額1億1730万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前10時46分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして提案の趣旨をご説明いたします。

主な補正の内容としましては、歳入について一般会計からの繰入金21万8000円、前年度繰越金が2億7183万4000円です。

歳出につきましては、職員等人件費が21万8000円、国庫負担金等返還金7719万円、一般会計への繰出金1億9464万4000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ2億7205万2000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

主な補正の内容としましては、歳入について療養給付費負担金精算金2404万5000円、前年度繰越金151万9000円。

歳出につきましては、一般会計の繰出金2556万4000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ2556万4000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

主な補正の内容としましては、歳入について前年度繰越金が2210万7000円。

歳出につきましては、介護給付費準備基金積立金2210万7000円を計上するものでございます。

これにより、歳入歳出それぞれ2210万7000円を追加するものでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第110号ないし第113号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 議案第 1 1 4 号

○議長（鈴木良道君）

日程第9、議案第114号 市道路線の変更についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第114号につきまして、ご説明を申し上げます。

市道路線の変更につきましては、上稲吉地内に位置する市道8-0210号線の路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第114号の趣旨説明を求めます。

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

議案第114号 市道路線の変更について、趣旨をご説明申し上げます。

本案は、上稲吉地内に位置し、市道8-0210号線の一部については、道路としての形状は存在しておらず、この市道路線の隣接地権者からの払い下げ申請等において、一部用途を廃止し、払い下げの手続を行うものであり、延長82.8メートルによる路線の変更を行うものであります。

よって、市道路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第114号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第4日目の12月6日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 10 発議第 6 号

○議長（鈴木良道君）

日程第10、発議第 6 号 事務検査に関する決議（案）を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

3 番 山本文雄君。

[3 番 山本文雄君登壇]

○3 番（山本文雄君）

事務検査に関する決議（案）について、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

地方自治法第98条第 1 項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1. 検査事項

（1）椎名家住宅保存修理工事に関する事項

2. 検査方法

（1）証拠書類、経過報告書、調査に要する資料の提出を求める

（2）本検査は、地方自治法第98条第 1 項及び委員会条例第 6 条の規定により、議長を除く全議員で構成する「椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託するものとする。

3. 検査権限

かすみがうら市議会は、1 に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第 1 項の権限を「椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会」に委任する。

4. 検査期限

「椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会」は、上記の検査事項の検査が終了するまで、閉会中もなお検査を行うことができる。

5. 理由

本検査は、椎名家住宅保存修理工事について事務検査を行うものである。

市は、平成24年度において国指定の重要文化財である椎名家住宅に対し、建造物保存修理のために「かすみがうら市指定文化財等補助金」を交付していたが、その後、本年 8 月文化財保護審議会において、補修が必要であると指摘を受け、さらに11月20日に屋根の不良工事についての新聞報道がなされた状況である。国指定の重要文化財である椎名家住宅は、当市においても重要な財産であることから、当該事案の全容を解明することが必要である。

以上のことから、地方自治法第98条第 1 項による検査を提案するものである。

以上、提案理由説明といたします。

議員諸公のご賛同をお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

続いて、発議第6号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより発議第6号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第6号 事務検査に関する決議（案）は、原案のとおり可決されました。

ただいまの決議の可決により設置されました「椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時11分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に、椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長に山本文雄君、副委員長に岡崎 勉君、以上のとおり選出されましたので報告をいたします。

日程第 11 選挙第8号

○議長（鈴木良道君）

日程第11、選挙第8号 新治地方広域事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することと決しました。

新治地方広域事務組合議会議員に佐藤文雄君を指名いたします。

続いてお諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名したとおり、佐藤文雄君が新治地方広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました佐藤文雄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第12 選挙第9号

○議長（鈴木良道君）

日程第12、選挙第9号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とし、議長から指名することに決しました。

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に矢口龍人君を指名します。

続いてお諮りいたします。

ただいま議長が指名したとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名したとおり、矢口龍人君が土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました矢口龍人君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項

の規定により当選の告知をいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月4日、定刻から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前11時15分

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

平成25年12月4日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

16番 廣瀬義彰君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第2号

日程第1 一般質問

- (1) 小松崎 誠 議員
- (2) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 小松崎 誠 議員

(2) 佐藤文雄 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	小松崎 誠	1. 文化団体等による公共施設の利用状況について
		2. 東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興について
		3. 新たな農作物の推進対策について
		4. 土地利用指定区域の見直しについて
		5. 道路の除草や清掃について
(2)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 総合的な子育て支援について
		3. 学校統廃合問題について
		4. 向原土地区画整理組合事業について
		5. 水道事業について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明に答弁することを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

皆さん、おはようございます。

冒頭に、一言申し上げます。

今期定例会におきまして、市民の皆様からの切実な訴えとして、中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書が提出されております。この請願は、平成26年4月に開校する霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行に対し、現時点でのかすみがうら市の方針は、原則として通学距離が6キロメートル以内の生徒へのスクールバス利用を認めないということに対して見直しを求める、市民の切実な訴えと受けとめております。第3回定例会においては、さくら保育所の存続を求める多くの市民の方々の訴えが、請願書として提出されました。請願権は、国民主権主義による国民の参政権として憲法に定められているものの一つであり、何人も、かかる請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないと保証されております。地方自治体は誰のためにあるのか、市の地方公務員は誰のために働いているのかを、執行部の方は改めて肝に銘じて、行政運営に当たっていただきたいと考えているところであります。

以上、一言申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

最初に、1番の、文化団体等による公共施設の利用状況についてであります。

多くの市民が絵画や書道、茶道や生け花、彫刻や焼き物をたしなむことは、当市の豊かな文化のバロメーターと考えます。その中枢となる施設が、教育委員会所管の霞ヶ浦公民館、千代田公民館。また、多くの文化団体を扱う文化協会は文化課が担当し、ビジターセンターも利用しております。先々月の10月6日に生涯学習フェスティバルがあじさい館で行われ、多くの作品の展示や、練習をなさっている方々の踊りや演奏等の発表がありました。私は、豊かな文化の発展は、このような市民の文化団体の存在が支えていると思います。また、高齢者の方々の生きがいの場としても、重要な意味がある団体と常々思っております。心から感謝と敬意を表すると同時に、これからも文化団体には頑張っていただきたいと存じております。

そのような団体のことや、施設の利用状況について、少々教えていただきたいと思っております。そこで、1、文化協会等の団体が利用する利用状況、利用件数、利用団体数、利用者数、近年の増減の変化、また、近隣市と人口割合を比較しての利用状況を伺います。2点目、文化的活動を目的として利用すると施設使用料が減免になると聞きますが、全利用件数のうち何割が減免対象となっているのか、年間減免額。また、減免をする対象団体とはどのような活動をするものなのか、判断の基準や条件を伺います。3、公共施設は何らかの団体登録をした市民団体が利用するものと聞きますが、光熱費用効率化の観点から、最少利用の人数制限を設けたり、個人的や営利目的と判断するような場合があるのか伺います。

次に、2番目の、東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興についてを伺います。

ご存じのとおり、7年後の2020年に東京オリンピックが開催されます。今から50年前の東京オリンピックのときは、新幹線が開通し、カラーテレビなどの電化製品も誕生し、メダルをとるため、児童や若い世代の人々が日本代表選手を目指し、それに伴いさまざまなスポーツ振興が全国で誕生しました。21世紀の現代も同じように、スポーツ一色に染まる時代が全国に訪れておりま

す。今から大変待ち遠しい限りであります。しかしながら、当市においては、国が定めたスポーツ振興法という上位法がありながら、スポーツ振興課を解体、さらに体育施設の公金横領があるなど、残念な状況であります。同時に、スポーツを軽視しているようにも思われてなりません。スポーツほど、子どもたちの健全な育成に関与し、さまざまなドラマを生み、市の活性化にも寄与するものと考えております。小学校でも、一輪車推奨やマラソンの導入のほか、先生方もいろいろと考えていると思われませんが、28年度の小学校統廃合に伴い、スポーツ少年団に通わせられないなど、児童の運動離れを心配している方々も数多くおります。今の状況では、プロ野球楽天から世界に旅立とうとしている田中選手のようなスポーツ選手や、オリンピックでメダルを狙う選手が、育ち、生まれる環境には残念ながらほど遠いと思われれます。児童のスポーツの交流として、災害協定がある東京都板橋区との交流があれば、当市においてもレベルアップや、交流により板橋区がもっと身近になるのではないのでしょうか。また、当市の特産品も買っていただけるのではないのでしょうか。児童以外でも、首都圏から近い立地条件に関連して、かすみがうらマラソンや自転車のかすみがうらエンデューロは、全国から参加者を集めることができる、市が誇るすばらしい大会でもあります。スポーツ振興は今後ますます活性化させるべきと考えます。

児童のスポーツを中心に質問いたします。1、各小学校では現在、児童の体力・運動能力を上げるための何らかの対策や指導、今後導入を検討するようなものがないのか伺います。2、市内小学校、児童の、スポーツ少年団や各種スポーツへの参加割合と、県別、全国別において当市の評価と分析、さらに肥満度や体育測定における分析もあわせて伺います。3、児童のスポーツ振興を高め、さらに市民スポーツ団体間との交流を推進するため、例えば災害協定のある東京板橋区などとの大会交流があってもいいのかと思いますが、その考えも伺います。4、当市は野球やソフトテニスが強いと聞いております。茨城空港やJ R、高速道路等の交通事情がよい当市は、近隣市や県と協力して全国大会を誘致し、スポーツ振興を図ることもいい考えと思いますが、その考えを伺います。5、当市におけるスポーツ振興は、市民の健康維持のほか、市の活性化、経済振興や観光面でも効果があると思いますが、スポーツ振興を今後進めるべきだと思います。その認識も伺います。

次に、3番、新たな農作物の推進対策について伺います。

ご存じのとおり、茨城県は災害も少なく、温暖な気候で、北海道に続く国内第2位の生産量を誇る農業大国であります。当市も同様な気候で、すばらしい環境下にあります。県内にはさまざまな特産品があり、下妻市では白菜、小美玉市ではニラなど、市町村によって特産品となる野菜、指定銘柄を受けた特産品や、珍しい野菜をつくっている市もあります。当市はスイレンを転作してレンコンを多くつくっていることは大変喜ばしいことですが、畑は他市町村に比べ、耕作放棄地が多いように思われます。畑の耕作放棄地が多いことは、市を挙げて収入を得ることができる、魅力的な野菜の普及がないことにつながっております。一時期、新作物としてブルーベリーを推奨したように、いま一度、前向きに、農家、J A、市、県が、農業第一人者の知識を得ながら、リスクを伴わない新たな農作物の推奨や、農業推進研究会の立ち上げがあってもいいと考えます。トウガラシやパプリカなど、外国野菜を生産してうまくいった事例もあるようです。

今後の、当市の農業振興を議論するための提案として質問いたします。1、他市や他県でうまくいっている農作物の事例や、導入費用のリスクが低い農作物の認識、野菜や果物の加工品事例

などを伺います。2、国、県、市、JA等の農業関係団体には新規就農者、農業者の生活を安定化させるための組織や、研究組織があるのか。あるならその内容を伺います。3、当市の特産品となる可能性がある農作物や、今後の耕作放棄地の打開策となる、新たな農作物の推進や展望を伺います。

次に、4番の、土地利用指定区域の見直しについて伺います。

霞ヶ浦大橋の無料開放、土浦北インターからのアクセスのよさから、驚異的に国道354号線は交通量が増しております。同時に、国道に面し、私が住んでいる大和田エリア、深谷エリアは、平坦な地形にもかかわらず、土地が未利用状態で、耕作放棄地が目立ちます。利便性、交通量、1年後に土浦協同病院も隣接のおおつ野ヒルズに移転するため、場所的にすばらしいところで、発展する可能性も大いにあると思われませんが、農地法や調整区域など、多くの縛りや規制がある関係から、住宅や企業の施設が全く建たないと伺っております。私の友人や知人、支援していただいている方々からも、このことについては、なぜ何も建たないのだなどと多く質問を受けております。農地を守ることは大切であります。時代に合わせた土地利用企画や、人を呼び込み、地域を活性化させる考えもあるのではないのでしょうか。霞ヶ浦大橋が開通して一番発展したのは行方市です。水田などの農地に大型商業施設が建ち並び、多くの人々が集まっております。さらに、土浦市のショッピングセンターイオンも農地に立地し、成功した事例であります。農地に太陽光などの発想ではない、農地に多くの人が集まる、若者は家を建てて住む、新たな命が生まれ、市を支える次世代のため、住民や若者が地元で就職できる環境を本気で考えるため、土地利用指定区域の見直しを提案します。さらに、知人の不動産業を営む方から、千代田インター出口エリア西野寺の付近は、インターの目の前の立地で国道沿いでもあるいいところなのだが、規制があって何もできないと言われました。場所は新産業を誘致するには最適なエリアであり、通常、インター付近は工場や企業が建ち、市民の就労の場に最適と思われれます。

市を发展させたい、活性化させたい、そのような思いを込めて、土地利用指定区域について質問をいたします。1、国道354号線沿いの深谷、大和田地区に住宅や店舗が建たない、法の規制などの理由、法の規制を緩和する意思がないか、また、千代田インター出口エリア西野寺の付近での整備や開発をしていない理由についても伺います。2、近年、土浦協同病院が立地し、北インターバイパス開通による交通アクセス改善、神立駅までのバスの運行など、国道354号線沿いは交通量の増加に伴い、人々が生活する最適な地に思えますが、このエリアの土地利用指定区域の見直しをどのように考えているのか伺います。

最後に、5番目の、道路の除草や清掃について伺います。

最近、集落内の市道は、環境保全課が進めているごみ拾いに伴い草刈り作業が行われ、きれいなところや、集落に面していないところは草が伸び放題など、極端な状況があります。さらに、道路に樹木の枝が垂れ下がり車がさわってしまったたり、地権者と連絡がとれないから道路にはみ出した枝払いができなかったり、倒木の危険性など、いろいろな状況があります。市民の安全確保が最優先であるなら、他市やこれまでの前例にとらわれず、何らかの政策をもって対処すべきと考えます。同時に、通学路などは絶えず危険性が伴うことから、まずは安全確保の面から、最優先して清掃をしていただきたい。市民ボランティアやPTAとの連携によつての清掃があつてもいいと思います。近年、緑税と称し、除草作業費を住民から徴収する自治体もあると伺つて

います。新たな税徴収は住民負担となり、決して賛成はできませんが、きれいな地域は誰もが願っているところであります。何らかの費用の確保をして、市全体がきれいなまちにはならないのでしょうか。

そこで、1、市の除草作業はどこをどのようなスケジュールで清掃を行っているのか伺います。2、通学路は草が生えると小さな児童は見えなくなります。同時に、危険性があることから、回数をふやすべきと思いますが、その認識について伺います。3、市全体をきれいにするには、清掃回数の増や、新たな財源確保が必要と考えます。同時に、市民ボランティアなどの協力も必要と考えますが、意見をお伺いいたします。4、道路にはみ出している樹木の枝に対して、市の判断で伐採ができる国内での事例や前例がないか伺います。ないのなら、市独自で対策を講じる制度を設けないか、その考えも伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

1点目、文化団体等による公共施設の利用状況については、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興については、教育長、教育部長、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

3点目、新たな農産物の推進対策につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、土地利用指定区域の見直しについては、土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、道路の除草や清掃については、土木部長、教育部長、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

小松崎議員ご質問の2点目、東京オリンピック開催に向けたスポーツ振興について、お答えをいたします。

最初に1番、児童の体力・運動能力を向上させるための対策や指導についてでございますが、各小学校におきましては、体力アップ推進プランというものを作成しまして、実践をしております。そのプランの中では、体育の授業での取り組み、業間や昼休みでの取り組み、学校行事での取り組みなどを位置づけまして、各学校ごとに、児童の実態に合わせたさまざまな取り組みが行われております。

具体的には、体育の授業におきましてはサーキットトレーニング、これは昔からやっているこ

とありますが、ダッシュだとか、懸垂だとか、そういうものを繰り返す、循環型のトレーニング。それから、コーディネーショントレーニング、これは最近出てきたトレーニングですが、余り苦しくないトレーニングだそうであります。五感で察知して、頭で判断して体を動かすと、ゲーム感覚のそういう反射神経を養うようなトレーニングだと思います。それから、昇級型学習カードを取り入れた取り組みなどがございます。また、業間や、業間というのは2時間目と3時間目の間、各学校とも小学校ではかなり長い時間休み時間をとっております。その業間や昼休みにおいても、曜日を決めて、縄跳びや持久走などに取り組んでおります。

茨城県は全国と比較しまして、体力テストにおいて高い結果を残しておりますが、かすみがうら市は茨城県の平均をやや下回っております、体育の授業での十分な運動量の確保に努めるとともに、業間や昼休み、学校行事などの工夫を通して、体力・運動能力の向上を図っていきたいと考えております。

次に、2番、小学生の各種スポーツへの参加割合、肥満度や体力測定の分析状況についてお答えいたします。

市内のスポーツ少年団は、現在9種目で24団体、614名で組織されております。市内大会としましては、合わせて16の大会に約2000人の小学生の参加がございます。全国的な傾向としましては、小学生のスポーツ少年団への加入割合が10%程度でありまして、本市の場合は27%でありますので、全国平均を上回っております。また、県内の登録状況では、団員数で26番目という状況でございます。登録者数につきましては、少子化の影響で全国的な減少傾向にありまして、本市においてもその傾向は同じ状況であります。

次に、肥満度の分析でございますが、軽度肥満、中等度肥満、高度肥満、それを合わせて小学校で11.2%、中学校で13%となっております。学年別で一番高いのは、小学校では第4学年の14.9%、中学校では第1学年の17.7%となっております。高度肥満に該当する児童生徒は、小学校で14名、割合にしますと1.2%、中学校で30名、割合で2.5%います。この児童生徒につきましては、生活習慣の改善が最も大事でありますので、そういうところに力を入れていきたいと考えております。

次に、体育測定、学校で行っている体力テストの分析についてでございますが、かすみがうら市では、小・中学校とも茨城県の平均よりやや下回る結果となっております。小学校では反復横跳びと立ち幅跳びに課題がございます。中学校では上体起こしとシャトルランに課題があります。よい結果が出ているものとしましては、小学校では長座体前屈、体が柔軟であるということでしょう。中学校ではボール投げがあります。市全体の傾向ですので、各学校による違いもございませぬ。具体的な取り組みは各学校で行うこととなりますので、各学校の実態をよく分析して、実態に合った対策を行うように助言していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

小松崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目、文化団体等による公共施設の利用状況についてのご質問にお答えいたします。

大変申しわけございませんが、貸し出しをしている公共施設のうち、文化的団体の利用が多い霞ヶ浦公民館、千代田公民館、働く女性の家、大塚ふれあいセンターの状況を中心に、私からのまとめたの答弁とさせていただきます。

最初に、1番、利用状況の現況ですが、これらの施設の平成24年度の状況で、利用件数、利用団体数、利用人数の順に申し上げますと、霞ヶ浦公民館は1517件、201団体、3万821人、千代田公民館は1200件、161団体、1万5769人、働く女性の家は8557件、101団体、3万7190人、大塚ふれあいセンターは685件、81団体、1万314人となっており、近年の増減につきましては、千代田公民館の講堂を仮庁舎として利用していた分を差し引きますと、ほぼ横ばいの状態となっているようです。また、近隣市との利用状況の比較でございますが、土浦市の神立コミュニティセンターについて申し上げますと、平成24年度の利用者は延べ3万3841人と伺っております。

次に、2番、減免対象の割合と減免額、減免の基準についてでございますが、こちらも平成24年度の実績で、減免の割合については件数ベースで霞ヶ浦公民館は99.41%、千代田公民館は96.75%、大塚ふれあいセンターは94%となっております。なお、働く女性の家は使用料が無料とされております。また、減免の基準については、各施設の設置・管理に関する条例等で規定されておりますが、概要としては、公共的な利用、文化協会等に加盟する団体に対しては、使用料の減額や免除をすることができるとされております。なお、減免額の計算はされておませんが、使用料収入を平成24年度決算で見ますと、公民館使用料は合計で13万2790円、大塚ふれあいセンター使用料は12万9260円という状況になっております。

次に、3番、利用条件に関するご質問かと思いますが、それぞれ施設の設置目的に合った利用がされるよう、関係する法律や条例に基づき、利用者の範囲や利用内容が定められております。概要を申し上げますと、公民館は主に社会教育としての組織的な教育活動、働く女性の家は働く女性や主婦等の福祉の増進、大塚ふれあいセンターは主に地域住民のコミュニティー活動として利用することができるものであります。住所等の要件につきましては、働く女性の家は在住または在勤、大塚ふれあいセンターは在住ということを原則としております。また、利用の際の人数ですが、公民館については組織的なのということがポイントになるため、複数の人数または団体での利用としていますが、働く女性の家や大塚ふれあいセンターに関しては例規上の規定は設けられておりません。次に、利用目的が個人的や営利目的と判断することがあるのかとのことですが、各施設とも禁止行為や使用制限の内容がございますので、そうした基準で判断がされておりますが、公民館において、月謝的な意味合いで受講料を徴収していることが確認されたため、申請を取り下げただいた事例がございます。なお、企業等が公民館を研修のために利用される場合がございますが、その場合は使用料をいただいているということでございます。

次に、2点目5番、スポーツ振興による地域の活性化に関するご質問にお答えいたします。

ご質問をいただきましたように、スポーツに着目して市民の健康の保持増進や地域活性化を進めていくため、市といたしましても、総合計画において、スポーツや健康をテーマとした観光イベントの創出や、市民の交流が促進されるよう、スポーツレクリエーションの機会の創出を図ることとしております。代表的な例としましては、かすみがうらマラソンが挙げられ、市民マラソンでは国内第3位のエントリー数を誇ると聞いております。また、最近の市の取り組みといたし

ましては、昨年度から自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロを開催しており、愛好家の中では知る人ぞ知るサイクリングのメッカとして定着し、歩崎公園一帯の知名度が向上していくものと期待しているところであります。さらに、市内の状況を見ましても、運動公園施設や近隣のフィットネスクラブに限らず、道路でもマラソンやサイクリングにいそしむ方を見かける機会が多くなっていると感じております。グループや個人の単位での様々なレクリエーション活動が展開されているところでございます。

このように、スポーツや健康維持に対する市民の関心は高まってきており、東京オリンピックや茨城国体などもよい機会でありますので、本市の特性を生かした観光振興や、スポーツ普及による健康増進、市民交流などにつなげられるよう、従来の各種イベントやスポーツ大会などのあり方も工夫しなくてはいけないかなという必要があると考えております。

5点目3番、道路の除草や清掃についてのご質問のうち、清掃回数やボランティアなどの協力についてお答えいたします。

年3回の市内一斉清掃の際には、空き缶拾いやごみ拾いにあわせて、草刈り機や鎌などによる除草作業を行っている行政区がございまして、また、それ以外の時期に、雑草の育成状況に応じて除草作業を行っている行政区も見受けられます。これらは市からの強制ではなくて、行政区が自主的にボランティアで行っていることであり、市民協働の観点からも大変ありがたいことだと考えております。

以上でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

小松崎議員の2点目3番、スポーツ振興に係るスポーツ団体間の交流についてのご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団に関して申し上げますと、現在でも広域的な交流大会が行われております。一方、一般の団体につきましては市内大会をメインとして、予選大会の勝利チームが県大会等の上位大会へ進出するケースはありますが、親睦や交流のための大会については把握しておりません。今後につきましては、体育協会のほうともよく協議しながら検討したいと思っております。

次に、4番、全国大会の誘致についてお答えいたします。

平成31年には、本県で2回目となる第74回国民体育大会、いわゆる茨城国体が開催予定であります。東京オリンピックの前年の開催となることから、県内を挙げての取り組みとなることが期待されております。現在までに、全44競技中39競技の開催地が決定しております。本市も開催地としての可能性を検討いたしましたが、残念ながら、全国規模としての競技場の規格の面で、候補地とはなり得ませんでした。しかしながら、近隣市の開催サポート等に可能性があるならば、かかわっていきたいと考えております。

次に、5番、スポーツ振興による地域の活性化についてお答えいたします。

教育委員会としましては、子どもから高齢者までが、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営めるよう、各種事業を展開しております。今後とも、生涯スポーツ社会の実現に努める

傍ら、市民の健康づくりを応援していきたいと考えております。

次に、5点目2番、通学路の除草回数に関するご質問にお答えいたします。

通学路につきましては、日ごろから学校やPTA、さらには区長さんを初めとした地域の皆さんに注意を払っていただいております。除草につきましても、雑草の繁茂など、危険箇所の情報提供や除草の要望をいただいております。道路については市の道路整備課や国・県道の道路管理者などにおいて、環境整備にご尽力をいただいておりますが、このような情報提供や要望を受けて対応をお願いしております。このほか、学校やPTAにおいても、直接地権者に除草の協力をお願いしたり、学校やPTAの奉仕作業の中で対応したりしている例もございます。また、指導面でも、通学指導や立哨指導などにおいて、児童生徒の安全確保を図っております。今後とも、道路管理者や地域、学校、PTAと連携をとりながら、児童生徒の交通安全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、3点目、新たな農作物の推進対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1番、他自治体でうまく進んでいる農作物や、導入費用の低い農作物の事例等ということでございますが、まず、県内では、県の農業総合センターという施設でさまざまな研究が進められております。ここでは主要作物の新品種を開発したり、その生産特性や品質等を明らかにして、本県に適した品種を選定し、また、新しい素材や先端技術の活用、低コストや省力技術などの開発を通して、生産者がつくりやすく、高品質・多収を実現できるような栽培方法の研究を進めるなどを行っています。そこで開発された新品種として近年の例を挙げますと、梨の早水や恵水、米のふくまるなどがあり、また、ブドウの一種であるシャインマスカットについても、他県産との差別化を目指して、大粒で外観・食味のよい、高品質で安定生産できるような技術研究が進められ、市内においても徐々にその生産をする方がふえてきているところです。

これらは県内でもともと生産されている作物の新品種等であり、やはり、本県の風土等に適した品種を選ぶという視点も必要なことから、全く新たな作物を導入し、産地形成に至るとするのは、他の自治体でもなかなか目立った実績は見られないところです。当市では新作物の作付支援事業を導入し、十数年前より盛んに作付が行われるようになったブルーベリーが、現在では県内でもトップレベルの産地となっている実績もあります。今後も、県を含め、そうした研究機関からの情報収集あるいは連携を図るとともに、さまざまな可能性を模索しながら、当市の農業生産への支援を図ってまいりたいと思います。

また、野菜や果物の加工品についても、大変多くの事例があると認識しております。当市においても、先ほどのブルーベリーもそうですが、さまざまな作物を原料とした加工品がつくられており、かすみがうら市のブランドである「湖山の宝」の推奨品にも、現在17の加工食品が登録され、市としてもその販促のPRを図っているところでございます。また、加工品の開発に当たっては、生産、加工、流通という中で付加価値の拡大が期待されるため、これらを一体化した6次

産業の重要性が増しているところでもあります。国や県とも協力を図りながら、こうした支援にも引き続き力を入れてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2番、新規就農者等のための組織に関するご質問にお答えいたします。

現在の農業後継者不足は大変深刻な問題であり、県を中心としました土浦地域就農支援協議会において、新規就農者への相談や、就農後の支援体制を図っております。その他に新規就農支援としまして、国の定める要件を満たしていれば、就農後5年間、年間150万円が給付される青年就農給付金制度を実施しており、昨年度は3組4人、今年度上期には4組5人の方が利用されております。しかし、現在の制度では農地要件について、給付対象者自身が所有する農地または親族以外から利用権設定している農地が、親族から利用権設定している農地より多くないと対象になりませんが、来年度からは、親族からの利用権設定農地でも対象になるよう緩和される見込みでありますので、さらに利用者の方が増加していくことを期待しております。

次に、3番、市の新たな特産品や、耕作放棄地打開策となり得る農産物の推進や展望についてということですが、現在かすみがうら市では、特に生産が盛んであるレンコンと梨が、県の青果物銘柄または銘柄推進産地の指定を受けており、市内ではそのほかにも、本県の特徴ともいえる大変豊富な種類の作物が生産されておりますので、こうしたことを利点として生かしてまいりたいと思います。そして、先ほどのお話と重複することになりますが、作物や加工品の普及促進に当たっては、単にそれを生産するという視点だけ、つくれば売れるという考えではなく、その後の出荷、販売、そして生産者等の収入増加、産業の活性化につながるということが肝要であり、またそれが新規就農者の増加や耕作放棄地の解消に資するところかと思っておりますので、現在作付されている作物を含め、県などの研究機関からの情報収集、情報交換を図りながら、さまざまな可能性を模索してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

○土木部長（山本恵美君）

小松崎議員の4点目、土地利用指定区域の見直しについてのご質問にお答えいたします。

1番、国道354号線沿いの深谷・大和田地区に住宅や店舗が建たない理由について、法の制約などの点から伺う。今後開発等を推進するために市として何らかの計画をつくるとか緩和措置を講ずるなどの考えはないのか伺う。また、マスタープランに示されている千代田石岡インター出口エリア付近の整備や開発が進まない理由について伺うと、2番、近年、土浦協同病院が立地し、北インターからの国道354号線バイパス開通による交通アクセス改善や交通量の増加に伴い、人が生活する最適な地になるように思えるが、このエリアの土地利用指定区域の見直しについて伺うについては、関連ですので一括して答弁いたします。

ご指摘の深谷地区においては、都市計画法で定める市街化調整区域となり、市街化を抑制すべき区域で、都市化を助長するような開発は原則として制限され、用途地域などの土地利用計画や、市街地開発に関する都市計画は実施できないとされております。しかし、日常生活のために必要な店舗及び要件に合致した住宅は制約から外れ、建築が可能とされております。また、旧霞ヶ浦

町においては、市街化調整区域内において、平成15年7月に戸崎原地区、深谷地区ほか市内14カ所に建築要件を緩和し、容易に住宅などが建築可能な制度として、知事の許可を受けた区域指定制度を取り入れ、これまでに多くの開発が申請されているところであります。なお、大和田地区においては都市計画区域外となりますので、一定の規模以上は市の開発要綱等により該当となりますが、条件がなく、容易に住宅の建築が可能な地区となっております。

千代田石岡インター付近の開発につきましては、都市計画法第34条における立地基準に、指定路線区域等における大規模な流通業務施設の取り扱いが示されており、同地区は平成11年1月に知事より指定を受け、比較的开发が可能な地域とされているところであり、今年8月に初めて制度を利用して大型の物流倉庫の開発申請があり、現在建設中であります。今後、これを拠点に、さらなる期待が持てるところでございます。

したがって、これらの区域の見直しにつきましては、緩和措置が既に講じられていることや、指定した区域にまだまだ空間容積があることなどから、現時点における見直しは難しいと思います。なお、市といたしましては、直接的に、自主的かつ総合的にまちづくりに取り組むことができる手法の一つとして、平成27年度をめぐり、開発行為の許可等に関連する権限を県から移譲すべく準備を進めており、平成26年度から関連する条例制定など取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、5点目1番、市で行っている除草作業は、どこの箇所をどのようなスケジュールで行っているのかについてお答えをいたします。

幹線道路の除草作業でございますが、業者委託により、霞ヶ浦地区については国道354号で南北に分けまして、2工区約6万4000平方メートル。千代田地区につきましては幹線道路、常磐自動車高速道路側道を2工区に分けまして、約3万5400平方メートルにつきまして、年1回、7月から8月までの期間において実施しております。なお、通行量が多い通学道路につきましては、路肩に雑草が生い茂り、道路・歩道幅が狭く、危険と思われる箇所も見受けられますことから、業者への除草作業委託前において、職員により実施している箇所もございます。通学路となります霞ヶ浦地区の水資源道路においては、PTA関係者により例年除草作業を実施していただいているところでございます。さらに、業者委託での除草作業後においても、雑草が繁茂するなど通行等による危険箇所につきましては、次の2番、3番の回数に関するご質問にも関連いたしますが、常時速やかに、職員による対応、シルバー人材センターへの委託等により、適宜に除草作業を実施しております。しかし、市道路線及び通学路の全ての除草につきまして、現在の予算枠で対応することは非常に困難と考えており、地元及び関係者の皆様の協力を賜りますようお願いするものでございます。

次に、5点目4番、道路にはみ出している樹木の枝等に対して、市の判断で伐採・除去することはできないのか、事例、判例等をもとに伺う。もし伐採・除去することができないのであれば、効果的な行政指導の方法など、他自治体の例を含め、どのような対策を講じる考えかについてお答えいたします。

道路・歩道に張り出した樹木や枝などは、歩行者や自動車などの通行の支障となるだけでなく、見通しを悪くし、事故の原因となることがあります。民法第233条第1項の規定では、伐採を請求する権利があるにすぎず、道路管理者が所有者の同意なく伐採することはできません。

効果的な行政指導でございますが、現地を確認し、所有者に危険予防の観点から樹木の適正な管理を文書にて依頼しております。しかし、所有者がさまざまな事情により伐採・撤去ができない場合、市が伐採することについての承諾書の提出を求め、承諾が得られた場合に限り、市の職員、シルバー人材センターへの委託等により伐採を行っております。特に、水資源道路など幹線道路につきましては、状況を的確に判断し、市の主導において地権者の承諾を得、伐採業務を委託しております。また、広報紙に掲載するなど、個人の管理・責任のもとで剪定、伐採など、早目の処置をお願いしている状況でございます。

なお、隣接市の対応でございますが、土浦市においては、公道に接する植栽等の管理については所有者側に通知するのみであり、市予算による対応は行っていないとのこととあります。石岡市であります。所有者が適正な管理をする旨、通知するとともに、所有者の承諾を得て市の予算により対応する場合もあるとのこととあります。ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時04分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1点目の文化団体による公共施設の利用状況ということで、たしか環境経済部の所管でも幾つかあったことと思いますけれども、環境経済部のほうからの答弁を求めたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、小松崎議員の質問にお答えいたします。

環境経済部で所管する公共施設は、歩崎公園内に立地する農村環境改善センターと、あゆみ庵になります。24年度の利用状況について、農村環境改善センターでは113件、利用団体数58団体、利用者数2,720人になります。利用者の増減については、利用者数は横ばい傾向でしたが、近年、スポーツ団体等の合宿としての利用者がふえております。近隣市との比較については、土浦市2,922人、行方市2,322人になり、ほぼ同様の利用状況となります。あゆみ庵については利用件数305件、利用団体数は6団体、利用者数は370人になります。利用者の増減については、利用者数は減少傾向であることから、近年は和服の着つけや子育て支援など、茶道以外にも新たな事業を展開して利用促進を図っています。近隣市との比較については、該当する施設はありません。使用料については、各施設とも、条件に基づき適正に利用者から料金を徴収しています。また、営利目的の利用者は割増しの料金を徴収しています。文化団体等の使用料の取り扱いについては

特に減免等の処置はしておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

次に、多くの利用人数があります公民館の利用状況について再質問します。

3番目の中で、個人的また営利目的についてということで、このようなお話を聞くことがあるんですけども、文化団体であっても、1名か2名で、広い部屋でクーラーをきかせながら練習をしていると、こういう状況があるということを伺っています。無料で貸し出すわけでありまして、高額な光熱費をかけて文化団体等を保護しなければだめなのかどうか。少人数の根拠なども含めて考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

ただいまの公民館の利用の人数等に関するご質問でございますが、かすみがうら市公民館設置及び管理に関する条例では人数制限についてはうたっておりませんが、個人の使用につきましては、社会教育法第2条で、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を社会教育と定義しておりますので、公民館の個人の利用につきましては、この組織的な教育活動に当たらないことから、各部屋を個人に貸し出しするということを行っておりません。公民館の有効利用の観点からも、複数人からの使用であれば利用を許可するという内容でございます。また、文化団体につきましても、個人でやっている団体はございませんので、基本的には組織で活動されているというふうに認識をしておりますので、文化団体につきましては申請があればそのまま貸し出しをするという内容でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

その文化団体のことなんですけれども、同好会も含めてですけれども、規約とかの確認はしておられるのでしょうか。例えば会長、副会長、会計といったものを確認しているのかどうか伺います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

文化団体につきましては、加盟団体につきましては、会長さん、規約、そういったものは確認させていただいております。また、そのほかの団体の利用者につきましては、申し込みの時点で会の目的でありますとか、活動内容、申し込み人、そういったことは確認しておりますけれども、全ての内容を確認しているものではございません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

講習会で、受講料を高くとっている団体があると伺っているんですね。例えば、ダンスのような講習会で、1人月7,000円ぐらい。それも受講者が30人ほどいて、月20万も収益を上げているんですね。先ほど公室長の答弁では、そういう営利目的の団体はお断りした経緯があると答弁がありましたけれども、他の自治体では、上限は月の、月謝と言っておかしいんでしょうけれども、資材費とかそういうのも含めて、2万円ぐらいを上限に定めているところが大半だと伺っているんですね。当市ではそういう上限は設けていないのかどうかをお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

各団体の活動の中で講師の先生に支払う謝礼等の上限については、制限は設けてはおりません。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市の公共施設でありますから、公正・公平な貸し出し、運営をしていただきたいと思いますので、これからもその辺のチェックは十分にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、東京オリンピックに向けた開催についてですけれども、これは私の質問が適切ではなかったのかどうか知りませんが、市の取り組みについてはそれなりの答弁がありましたけれども、今回の質問の眼目は、東京オリンピックの開催に向けたスポーツ振興ということですので、教育長に伺いたいですけれども、東京オリンピックに向けての具体的な取り組み、また、その辺の決意をお伺いできればと思います。よろしく願いします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

東京オリンピックに向けて、具体的に特別なことを現在行っているわけではございません。ですが、本市の中学校の部活動におきましては、ことしも、テニスで関東、全国大会で活躍する選手が出ました。水泳でも関東大会に出場しております。それから、中学2年生の男子で、バレーボールなんですけど、茨城県の強化選手に選ばれている生徒がおります。それから、この前スポーツ少年団の大会を見にいったんですが、6年生で、背もすらっとして、男子バレーなんですけど、これは伸びそうだなという選手もおります。6年生といいますとちょうど高校3年のときが茨城国体に当たりますので、ここら辺も強化選手になってくるんじゃないかなと期待をしているところでございます。全体的な子どもたちのレベルアップを図りながら、そういう素質のある子どもたちはいろいろな機会に出して、そして活躍してもらって、できれば関東、全国、そして東京オリンピックに出て活躍してもらいたいと、そういう期待は持っております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

続きまして、新たな農作物の推進対策について再質問させていただきます。

先ほど、いろいろ当市で農作物の推進を図っているという答弁がありましたけれども、そのほかに具体的に野菜や作物があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

ご質問にお答えいたします。

当市に合っている作物がほかにどのくらいあるかということでございますけれども、新たなものとしては、作付が行われ始めているものとして例を挙げさせていただきます。先ほど新品種としてご紹介いたしました、米のふくまる、ブドウのシャインマスカットなどは、積極的に作付されている方が出ております。また、ブルーベリーのほかに、市の作付支援事業の対象としている梅の新品種、露茜についても、平成22年度ごろから作付が行われ、本年度JA土浦の梅部会さんが中心となって、加工品製造、梅シロップに至っております。また、近年では、千葉県で開発された大粒の落花生の作付を新たに導入している生産者もおられるようでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

それと、1回目の答弁の中で6次産業という言葉が出てまいりましたけれども、その6次産業についての意味と、その成功例を教えてくださいと思います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、6次産業についての成功例等をご説明いたします。

6次産業についてはやはり、生産、加工、流通、販売という中で付加価値を拡大し、それに伴う販売益の増加を目指すというところに大きな意味があるものと思います。それを地域内で進めることで、地域経済の活性化にもつながるものと考えております。また、成功例ということで、現在、全国的にも6次産業化の取り組みが進められており、非常に多くの事例があるところですが、近年、県内であった事例を2つご紹介いたします。

1つ目は、水戸市内の農業生産法人が実施した、地元企業との連携によるパプリカを使用した商品の開発であります。これについては、温室の建設でパプリカの生産量を上げたところ、夏から秋にかけて供給過剰になったということで、加工専門の企業と共同開発で一部をペースト加工し、青果の価格安定と加工品の販売収入を伸ばしたというものでございます。加工品の売り上げが平成21年は100万円、22年は300万というような実績でございます。

2つ目としまして、笠間市内の農業生産法人が実施した、産地リレーによる高品質の大根つまの周年安定供給の取り組みです。産地リレーとは、農作物の栽培技術が向上した結果、野菜、果物ごとに、その土地での旬が、細長い日本の地形を利用して、次々にリレーのように移動してい

くことで、これにより安定的に野菜を通年供給していく仕組みが可能となります。例えばレタスは、夏は長野県や岩手県、秋は茨城県や香川県、冬は静岡県が主な産地となります。これらは自社栽培ではなく、大根栽培の専門農家との契約で、そのネットワークによる産地リレーを構築し、周年での安定した加工出荷を実現し、価格だけでなく、従業員の周年雇用確保にも至ったというものでございます。雇用人数的には平成1年には5人でありましたが、平成22年には50人、同時期の比較で27倍程度の増加ということでございます。また全国では、徳島県で高齢者が、料亭やすし屋で飾りとして使われるつまものの葉っぱを採取して出荷する葉っぱビジネスで、1人の年収で500万円以上を稼ぎ出している町もあります。県内では稲敷地域で、高齢者が栽培しやすいようにイチジクを改良し、ブランド化を目指しているところもあるようでございます。

これに限らず、こうしたこれまでの事例を参考にしながら、今後も国や県と情報交換を行い、協力を図りながら、調査・研究をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

細かくて申しわけないんですけども、先ほど産地リレーという言葉が出てきましたけれども、産地リレーというのはどういう内容ですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

日本が細長い地形になっているということから、同じ品物であっても県とかそういうもので旬が違いますので、例えば、長野県、岩手県、茨城県、香川県というように旬が移動するということで、それをネットワークでつないで安定供給をするようなものだと考えています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

いろんな取り組みを通して、このかすみがうら市の農業が明るく希望の持てる、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、土地利用指定区域の見直しについてでありますけれども、これはいろんな法的な縛りとかあるんでしょうけれども、これからも前向きな検討をお願いしたいなと思います。これは要望にしておきます。

それと、最後の、道路の除草や清掃についてでございますけれども、非常に私も今まで土木部にもいろいろと要望して、すぐに取り組んでいただいた経緯があります。また、10月と11月の広報紙には、そういう除草作業の、また枝払い等の広告も出していただきました。ただ、小さいんですね、記事がね。これをもう少し大きな記事にさせていただきたいと思うんです。これは回覧、まあ広報紙は皆さん各戸でとりますけれども、A4版ぐらいの大きさと、回覧という形で周知徹底していただければなと思いますけれども、これは市長公室長かな、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

今おっしゃいました、確かに広報紙は限られた紙面でございまして、確かに小さい記事になってしまいました。そういった意味では、周知徹底の意味で、区長会長さんとかも含めましてちょっと相談をさせていただきまして、回覧ということでも今後検討していきたいと。ただ、除草とか枝払いの時期がありますので、その辺もちょっと検討させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは最後、市長に要望なんですけれども、市長はいつも、いつもと言うか、去年の繰越金が7億、8億と、いっぱいお金が余ったと喜んでいますが、こういうお金があるんですしたら、もう少しまちの美化にもお金を使っていたらいいなと、そう思うんですね。今聞きますと、市では年に1回程度しか除草作業もしていないと思うんですけれども、シルバーさんを使ったり業者さんに依頼したりして、もう少し美化運動に力を入れていただければと思います。これは要望です。

それから、私はことし1年間でこの一般質問を、24の主題で60項目の質問をいたしました。一般質問は、市の認識や取り組み、それから市民の立場に立って、そこが知りたいと、そういう内容で質問したつもりでありますけれども、その結果はいつも報告がないわけですね。こちらから聞きにいかないと、この一般質問の内容を回答していただけないというところがありますので、これは質問予告ではありませんけれども、来年3月の第1回定例会では、この私の24主題60項目について総括の意味で質問し直すかもしれません。ですから、あと先3カ月あるわけですから、本当に市が真剣に取り組んでいるのかどうかというのを見きわめたいと思いますので、どうぞ、そのことし1年間の質問に対しての取り組みをさらに強化していただきたいと念願して、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

ご苦労さまです。日本共産党の佐藤文雄です。

安倍政権は11月26日、秘密保護法案を衆院で強行採決を行いました。この法案は、憲法の基本原則を覆し、自由と民主主義を根底から破壊するものであり、断じて認められません。日本共産党は、国民の圧倒的多数のノーの声を力に、参議院での闘いで、憲法違反の希代の悪法を廃案に追い込むために全力を尽くしております。

安倍政権の暴走はとどまることを知りません。しかし、消費税増税、原発再稼働、憲法9条改定、TPP問題、米軍基地問題など、安倍政権の暴走の具体化の1歩1歩が、国民との間での矛盾を深め、あらゆる分野でそれが噴き出し、早晚政治の激動的局面が起こることは避けられないと考えます。日本共産党は安倍政権の暴走と正面から対決し、どんな問題でも国民の立場に立った建設的な対案を示すとともに、国民との共同を広げて悪政を包囲していく、対決、対案、共同の立場で奮闘する決意であります。その立場から一般質問を行います。

1、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について。

問1、福島第一原発の汚染水対策について、市長の見解を伺います。

日本共産党は9月17日、福島第一原発の放射能汚染の危機打開のための緊急提言を発表いたしました。原発のこの放射能汚染の問題は極めて深刻な事態であり、放射能汚染の拡大を制御できない非常事態に陥っております。今、原発への態度や将来のエネルギー政策の違いを超えて、汚染水問題の抜本的解決を最優先に据え、政府や全ての政党、科学者、技術者、産業界の英知と総力を結集することが、緊急かつ最重要の課題となっているのではないのでしょうか。国が全責任を持って危機を打開すると言うなら、まず第1に放射能で海を汚さないことを基本原則として確立する、第2に放射能汚染の現状を徹底的に調査・公表し、収束宣言を撤回するとともに、非常事態という認識の共有を図ること、第3に再稼働と原発輸出のための活動を直ちに停止し、放射能汚染問題の解決のためにも、持てる人材、物的資源を集中する、第4に東電を破綻処理し、コスト優先、安全なおざりを抜本的に正す、以上、少なくともこの4つの問題をただし、姿勢を転換することが必要だと問題提起を行いました。

茨城でも、海産魚介類の出荷制限により、漁協、鮮魚組合、加工組合等が大打撃を受け、海水浴客も激減しております。市長の見解を求めます。

問2、霞ヶ浦の放射能汚染対策と漁業者へのなりわい支援について、市長の見解を伺います。

原発事故によって霞ヶ浦流域に降下した放射性物質が、流入河川などに集まり、徐々に霞ヶ浦に移動しつつあります。平均水深4メートルと浅い霞ヶ浦では、風が吹くと波が立ち、放射性物質を含む底泥が簡単に巻き上げられ、水中に漂い、長い時間懸濁することになります。水中を漂う底泥はそのまま岸に打ち寄せられ、浅瀬や岸に堆積したり、水しぶきとともに陸地に飛散したりすることが考えられます。

霞ヶ浦流域河川の放射性物質調査に関して、環境省は24河川、県は32河川で実施し、全56河川の調査が行われていますが、流入河川の放射性物質の調査を詳細に実施し、霞ヶ浦に放射性物質が移動しないよう、必要な対策が求められております。県は、国に対して河川等における実効性の高い除染技術を確立して除染ガイドラインを改訂するよう要望していますが、その回答は出されたのでしょうか。

霞ヶ浦は、漁業、農業も含め、140万人が利用する命の水と言われています。放射能汚染によって、特に漁業者及び加工業者の営業に深刻な打撃を与えております。市長は霞ヶ浦を多面的な資源として活用することは非常に大事だと述べていますが、漁業者へのなりわい支援についてはどのような施策を考えているのでしょうか。答弁を求めます。

問3、原発事故子ども・被災者支援法の閣議決定について、市長の見解を伺います。

政府は10月11日、原発事故による被災者を支援する、子ども・被災者支援法の基本方針を閣議

決定しました。基本方針で定められた支援対象地域は福島県の33市町村のみにとどまっており、本県の自治体は指定から除外されました。取手、守谷、常総、つくばみらいの4市は、方針案に対するパブリックコメントで指定を求める意見書を提出しましたが、今回の閣議決定について、市長の見解を求めます。

問4、東電の損害賠償の現況について伺います。

常陸牛の販売業者の請求に対して、東電は、常陸牛がブランドだとしても、同種の原材料をほかの事業者から調達することが不可能または著しく困難とまでは必ずしも言えないとして、相当因果関係を否定しています。干し芋生産者の請求に対して、統一請求書式での請求を拒否し、個別直接請求書式による請求でなければ受け付けないとして受理しておりません。まきを燃料としてピザを焼く飲食店において、燃やしたまきの灰から2000ベクレルを超える放射性セシウムが検出されて、地元のまきを使用することができず、遠方から取り寄せざるを得なくなった店等々が、ことごとく相当因果関係を認められておりません。東電茨城支店は、県内22業者に補償の打ち切りを通知しております。また、東電は自治体の除染費用等の賠償請求についても、一部しか支払われていないと聞きます。当市における損害賠償の現況について、それぞれ報告を求めます。

2、総合的な子育て支援策について。

問1、子ども・子育て支援新制度と、さくら保育所等の公立保育所の役割について伺います。

私は前議会にて、子ども・子育て支援新制度の問題点を8項目にわたって指摘しました。新制度では、保育所とそれ以外の施設・事業は、利用手続と市町村の責任が大きく異なる仕組みとなる問題です。修正児童福祉法24条1項により、保育所はこれまでどおり市町村の責任で保育が実施されます。したがって、保護者は市町村に入所を申し込み、市町村の責任で入所先の決定、保育の提供が行われます。一方、24条2項により、保育所以外の認定こども園や地域型保育事業は、市町村は直接的な責任を負いません。保育の利用ができるかどうかは、事業者と利用者との直接契約で決まります。この点については市当局の回答はありませんでした。24条1項の規定は、保護者が保育所入所を求め続ければ、市町村はそれに応えて子どもを保育所に入所させる責任を負うという点で重いと言えます。それに対して2項の規定は曖昧で、市町村が努力したと言い張れば、たとえ保育所以外の施設で保育の利用ができなくとも、その責任を追及することは非常に困難です。こうした法的責任のとり方の格差は、子どもの平等という原則から大きく外れております。

そのような意味で、市立さくら保育所等の公立保育所の存在は、保護者にとって安心して子育てできる環境と言えると考えますが、答弁を求めます。また、市立さくら保育所父母の会から市長に対して、市立さくら保育所の維持・継続を求める要望書が出されていますが、市長の見解を求めます。これに関連して、新制度に向けた子ども・子育て会議が、当市においても設置されました。構成メンバーと現段階での進捗状況について報告を求めます。

問2、中学校卒業までの子ども医療費完全無料化実施について伺います。

当市は、中学卒業までの子どもの医療費は無料となっていますが、所得の制限があります。今、子どもの貧困が広がる中、私は本当の意味での子育て支援とは、子どもの医療費完全無料化だと確信しております。所得制限を撤廃し、自己負担なしの完全無料化にはどれだけの財源が必要なのでしょうか。完全無料化の考えはないのか、答弁を求めます。

問3、学校給食の無料化について伺います。

私は何度となく学校給食の無料化について取り上げてきましたが、第2回定例会の一般質問で教育部長は、ほかの子育て支援策との関連も踏まえながら、無償化については引き続き検討してまいりたいと回答しております。一方、市長は田谷議員の少子化対策についての一般質問に、学校給食の無料化も考えているとの答弁をしておりますが、検討結果は出たのでしょうか。答弁を求めます。

問4、就学援助制度の積極的活用について伺います。

就学援助制度とは、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品など、学校教育法に基づき資金を支給するものであります。生活困窮度が増し、貧困の教育への連鎖が深刻になっております。全ての該当者が活用できるよう、入学時だけではなく全ての学年に、就学援助制度の内容や申請手続を文書で配布することが必要だと考えます。加えて、生活保護基準の1.3倍から1.5倍にすること、申請について自己判断ができるような目安となる所得額を提示すること、民生委員の所見をつけないことなど、申請しやすくすることが必要であります。検討結果など、改めて答弁を求めます。

学校統廃合について伺います。

問1、学校統廃合の問題と課題について伺います。

当市は霞ヶ浦地区の中学校、北中を南中に統合して、来年度から霞ヶ浦中学校とすることを決めました。私は、この統廃合は生徒や保護者に大きな負担を強いる結果になるとして反対しました。いずれにしても、当市の小中学校の統廃合計画は余りにも拙速であり、無理があります。特に、地域住民の十分な合意を得ていないのではないかと考えます。文科省は昭和48年9月27日に、公立小・中学校の統合についてという通達を出しておりますが、この通達について教育長の見解を求めます。

問2、当市の、いじめ防止対策推進法への対応について伺います。

さきの通常国会で、いじめ防止対策推進法案が可決、成立しました。衆参両院とも、わずか4時間の審議で、関係者からの意見聴取もありませんでした。日本共産党は、法案には原則的な問題で見過ごせない点が含まれると反対し、関係者の意見も聞き、法案をつくり直すことを求めました。

法律には、子どもにいじめ禁止を命じ、いじめる子どもは厳罰で取り締まろうという仕組みがあります。取り締まり的対応がふえ、いじめの解決に欠かせない子どもと先生の信頼関係を壊してしまえば、本末転倒であります。厳罰化はいじめを行う子どもの鬱屈した心をさらにゆがめ、人間的に立ち直る道を閉ざしかねません。また、遺族の知る権利も不十分だと思います。

法律に基づき、全国の学校に、専門家も加わるいじめ対策の組織を置くことが求められております。さらに法律は、国や自治体のいじめ対策の予算措置の努力を定めております。私は、直ちに来年度予算で、保健室の先生の複数配置など、関連予算を思い切ってふやすべきだと考えますが、今回の法律への対応について教育長の答弁を求めます。

4、向原土地地区画整理事業について伺います。

この事業は、当初から都市計画決定もされず、都市計画道路の1本もなく、地形的には袋小路の状態であり、土地地区画整理の目的である、健全な市街地の形成にはなっておりません。したが

って、この事業は公共性が担保されない一民間の宅地開発事業と全く変わらないことは明らかです。しかし、市当局はこれまでこの事業、面積6ヘクタールに対して、既に6億円以上の公金を投入しております。問題なのは、この事業にかかわる損失補償について市長が、最終的に市のさらなる税金の投入、負担もやむを得ないとの見解を示していることでもあります。

問1、保留地の欠損金の対応について伺います。

保留地の欠損額の増額は2億2861万6000円とのことではありますが、その欠損金について、誰の責任で決着を図ると考えているのでしょうか。答弁を求めます。

問2、仮換地購入者の新組合と売り抜けした旧組合の対応について伺います。

本来この事業は、保留地販売を優先して完了しなければなりません。しかし、一部組合員には破格の値段で仮換地を販売して、保留地販売を困難にした経過があります。問題は、仮換地を全て売り払い、組合から脱退した地権者（旧組合員）が2名いることでもあります。組合がみずから招いた欠損金について、仮換地を買って新組合員となった住民に責任を転嫁する考えなのでしょうか。また、売り抜けして組合から脱退した地権者に対して、市はどのような対応策を考えているのでしょうか。答弁を求めます。

問3、組合事業に対する市（町）当局の異常な介入について、お伺いをいたします。

この事業は当初から、組合施行とはいいいながら、旧千代田町当局が事実上組合を仕切って進めてきました。そして、一部組合員の声を無視して、町当局は調整池の工事を強行しました。これを強引に進めたのが鈴木元市長であります。本来、組合施行による区画整理事業は民間の宅地開発事業であり、自治体は直接かかわりません。そういう意味で、旧千代田町当局は異常であります。町当局が事務局まで丸抱えで深く関与しているのはなぜなのか。これは事業を起こすことで利益を享受できる関係者がいたのではないかということでもあります。千代田町は長い間、官製談合が続いてきました。区画整理事業といっても宅地開発事業という土木工事であります。私はこの事業についても官製談合があったと確信しております。市当局が主張する技術的支援を超える、組合事業への異常なまでの介入について、改めて市長の答弁を求めます。

問4、損失補償における税金投入の問題について伺います。

これまでの私の質問で、さらなる税金投入は一部地権者への利益供与になることは明白であります。市長は前議会で、結果的に損失補償の話が話題になっていることは大変遺憾だと述べました。議会に対して損失補償の同意案件を提出する考えでいるのでしょうか。答弁を求めます。

5、水道事業について。

私はこれまで、県の過大な水需要計画、いわゆる水のマスタープランの問題点を明らかにし、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの無駄な水開発をやめるよう、再三要請してまいりました。

問1、県の、いばらき水のマスタープランと実施協定の変更について、神立駅東部地区整備構想にかかわって、再度伺います。

県の、いばらき水のマスタープランはたびたび変更されてきましたが、過大な人口予測と水需要計画は、実態との乖離は解消されておりません。当市においても、過大な人口予測による実施協定が結ばれていますが、特に市長が出島村長だった20年前の、神立駅東部地域整備構想を根拠とした人口予測に基づく実施協定の変更は、今となっては実態に合っておりません。この構想は消滅したわけですから、当市の人口と水需要に見合った実施協定にすべきと考えますが、答弁を

求めます。

問2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業など、水開発事業と水道料金の関係についてお尋ねします。

八ッ場ダムの完成を2015年から2019年に延長する、八ッ場ダム基本計画変更に対し、茨城県は同意すると国交省に回答しました。八ッ場ダムは建設費4600億円、茨城県の負担額は268億円です。既に227億円支出しました。これまで、工期延長や事業費の倍増など3回の見直しがあり、今後、500から600億円の増額も指摘されており、事業費の大幅増額は必至であります。一方、県企業局は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業などが完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむとして、県から水の供給を受けている関係市町村からの水道料金引き下げ、これを拒んでいます。これらの大型事業が完成した場合、県の水道原価が引き上がることは必至であります。水道事務所長は、霞ヶ浦導水事業が完成した場合、県中央用水事業からの1立方メートル当たりの負担額は4.7円となると答えました。

水道料金について改めてお尋ねします。1つ、平成24年度決算ベースでの給水原価は幾らでしょうか。2つ、県企業局の、この現有能力7万8000トン見合いでの暫定協定水量で検討するようとのことでありますが、その場合の給水原価。3つ目に、当初、出島村の協定水量は4200トンでありました。その場合の原価は幾らなのか。そして、変更した後の実施協定水量6700トンにした場合の原価は。以上、それぞれの数値について答弁願います。

加えて、来年4月からの消費税増税8%に伴う水道料金を引き上げる改正条例が、今議会に提案されております。水は生活に欠かせないものであり、水道料金の引き上げはやめるべきです。引き上げを回避するためにはどれだけの財源が必要となりますか。答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

休 憩 午前 11時49分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策についてお答えいたします。

最初に、1番、福島第一原発の汚染水対策への見解についてお答えいたします。

福島第一原子力発電所における事故以降、流入する地下水によって毎日増加する汚染水への対応を継続してまいりましたが、まだ解決には至っておらず、広く国民の皆様にご不安を与えている状況にあると言われております。一日も早い福島復興・再生を果たすためには、深刻化する汚染水問題を根本的に解決することが急務であることから、国では、東京電力任せにするのではなく、必要な対策を実行していくとしています。これまで講じられた主な対策としましては、トレンチ内の高濃度汚染水をくみ上げてタービン建屋に移送し、浄化する。汚染水が海洋、特に外洋に漏れいしないようにするため、原発の港湾内に海側遮水壁の設置などがあり、今後、国費を投入し、より処理効率の高い高濃度汚染水の浄化処理設備の実現、建屋付近への地下水の流入量を抑制するため、建屋山側における地下水をくみ上げ等の対策を講じていくとしております。

しかし、汚染水の海洋流出や、貯蔵タンクからの汚染水漏れなどが報じられるなど、その対応に苦慮しているものと推察しております。この汚染水対策は、長期化するほど周辺環境汚染の拡大が懸念されますので、今後は、国が中心となった、効果的な対策の早期確立を願っているところであります。

次に、2番、霞ヶ浦の放射能汚染対策と、漁業者へのなりわい支援への見解についてお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から、大変重要な施策と認識しております。霞ヶ浦及び流入56河川の汚染状況調査につきましては、平成23年から環境省と茨城県が実施しているところでございます。本年8月に行われた直近の調査結果につきましては、過去の結果から見ますと、霞ヶ浦、河川ともに、おおむね横ばいまたは減少傾向にございます。この調査結果について環境省では、放射性物質は水の底にあり、水が遮蔽効果を有すること、また、セシウムが土と非常に結びつく性質があるということで、容易に水への溶出が考えにくいことなどから、日常生活への影響は限定的であるとしていただいております。

しかしながら、佐藤議員のお話のとおり、霞ヶ浦の放射能問題は、霞ヶ浦が水道水源であることや、農業や漁業など市民の食の生活に深くかかわっており、また、放射性物質の特性を考慮しますと生態系に及ぼす影響も懸念され、長期的な視点を持って対策を継続していかなければならないということは言うに及びません。また、霞ヶ浦の問題につきましては、本市だけの問題ではなく、流域市町村が共通の認識を持って対応することが極めて大事なことでありまして、このような観点から、霞ヶ浦流域21市町村で構成されます霞ヶ浦問題協議会におきまして、放射能汚染問題が議論され、昨年10月に茨城県に対し、モニタリング調査の強化と除染技術の開発を含めた除染対策の要望書を提出しております。茨城県ではこの要望を受け、11月に国に対しまして、河川や森林等における実効性の高い除染技術を確立し、除染ガイドラインを改訂することの中央要望を行い、今年7月にも再度、要望を行っているところでございます。

残念ながら、国からの回答は今のところないとのことですが、ご質問の、霞ヶ浦や河川の放射能対策については、まずは、第一義的にはそれぞれの管理者である国及び県が、主体的に考えまして独自の手段をもって進められるべきものと考えており、市としましても、引き続き県政に対する要望を行い、国、県や他の自治体及び霞ヶ浦問題協議会等の関係機関と連携を図っ

てまいります。

また、漁業者の方につきましては、水産加工品の販売低迷により、漁獲数量の制限や引き取り価格が下がり、収入が減少していると認識しています。現在は、霞ヶ浦漁業協同組合を通して東京電力へ損害賠償請求を行っております。今後も加工品の販売促進を図るため、各地の各種イベントにおいてPR活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、3番、原発事故子ども・被災者支援法の閣議決定への見解についてお答えいたします。

ご質問のように、東京電力原子力事故により被災した子どもを初めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に基づく、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針が、10月11日に閣議決定されました。内容といたしましては、多岐にわたる施策を網羅的に実施する支援地域として、福島県中通り及び浜通りの避難指示区域等を除く市町村が指定され、加えて、施策ごとに支援対象となる、より広域的な、いわゆる準支援地域が設定されております。

本市におきましては、当該方針（案）のパブリックコメントにおいて、施策の一つである、放射線による健康への影響調査、医療の提供等の支援について、茨城県を準支援地域として指定していただくよう、意見を提出したところでございますが、意見反映に至らなかった経緯もあることから、今後、さまざまな支援を受けることができるよう、周辺自治体と連携を図りながら、機会を通じて要請してまいりたいと考えております。

次の、4番、東電の損害賠償の現況は、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、総合的な子育て支援についてお答えいたします。

去る11月29日に、市立さくら保育所父母の会から、市立さくら保育所の維持・継続を求める要望書が提出されました。父母の会からの要望につきましては真摯に受けとめ、新設保育園及びさくら保育所の入所状況を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

2点目1番の、子ども子育て支援新システムと、さくら保育所等の公立保育所の役割については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

次に、2番の、中学校卒業までの子ども医療費完全無料化実施についてお答えいたします。

中学生以下の医療費の無料化につきましては、子育て支援の充実を図るため、小学校3年生までであったものを中学3年生までに対象年齢を拡大し、あわせて所得制限の撤廃により全員が等しく恩恵を受けられるよう条例の改正をお願いしたところ、対象年齢は拡大されましたが、所得制限については撤廃しないという修正が加えられて議決され、本年1月1日から施行している状況でございます。

医療費完全無料化の実施については、この制度の施行からまだ間もないため、しばらくは実施状況を注視してまいりたいと考えております。また、完全無料化の財源としては4000万円程度が必要と考えております。

次に、3番の学校給食の無料化についてお答えいたします。

学校給食費の無料化については、これまでもご質問をいただいておりますが、子育て支援という視点で考えますと、本市の子育て支援の一つとして、去る11月18日に開かれました文教厚生委員会において、かすみがうら市子育て支援助成金の考え方について説明をさせていただきました。これは、市内に住む0歳児から6歳児（小学校1年生）までであります。1人当たり毎月

5,000円の子育て支援助成金を交付し、子育て家庭を支援しようとするものでございまして、これに要する経費を約1億6000万円と見込んでおります。

また、ご質問の学校給食費の無料化につきましても、子育て支援策の一つとして非常に有効ではないかと考えております。しかし、小学生と中学生を合わせますと、現在の給食費で約1億6000万円ほどの負担が発生します。この両方を同時に進めることには、事業費の確保という面で困難がありますので、どちらの方法がより効果的な施策となるのか、議員の皆様のご意見を伺いながら、最終決定をしてみたいと考えております。

次に、4番の、就学援助制度の積極的活用については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番の、学校統廃合問題については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目2番の、いじめ防止対策推進法への対応については、教育長からの答弁とさせていただきます。

4点目、向原土地地区画整理組合事業についてお答えいたします。

まず、1番、保留地の欠損金について、誰の責任で決着を図ると考えているのかについてお答えいたします。

欠損金については、組合が当初計画し販売した価格から、昨年度末の一括完売までの間に、経済事情の悪化に比例していない価格設定を数回是正して完売に至りました。その是正総額が欠損金として積み上がったもので、組合においてはその都度、理事会及び総会に諮り、承認されているものです。したがって、原因は判明しますが、ご指摘の責任に関して明確にすることは難しいところかと思えます。

次に、2番、仮換地購入者の新組合員と抜け駆けした旧組合員への対応についてお答えいたします。

仮換地の購入に伴う新組合員については、新組合員としての責務として、再減歩や賦課金の義務、総会における議決権等について説明し、あわせて書面で通知してきましたので、組合員として認識され運営にも携わっていると考えています。また、仮換地を処分し脱会した旧組合員については、相続が発生し仮換地した場所しか処分できる土地がないことから、平成18年、19年に分け、理事会への報告後処分したと聞きます。

組合として、仮換地の売買については、仮換地は最後に移動するものであるとの通例を踏まえ、法的拘束力はないものの、再減歩等の事案も発生するおそれなどから、販売処分にはある程度の協力・理解をお願いしてまいりましたが、結果として土地が販売され、新組合員が生まれました。新組合員は負の条件も理解した上で購入されていることから、責任の転換には当たらないと思われれます。さらに、脱退した地権者への対応ですが、市としては理事会等へ回答を求めたいと考えます。

次に、3番、組合事業に対する市当局の異常な介入について及び、4番、損失補償について、税金投入の問題についてのご質問については、前回定例会において、同様の質問をいただいておりますので、答弁が重複することをご理解いただきたいと思います。

本事業は、組合施行事業ではありますが、組合から技術的援助の申請もあったことや、専門的な知識等を有する事業であることから、組合単独での運営は困難であると判断、また、他市町村

においても同様な運営状況であったことから、平成4年に公共性の高い事業として位置づけられ、当初から職員による技術的援助を行なっていたものであります。その後20年の期間的経過等、当時のことを知り得る関係者が少数であり、当時の介入頻度の度合いについては、明確な答弁ができないところであります。

次の、4番、損失補償、税金投入の問題についてお答えいたします。

本事業は、バブル崩壊後の想定以上の経済事情等の悪化等々により、当初計画から数回にわたり保留地の販売単価を下げて販売したため、最終的にその総額として欠損額が拡大し、組合で清算することが難しい状況であります。公共性の高い事業として、当時の議会側においても承認をいただき、町の助成金や国・町の補助金を投入してきた経過や、その後の市執行部及び議会の関わり経過を踏まえると、これ以上の債務を増大させないためにも、理解の得られる範囲において助成を行い、解散させるほうが望ましい形ではないかと考えております。今後、組合側からの要望をよく精査した上で、議会と協議を重ね、統一した見解を示したいと考えております。

また、損失補償の案件提出については、当時容易に借り入れをするためと利率を抑えることを目的としたことから、現在約2億2000万円の借り入れ残金がありますが、いまだ資金計画が成立していない状況にあり、今後、議会と調整を図りながら判断したいと考えております。

5点目の、水道事業については、水道事務所長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

佐藤議員ご質問の3点目1番、学校統廃合の問題と課題についてということで、まず昭和48年の通達についての見解をお答えいたします。

佐藤議員ご指摘の通達は、昭和48年9月27日付で、文部省初等教育局長、文部省監理局長から、各都道府県教育委員会教育長宛てに出されたものであります。内容としましては、昭和31年の文部事務次官通達を受けての統合実施状況に鑑みまして、特に留意すべき事項が通達されております。この昭和31年の通達は、いわゆる昭和の町村大合併の中で、学校統合も積極的に実施するように進めていたものであります。そして、昭和48年の通達では、留意事項が改めて出されております。まず、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることを避けなければならないとしております。そして、小規模校の教育上の利点も認めております。また、通学距離及び通学時間の影響に配慮することや、学校の持つ地域的な意義をも考えて、十分に地域住民との理解と協力を得て行うよう努めることもされております。

今般の、市の小中学校適正規模化実施計画の策定に当たりましては、この48年の通達も参考資料として添付してございますが、この通達の趣旨に十分留意しながら進めてまいりました。

現在も、各統合校に統合委員会を設置しまして、保護者のみならず、区長、学校運営協力員に地域代表として参加いただくなど、地域の実情を踏まえた対応を図っておりますので、ご理解願います。

続きまして、3点目2番、本市のいじめ防止対策推進法への対応についてお答えをいたします。

いじめ問題解消のための法律として、いじめ防止対策推進法が平成25年6月28日に公布、9月28日から施行されました。また、10月11日には、同法第11条によりまして国の基本方針が策定されました。本市といたしましても、国や県の基本方針を参酌し、いじめ防止基本方針の策定及び重大事案調査組織を設置していく予定であります。

基本方針を策定する際は、未然防止、早期発見、早期解決、この3つの観点を大切にしたいと考えております。具体的には、いじめを起こさせないための豊かな心の教育の推進、地域や保護者への啓発、早期発見のための体制の整備、早期解決のための関係機関との連携等が重要と考えております。予算につきましては、これらの組織の設置に要する費用、専門的な知識を有する方の確保に要する費用、教職員の研修に関する費用など、基本方針策定作業の中で積算をしてみたいと考えております。

生徒指導や養護教諭の配置に関しましては、県の方針を確認しながら、必要に応じて要望してみたいと考えております。また、基本方針策定義務のある学校に対しましては、さきの11月の校長会におきまして、いじめ防止対策法にかかわる今後の対応のあり方について説明をし、学校いじめ防止基本方針の決定及びいじめ防止のための組織の設置を速やかに行うよう指示したところでございます。これらを整備していくことで、いじめ防止への意識を高めるとともに、その根絶を目指していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

佐藤議員の1点目4番、東電の損害賠償の現況についてお答えをいたします。

東京電力株式会社への市の放射線対策費用の請求につきましては、放射線対策本部、下水道課、水道課分を含めまして、本年11月20日現在2449万8237円となっております。このうち、1362万9512円の支払いを受けているところでございます。これまで賠償の対象となった経費につきましては、上下水道等に関する経費、学校給食等の検査の経費、学校等屋外プールの水の検査に係る経費、空間放射線測定経費などがありますが、除染関連経費につきましては、現時点においても東電の賠償の対象とはされておりませんので、引き続き請求をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

2点目1番、子ども子育て支援新システムとさくら保育所等の公立保育所の役割についてお答えいたします。

子ども子育て新システムにつきましては、全ての子どもの良質な育成環境を確保し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども子育て支援関連の制度、財源を一元化

して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一元的な提供、保育の量的拡充、家庭における教育支援の充実を図るための制度であります。具体的には、幼児教育と保育を一体的に提供する制度の改善や、地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう保育サービスなど事業の拡充を図ることとされております。

なお、新制度における、保育所以外の認定こども園の入所につきましては、議員ご指摘のとおり、事業者と利用者との直接契約となっております。認定こども園における保育所利用の入所については、制度上保育に欠けることが入所条件となることから、施設の利用については、事業者と市との協議により決定されることとなります。今後心配される、認定こども園等の子育て関連施設の利用等につきましては、子ども子育て会議において協議してまいります。

また、保育事業における行政の果たすべき役割といたしまして、本市の保育事業につきましては、急速な社会情勢の変化と女性の就労及び就労形態の変化により、保育ニーズが多様化し、保育に対する需要は増大し続けております。また、保育所入所の背景には、子育てへの不安や戸惑いを感じていることから預けたいという実情もございます。安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりのためには、行政が地域全体の子育ての実情を把握しつつ、地域の保育水準、子育て支援体制の充実など、行政が担うべき役割を明確にし、地域の次世代を育て、何が求められているのかという視点で、公立保育所と民間保育所がともに役割を果たしていくと考えております。

子ども子育て会議の推進状況につきましては、11月8日に委員15名を委嘱し、第1回会議を開催いたしております。協議内容につきましては、新制度に向けて、かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査案についてご協議をいただいております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

佐藤議員の2点目4番、就学援助制度についてお答えいたします。

就学援助制度につきましては、年度当初に学校を通じ、全家庭に文書により案内をしているところでございます。また、年度途中で転入された際にも、同様に案内をお願いしております。また、本年度につきましては、市教育委員会ホームページに制度の案内を掲載し、広報手段の拡大を図ったところでございます。今後とも、保護者が理解しやすいような案内方法などを検証しながら、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、認定基準につきましては、生活保護の基準に準じており、世帯所得が保護基準の1.3倍未満を目安としておりますが、これにつきましては、引き続き現行の基準での運営を考えております。また、申請について自己判断できるような目安については、新年度には公表できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。民生委員さんにつきましては、支援を必要とする方に対する相談や支援をされており、その所見については就学支援の判定を行う上で非常に有用なものであります。家庭によりましては職業や収入、家族構成などの急変など、当該年度における事情を把握する上でも必要と考えております。地域の民生委員さんといろんな面で相談できるよう

な関係を築いていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員のご質問の5点目1番、県の、いばらき水のマスタープランと実施協定の変更についてのご質問にお答えいたします。

平成19年3月に改正されました、いばらき水のマスタープランには、水道用水、工業用水及び農業用水の水需要の現況と見通しが示されております。水道用水における水需要予測につきましては、2020年（平成32年）でございますけれども、茨城県全体での1人1日当たりの平均給水量予測値は360リットル、同じく1人1日当たりの最大給水量予測値は450リットルであります。当市の平成24年度決算におきましては、1人1日当たりの平均給水量は251リットル、最大給水量は320リットルであります。いばらき水のマスタープランにおける水需要予測値は、いずれも当市の水需要実態を上回っていると認識しているところでございます。

県中央広域水道用水供給事業の実施に関しまして、かすみがうら市は、全体で日量24万トンのうち6700トンの実施に関する協定を行なっております。景気の低迷や人口減少予測、生活様式の変化等により、将来の水需要の見込みが難しいことから、その対応について、今後検証していく必要があると考えております。県企業局から本市分としまして、現行の施設能力7万8000トン見合いでの水量2178立方メートルが示されておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。県中央からの受水団体からは、この施設能力見合いでの水量につきましても、受水費用が増加することが見込まれておりますので、このままでは受け入れは難しいとの意見が出されているところでございます。

給水原価と受水費についてお答えいたします。

平成24年度決算におきまして、給水原価244.5円に占めます受水費の割合は、28.37%の69.7円であります。この69.7円の内訳といたしまして、県西用水が50.6円、県中央が19.1円であります。受水費としましては、県西用水が1億9321万2346円、県中央用水が7310万9295円あります。県中央からの受水量を、施設見合いの日量2178立方メートルとした場合、受水費が4160万円、約でございますけれども増加し、給水原価で10.9円上がることになると見込んでおります。日量4200立方メートルとした場合にあっては、平成24年度に比べ受水費が約1億4800万円増加し、給水原価がやはり38.8円上がると思われれます。さらに日量6700立方メートルとした場合、受水費が2億8000万円増加し、平成24年度に比べ73.4円給水原価が上がることになると考えております。

5点目2番、ハッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業など、無駄な水開発事業と水道料金の関係についてのご質問にお答えいたします。

ハッ場ダム事業につきましては、県西用水供給事業のうち、水海道給水系の水源配分に関しまさず国の直轄事業であります。国においてこれまで検証が行われてきたことから、完成予定年度が平成27年度から平成32年へ延長されております。霞ヶ浦導水事業につきましては、県中央用水供給事業の水源配分に関する国の直轄事業でありまして、検証中であることから完成は未定となっ

ております。いずれの事業に関しましても、工事が完成した場合には水源管理費や減価償却費等が受水費に反映されることとなります。八ッ場ダム completion後は、管理費と減価償却費が合わせて約1500万円程度発生すると見込まれております。霞ヶ浦導水事業につきましては、完成後は管理費と減価償却費が合わせて約4億円程度発生すると見込まれているところであります。

県中央広域水道用水供給事業の料金につきましては、茨城県が経営する水道供給事業の中でも高く、また、全国的にも高い水準にあることから、本年9月6日には、県中央広域水道促進協議会において、料金の値下げについて要望しているところであります。要望当日には本市から市長が出席しております。県中央用水、県西用水供給事業につきましては、今後も水道料金値下げの要望を継続していきたいと考えております。

消費税率3%引き上げを回避するための財源とのご質問にお答えいたします。

消費税率を5%から8%へ引き上げた場合、平成24年度決算をもとに試算しますと、約2770万円が水道料金等に転嫁されることとなると考えております。このうち給水収益に転嫁されるのは2600万円と試算しております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、まず最初に、汚染水の問題なんですけれども、今、市長が、るる国の対策なるものをお話ししてありまして、実際にはこれが遅々として進んでいないというのが現実だと思うんですね。国が放射能で海を汚さないという確固とした決意、これが非常に曖昧なんです。安倍首相は、どんなに聞いても海を汚さないというふうには明言していません。安易に行わないという形であります。そういう点では非常に問題であるというふうに思います。それから首相は、国が前面に立つと言いながらも、再稼働、そして輸出ありきで、国会を抜け出してトルコに訪問を重ねるといような、こういう始末であります。やっぱりいずれにしても、この国や東電の、その姿勢の考え方というか構えが最大の障害だというふうに思います。

日本共産党は、東電は破綻処理をして国が前面に立つべきだというふうに考えておりますが、その点についての言及はなかったと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

東電が破綻処理するかどうかということは、これは破綻するかどうかについては……

[発言する者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、させるとかせせないとかという問題は私にはちょっと判断できないことでありまして、これは経営陣の判断であると思います。

いずれにいたしましても、除染費用あるいはこの原発の最終的なトイレ問題も含めまして、いわゆる核廃棄物の最終的なトイレ問題も含めまして、原発というのは人間にとって、今現在、制御されていないものであるというふうに私は基本的な認識を持っております。人類が制御できな

いものを新たにつくるとか、あるいはこれの運転を続けるということは、私は明確に反対であります。

○議長（鈴木良道君）

すみません、機器調整のため暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時09分

再 開 午後 2時15分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、市長は人類が制御できないこの原発についてはなくすべきだという立場、これは私と同じであります。

霞ヶ浦の放射能汚染について、私、25日、先日ですね、日本共産党の茨城県の地方議員団とともに行って来たんです。これに対して私が質問をいたしました。そうしましたら、今、市長がおっしゃったような問題で、水には遮蔽効果があるので対策はそれだというふうな形。それと、陸での除染を徹底すべきだというようなことを言ったんですね。加えて、私は県と市民団体がこの除染の問題について、除染ガイドラインについてはどうなんだというふうに聞きましたら、要望として承っているということで、回答をするような、そういう考え方がなかったんですね。そういう点では、国が本当に真剣になって、この霞ヶ浦汚染対策をやっているのかというふうに、私は疑問に思った次第であります。つまり、要求として聞きおくだけだということなんですね。

それから、今の霞ヶ浦の漁業の問題では、ワカサギとかシラウオは20ベクレル近い形で、いわゆる食品の安全基準は達していますが、アメリカナマズとか、それからウナギについては60ベクレル、こういうふうに高い値なんで、出荷制限されているということについても聞きましたら、農水省はこれに対して新しい知見はありませんというふうにして、食物連鎖云々かんぬんということを述べただけなんですね。

一方、国交省のほうはしゅんせつを行っていますね。しゅんせつを行って、その泥を農地の改良に使っているという事実がわかったんですけれども、これは去年の5月で終わったそうであります。そのときに、そのしゅんせつした汚泥、これは何ベクレルなんですかと言ったら、環境省がはかって8000ベクレル以下なので、私たちははかっておりませんというような回答だったんですね。こういう、それぞれ省庁がばらばらで、霞ヶ浦、本当に根源的な解決策を持っていないということが明らかになったと思うんです。

私が霞ヶ浦問題について、漁業者、それから加工している方にお話を聞きましたら、何とか放射能をなくしてくれと、このままだと放射能はなくならないと。そうすれば、同じように厳しい今の、いわゆる生産というか加工ができない、販売ができないということを言っていたんですね。霞ヶ浦は豊かな資源でありますので、霞ヶ浦問題協議会もこれに真剣になって取り組んで、県と協同して強力に国に要請をする。そのときは霞ヶ浦の逆水門をあけることも視野に入れて要請すべきだと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

逆水門の問題であります。逆水門をあけるということについては、いわゆる土浦入に近い市町村、私どもとか土浦とか稲敷、阿見とか等、いわゆる河口側に近い市町村で、その逆水門をあけることについての受け入れ態度について、やはり微妙に意見が違っております。同じ霞ヶ浦問題協議会の中にありながら。それはやはり農地であるとか、あるいは水田のかんがいであるとか、あるいは工業用水を引っ張っている関係の、その塩害の問題が微妙に根底にあると思っております。ですから、私どもとしては逆水門はもうあけてもらいたいということを言っているわけですが、なかなか霞ヶ浦問題協議会自体も明確に全体として言えないという事情があるということ、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、一旦降った放射能はどんどん霞ヶ浦へ流れ込むわけですよ。何らかの対策をしなければ、そのままずっと蓄積してしまうわけですね。1年間に、調査では2.5ミリたまるそうです。どんどんたまれば、これは水源としての、いわゆる水産資源そのものが問題になってしまうんじゃないかなと思うんですね。そういう点では、やっぱり一旦降った放射能は自然に流れていくというような形で考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。

霞ヶ浦の漁業組合についても行ってきたんですが、やはりワカサギの補助金だとか何とかというんじゃないで、負担金、いわゆる資源を何とか守っていくという、そういう任務を果たすには、負担金とか委託金で支援してくれないかということをおっしゃっていましたが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それは漁協とか加工組合に対する負担金と。組合に対する……。

負担金、委託金というのはちょっと私も聞いておりませんが、補助金ですね。県のほうからの補助金で、加工組合が今この風評被害によって売れないエビなんかについて、あるいはワカサギ等について、焼く機械ですね、だからエビは入らないんですかね、焼く機械だから。ワカサギの焼き器、焼く機械について、千万単位の補助金を前向きに検討しているという話は加工組合のほうから伺っております。そういった、捨てたままにしないで、あるいは焼却しないで、それをなるべく有効活用していかうと、水産資源をですね、そういうことに対する補助金の話は加工組合からちょっと伺っております、そのことについて市当局としても県のほうに、台数を少しでも、1台ではなく2台、3台とふやしていただくような要請はした経過がございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

漁協組合は流動資産がないそうなんです。補助金をもらっても、なかなかそれを活用できな

いと、財源がないですから。そういう意味で、この霞ヶ浦の漁業を守るという意味での委託金が必要だということをおっしゃっていたということです。はい。

それから、原発子ども・被災者支援の問題ですが、千葉県とか茨城県が、13自治体は被曝線量、一般人のですね、これが定められた年間1ミリシーベルトを基準にして、汚染状況重点調査区域として、除染の支援対象を受けているわけでありましてね。これに対して、年間1ミリシーベルトの問題を全くないがしろにしているという点では、非常にゼロ回答だというふうに批判があるわけですね。ところが当市は、私も指摘しましたが、重点汚染調査区域に指定をしなかったわけですね。これは意図的にやったんじゃないかなと私は厳しく言ったんですけども、そういう意味では、子どもの健康を守るという立場から、今後も、この重点汚染調査区域という枠から外れてあっても、子どもの健康を守る、放射能対策を万全に行うという立場を貫いてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

年間1ミリシーベルト、毎時0.23マイクロシーベルトという一応基準で、重点汚染区域が指定されたわけでありまして。かすみがうら市についてはその地域が、当時ですね、戸崎地区の一部にそれを上回る地域があったわけでありまして、それも約半年後にはなくなるであろうという前提のもとに、かすみがうら市は仮に重点汚染地域の申請をしても受理されないという現実的なことがあったものですから、土浦や牛久とは違った対応をしたわけでありまして。それだけ汚染が少なかったというのは喜ばしいことではありますが、しかしゼロではないという意味で、それも、かすみがうら市についても、市内についても、学校であるとか通学路とか、そういう汚染が1ミリシーベルトを超えるような場所については、どんどん探し出して検査をして、各自除染をしていただくようにというお願いをして対応してまいったところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

認識の違いが、何回も何回も私が言っているのに、そういう答弁になってしまうと思いますが、やはり、一部分でも年間被曝線量1ミリシーベルトという場所があるということは理解してほしいなというふうに思います。引き続き、健康調査などの放射能対策に努めていただきたいと、そのことを強く要望したいとします。

東電の損害賠償については、ちょっと今、破綻の問題もあったのでやめます。

子育て新システムの件なんですけれども、今、答弁の中で、さくら保育所の問題で、真摯に受けとめるということ言ったのかなというふうに思っております。この要望の中身については細かく言う時間がないので、その部分は省きますが、引き継ぎ期間のことについては、少なくともこの引き継ぎ期間については、要望書の中で言われているのは1年というふうになっているようですが、実際には、さくら保育所の父母の会のアンケートはどのようになっているのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

アンケートの内容に、パーセンテージの細かいことについては、ちょっと今資料を持ち合わせていないんですが、要望書として出ているのは引き継ぎ、引き継ぎ期間ですね。新設の保育所に対する、もとの保育士の派遣期間ですか、そういうことを含めて、いわゆる引き継ぎ期間を1年を要求しますと、そういう要望書になっておりました。これは、以前に旧霞ヶ浦地区で新設、民営化が行われたわけでありましたが、そのときの事情等も踏まえながら、そのときはそれほど引き継ぎをやったようにはちょっと覚えておりませんが、それを参考にしながら、極力、保護者の要望には応えてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

引き継ぎ期間は1年ですけれども、このアンケート調査に基づいて、第1の要望は、さくら保育所の継続期間については、5年もしくはそれ以上を求めますというふうになっているでしょう。アンケートの中身も見ますと、かなりのパーセンテージで回答が寄せられたようです。その中で最も多いのが5年間で28%です。それ以上というのが24%です。そういう意味では、強い要望は継続期間については5年ということです。これについて真摯に受けとめるといふふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今申しましたのは、いわゆる引き継ぎ期間、新設の保育所の引き継ぎ期間という質問だと思ったのでそういう答え方をさせていただきました。また、さくら保育所の継続期間についてですが、これは5年間という要望が出ております。しかし現実的には、霞ヶ浦、先ほど申しましたとおり、霞ヶ浦地区の民設、民営化をやったわけでありましたが、全然そういった問題は出ておらないということ、経験的に子どもはわかっているわけでありまして、そういったことを踏まえながら、5年はともかくも、状況を見ながら判断してまいりたいと。子どもはおおむね1年の期間を設ければ十分であろうということで、保護者要望を受けて、とりあえず1年程度延長するというところで、私は考えておったところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、やっぱりアンケートの中でも、かなり厳しい意見が出ていますよね。それに対して、特に市当局に対して厳しい意見が見られましたが、これについてどのように受けとめていますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

要望書につきましては、11月29日に市のほうに提出されております。その内容につきましては

6点ほど要望書があります。その6点……

[発言する者あり]

○保健福祉部長（木村正美君）

29日で受け付けております。6点ほどございます。その6点につきましては、アンケートをもとに要望書を提出された内容でございます。先ほどからございますが、まず、1点目につきましては、さくら保育所の継続期間については5年もしくはそれ以上を求めます。2番につきましては、引き継ぎ期間は1年を求めます。3番、仮にさくら保育所の設置管理条例を提案する場合の時期については、上記2点、ただいま申しました2点について合意形成がされた後に提案すること。4番、新しい保育所が事業展開、事業開始後、保護者からの不安や苦情を解消するために、新しい保育園だけでなく、市子ども福祉課も窓口を設置し、問題解決に努める責任を負うことを求めます。その時期については、新しい保育園が地域に定着するまでといたしますというような内容でございます。5点目に、子ども福祉課の担当職員につきましては、新しい保育園が地域に定着するまで変更することなく、また、次期選任された市長においても、か総務第406号で報告された事項について遵守することを求めます。6、今後、未決定事項については、混乱を招くためマスコミに一方的に発信することを避けていただくよう求めますというようなことがございました。父兄の皆さんが本当にお子さんのことを心配なされて、こういうアンケート調査を行って、そして要望を出していただきました。こういうのを尊重いたしまして、事業には取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、市当局に厳しい意見が寄せられたが、それに対してどういうふうに見解がありますかということと言ったんですね。いずれにしても、この中にも4のところ、子ども福祉課も窓口を設置して問題解決に努め、責任を負うことを求めますということに集約されるかなというふうに思います。

それと、市長に対しても厳しい批判の声がこのアンケートにあるわけですね。市長はアンケートはお読みになりましたか。これに対しての市長に対する厳しい意見、ごらんになりましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

細かい設定がありまして、一応ざっとは読ませていただきました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長に対する厳しい意見は見えていないということですね。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

一応ざっと読ませていただきました。ただ、そのパーセンテージがものすごい細かいパーセンテージになっていますので、個々のパーセンテージについてまで、余り記憶していることはありません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、厳しい意見というのは、その他の具体的な項目のことを言ったんです。この中でやはり、市長から、保育所建設にかかわって民間業者への働きかけがあったことを問題にしているんですね。こういう意見が出ているわけです。ですから、その今の、民間の新しい保育所に対する働きかけについては、市長は働きかけましたか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういう意見があったということは伺っておりますが、全くそれは事実と反することでありませぬ。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

事実と反するというふうにお答えになりました。昨年10月末に、さくら保育所の民間事業者への委託は、事務局の不手際もありまして取りやめになった経過があります。しかし、その翌月、11月15日に廣山会、社会福祉法人ですね、新しく初めて保育園をやるということですね、これが認可保育所の整備の要望書がありました。そのときは定員を90人としていたわけですね。翌年の3月1日に、今度は定員を128人とする変更をしています。そういう点で、定員の増についても、市長はこの廣山会との話し合いは行いましたか。文教厚生委員会で廣山会の担当者と参考人の質疑をしたときにも、市長からのお話はあったというふうには答弁をしているんですね。こういう働きかけは事実あると私たちは認識しているんですが、この90人から128人という、こういう変更についても、働きかけはしていないということですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全然働きかけはしておりませぬ。その90人から128人になったのも、私はそのプルミエール側からの申し出によって担当から聞いている話でありまして、こっちからふやしてくれとか、そういうことを言った覚えはありません。

それで、さらにですね、こっちから働きかけたとかそういうことじゃなくて、もうそれ以前、去年の8月ごろだったと思うんですが、沼田学園のほう。沼田学園のほうは、別にこっちが言ったとかそういう問題じゃなくて、沼田学園は、かすみがうら市に新しい保育園をつくりたいということを、既に8月の時点でオープンに市役所にきています。これは別にこっちが働きかけたとかそういうことじゃなくて、先方からきたわけですから、それはさくら保育所の民営化と

ということもありましたけれども、それは民間が保育園をやるということについては、私はどうぞですから、いつもどうぞですから、民間の規制をするなんてことは最初から考えていませんから、どうぞやってくださいと。さくら保育所の民営化も、それも進めておったわけです。そういう中で、プルミエールさんなんかも、もうその時点で、私はカナザシさんとは話したことはありませんが、理事長ですね、理事長というか何というんですか、川井さんね、川井理事長、これは個人名を出して言うのがいいか悪いかわかりませんが、川井理事長から、さくら保育所の地代が高いんだよなど、自分で最終的に土地を手当てしてやったほうがいいんだよなんてことは、川井さんとは時々会合等で会いますから、先方から出ている話です。私は、それは私的に保育所をやるということは、どなたに対しても、そのほか神立病院さんであるとか、やりたいという人は何人も来ていましたから、それが、さくら保育所の民営化がだめになったことによって、正式にどつと申請みたいな形で上がってきたわけでありまして。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、沼田学園の話が出ました。これはですね、平成25年、ことしなんですけど、2月8日に、わかぐり保育所、市立のね、わかぐり保育所を買収して、仮称千代田保育園を新設したいという事前協議書が出されていますね。これはご存じですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それも知っています。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかぐり保育所を買収して、保育所の運営をする。今度は、今、下稲吉中学校の近くに千代田保育園を建設している。これについて、定員も同じように120人ですが、どのような経過なんでしょう。教えてください。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

その点について、それでは少し詳しく話をさせていただきます。

まず、沼田さんは多分去年の夏のころ市長室に見えまして、保育所をやりたいと。私はどうぞどうぞと言ったわけです。その後、場所がですね、6号国道のそば屋さんありますよね、あそこに、何でしたか、コウモンそば、コウモンそばのちょっと土浦寄りあたりにつくりたいということで、話がまたございました。基本的にこっちはどうぞどうぞですから、やってもらっていいですよ。そのほか、さくら保育所も今民営化で業者選定をやっているから、そのときもぜひ応募してくださいよと、そういうことは私はPRはしておきました。ただ、独占的になるということはありませんから、何社かが応募するというのを前提に、さくら保育所はやっていただけですか

ら、民営の保育所をやるのもいいし、それから、さくら保育所の、何ていうんですか、運営に携わってもらってもいいと。そういう一環の中で、6号国道の場所がだめになっちゃったんですね。買収ができないと。それで、わかぐりがあの近くにあるんで、あそこもいずれ民営化するんでしょうと。そうですと。かすみがうら市はいずれ民営化をやっていきますよと。さくらもそう、わかぐりも、やまゆりもみんな、もういずれ民営化の方向は出ているわけですから、いずれ、さくら保育所の次はわかぐりですよと。じゃ、そのときは名乗りを上げてくださいと。そういう名乗りを上げてくれる人は、多いほうがいいわけです。1社に頼むなんてことじゃなくて、多いほうがいいわけです。それで、有利な条件をこっちで選べばいいわけですから。だからそれは当たり前のこと、市役所として、どうぞどうぞと言ったんです。そうしたら、向こうからぜひやりたいという話を、わかぐりのほうもやりたいという要望書があったんですが、要望じゃなくて、そういう申し入れがあったように覚えているんですが、それは別に、ああ、そうですかと受け取っておけばいい話で、何の問題も私はないと思って受け取っておりました。これは要望ですから、相手方の要望ですから、何の問題もないと思います。

[「事前協議」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

事前協議をしたいということで来ていたのかどうかはわかりませんが、そういう形で協議したい。私はそれはアピールしているので、ただ、こっちがその段にはまだなっていないので、受けておくということで受け付けたんだと思います。

[「新設の保育園」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

新設の保育園については、その後いろいろ物色していたと。その6号国道のところだめになっちゃったんで物色していて、わかぐりとは別に。わかぐりとは全く別に、わかぐりは将来の話ですから、どこか民設の保育所をつくりたいということですから、それを物色していて、結果的に下中の脇にたまたま土地を譲ってくれる人があったんで、あそこで立地するということです。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

さくら保育所の地代が高いということは私も認識しておりますが、いずれにしても、市長はそのことをかなり強調しております。そういう意味では、さくら保育所を、地代が高いんで何とかしたいという、そういう思いがですね、さくら保育所を廃止にしたいというものにつながったんじゃないかなと。今回の、今、沼田学園にしる、廣山会にしる、定数が120、128となりますと、さくら保育所の存在そのものについては、もう必要でなくなるというふうに、私は民間の保育所の建設につながったのかなというふうに私は捉えております。

厚労省の第1回の21世紀出生児の縦断調査というのがありますが、月齢6カ月の子どもを持つ親が利用したい保育所は、公立認可保育所が74.5%、私立認可保育所が42.1%と圧倒的なんですね。その一方では、認定こども園が17.1%、家庭的保育、いわゆる保育ママですね、これは12.2%になっているんですね。こういうことも、今回の保護者のアンケートからも、新しい保育園のいわゆる説明会、これは3回ですか、やったようではありますが、これを通じて、改めて公立、

いわゆる市立さくら保育所のよさ、これを認識したんじゃないかなと思われる中身がこのアンケートの結果になっていると思います。

認定こども園になりますと、ご存じのように直接契約になりますね。実は、守谷市の広報9月号があるんですが、26年度の認可保育所の申し込みの受け付けというのがあるんです。この中に、守谷保育園は平成26年度から認定こども園へ移行する予定のため、市役所児童福祉課では受け付けを行いませんというふうになっているんですね。沼田学園は来年開園ですが、その後、認定こども園というふうになっていると思いますが、それは確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

○保健福祉部長（木村正美君）

沼田学園ですが、来年の4月からは保育所として運営しまして、その翌年度、27年度からは幼稚園を併設して、認定こども園として運営をしたいというふうに話は聞いてございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

認定こども園になると、このように、守谷市のようにですね、直接契約してくださいというふうになってしまうということになるわけです。そういう意味で、子ども子育ての新制度、これは公的保育を後退させるような中身があるんですね。ただ、保育関係者、多くの関係者が、何とか公的な保育を守りたいということで、いわゆる児童福祉法24条の1項、市町村の義務を復活させた、こういうことがあるんですね。ですから、公的責任による保育の制度の拡充というのは、本当に多くの保育士、また保護者の意見、要望だというふうに思います。ですから、当市の保育所の運営計画というのは、全て認定こども園のほうに指向するような中身になっておりますので、改めて、この計画については見直すべきだと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

認定こども園については、神立幼稚園が今回、来年の4月から認定こども園でやると。認定こども園がいいのか、民間の保育所がいいのか、あるいは公立の保育所がいいのかというのは、私は、私立の保育所、認定こども園、公立でやれるところは公立でやってもいいと思います。それはその市町村の選択であります。今、国の方向としては、こういう保育事業、あるいは認定こども園事業については、民間の活力をどんどん引き出していくと。そういうことによって、子育て支援、いわゆる子育てがしやすい社会をつくっていくというのは国の方向でありますから、私はその国の方向にのっとって考えていきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

国の方向と言いましたが、協議をして、児童福祉法の24条の1項というのを復活させたんです

よ。これが国の意向にもなっているんですよ。そういう意味で、市町村の保育を実施する責任、これがあるということなんです。また、同じように、認定こども園とか、または小規模保育だとか、そういうものについても同列になっているんですね、今度のいわゆる子ども子育て新システム、新制度というのは。そういう意味では同列になりました。でも、やっぱり24条の1項というのは、公的な保育を保証するという点では大事なんですよ。そのことを私は強調しているわけです。市長は、もう市町村の実施義務は放棄しますよという考え方なんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市町村の保育の義務を放棄するというのではなくて、法の趣旨は、公的に保育責任を自治体が持つということ、それが法の趣旨だと思います。それは、公的にやるか私的でやるかというのは自治体の選択でもありますし、私的でやることを排除するものでは全然ないと。かといって、公的にやることを排除するものでもありませんし、両方、公民あわせてですね、子育てしやすい環境をつくっていくというのが24条の趣旨であると私は理解をしております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ここで議論する時間がないので、また後でやりましょう。

学校給食の無料化なんですけれども、今、市長が子育て助成金、月5000円というお話をされました。非常にその点についても現金支給、また現物支給にするかという点では、いろんな協議をしていくというのは大事だと思うんです。その中で、ちょっとおもしろい記事があったんですね。東京の日の出町では、若者世代の流入・定着を振り向けようと、ゼロ歳から15歳まで、子どもに毎月1万円、保育料や給食費などにも使える、いわゆる次世代育成クーポンを発行しているそうです。これは5000円としてやればまた違ってくるかもしれませんが、こういう発想もあるということをご紹介したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この前、私どものほうから文教厚生委員会にお願いをしまして、子育て支援の現金給付5000円というのはどうだろうかという持ちかけをしたわけでありまして。その中で出た議論、佐藤議員もご存じだと思うんですが、これは余り適切な言葉ではないかもしれませんが、決してみんながそうという意味じゃなくて、一部の保護者に、じゃ、その現金というのは色がついていませんから、パチンコ屋さんの玉代にしたっていいわけですね。そういうことに消えちゃったら子育て支援の意味がないでしょうという議論が出てきました。これは文教厚生委員会の中での議論ですから、私が言っているということではなくて、そういう議論が出てきました。そういう意味で、今、日の出町のいわゆる給食費とか保育料に使えるクーポン券という発想は、これはパチンコ屋さんにもそのクーポン券を持っていても使えないわけですから、極めて効果的なものであると私は理解します。

ただ、今、児童手当ですね、児童手当については、子ども手当については、制度によって言い方が違うみたいですが、国のほうでもいろいろ拡充しているみたいなことがありますので、それと、制度が複雑化、さらに市でやるということになると複雑になるんで、今の方向としては、給食費の無料化のほうが、もともと議会でもそういう要請が強く出ていましたし、現物給付でこれは当面国がやるという方向ではありませんので、市で単独でやるとすれば、一番わかりやすいかなど。金額的にも両方、どっちをやっても1億6000万だということでもありますから、そういう――私はそう思うんですが、議会のほうでどういうご判断をされるか、今後いろいろ委員会等でも練ってもらいたいと思います。最終的には、1億6000万程度の予算を子育て支援として、私は来年度に反映させたいと、そういうふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 3時06分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

就学援助の件でちょっと問題があるんですけれども、民生委員の関与、これが必要だというふうに言いました。しかし、民生委員にかかわっては、就学援助の準要保護の認定に際して、政令で民生委員に対して助言を求められることができるという規定があったんです。しかし、「できる」という規定のために実施していない自治体もあったんです。その後、05年3月の法改正、これで2条第2項が削除されて、それに伴い政令も削除されたという経過がありますので、民生委員の関与は必要ないということですので、確認願えますか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

私どもの事務を進める中におきましては、ただいま佐藤議員さんからご指摘がありましたように、制度上の見直しは進んだわけですが、当市としましては、引き続き民生委員さんの意見については取り入れていきたいと、職員については聞いていくというようなことで、制度をそのまま続けているものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

法的にもう削除されたと言っているのに同じ答えでやるんだもんね。だから同じなんだと言うの。全然改善されていないですよ。後でこれは詰めます。

それと、今回通学の問題で要望書が出ました。実は、1963年3月に文部省の学校施設基準規格

調査会というのが出した通学距離の適正值というのが、都市部においては小学校は0.5キロ以内で歩いて10分、中学校は1キロ以内で歩いて15分ということなんですね。適正化規模というのはその前にできたんですね。そのときに小学校は4キロ、中学校6キロまでということなんで、今、公立小中学校の統合についても、教育長が言ったように、いわゆる地域の住民または通学上の著しい困難、こういうものについて改めて確認をしていただきたいというふうに思いますが、この通学距離の問題について議論する必要があると思いますが、教育長の見解を求めます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

小学校4キロ、中学校6キロということで私どもは進めております。今回、心配だというその親御さんのお気持ちは、私もよくわかります。しかしながら、これはどこかで線を引かなければならないということでございますので、その線の中に入った者、入らなかった者、不平不満が出てくるということは私も若干予想しておりましたが、そういうことになって非常に残念に思っておりますが、請願が出たということで、議員の皆様にも実情をよく調べていただいて、そして、ご議論をいただきたいと、そう考えているところであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、いずれにしても、議案審査の中での議論も深めていきたいというふうに思います。

それでは、向原土地区画整理の問題について質問をしていきたいとします。

いずれにしても、仮換地を購入した新住民は新たな組合員になるわけですが、この事業が赤字になった場合は、賦課金を課すということは理解しているというふうに言いましたが、これは確認しましたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

向原土地改良区の仮換地を購入した方につきましては、総会度、購入した時点で文書において署名をいただいております。また、総会時においては、総会出席のためのその中で、説明等は行っておる次第でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんだよ。確認したかって言ったんだよ。私はこれ何回も何回も、この向原については、仮換地をした組合員についての、新しい組合員になった人たちのこのことについて、売買するときに不動産会社の土地購入についての重要事項説明書、こういうところにきちっと書いてあるか、そのことを確認したかと何回も言っても、その答弁がないんですよ。また同じ答弁ですよ。確認していませんね。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その購入する時点での文書には、その負債額等の金額は明示されておりませんが、5月に行われました総会においては、委任状で欠席された組合員の方もおりますが、その際、自宅を回りまして、組合のほうでそういう説明をしたということで、私のほうは理解してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても確認をしていないということだと思うんですね。これは非常に大事な問題だというふうに、今後大きな問題になってくるというふうに思います。

それで、仮換地を全て売ってしまえば脱会したことになって、それが実際に売り抜けした2名の方は脱会したことになっちゃうわけですね。そうすると責任は逃れられるわけですね。これについての対策は全くないということですが、この2名の仮換地の面積は合計で幾らでしたか。売り払ったのは。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

2名の方で、全て売り払った組合員は2864平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、過日、向原の組合の理事長から行政支援の依頼文書が届きました。この理事長も仮換地を手放していますが、何平米ありますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

10区画で2458平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この仮換地の面積、総面積、移動面積は幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

7371平米でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

理事長は2458平米、これを移動させているというふうに報告がありました。そうすると、3分の1、これ仮換地、移動の分、多くを占めていますね。確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

仮換地面積で理事長さんが売った面積を割りますと、33.3%になります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで実は、いろいろ時間がないので、区画整理の仕組みについてちょっと説明するのは省きますが、実は、これが向原土地区画整理の資金なんですね、資金計画。平成15年度、合計11億1500万。そのうち保留地処分金が6億3600万ぐらいですね。町の助成金とか、それからいわゆる町費、これは補助金ですね、あと国庫補助金、これを合わせますと4億7900万なんですね。私はいつも6億を超えている、6億を超えていると言ったんですけども、なぜ6億かという、実は向原のほうの前の理事長から平成13年6月12日に要望書が出ています。この要望書にはどういふことを書いていますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時20分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼しました。

要望内容でございますが、今後の事業を円滑に推進するためには区域変更を考慮しなければなりません。このため、区域内の組合員の負担が過重になることが予想されます。また、長期にわたる調整池の状況を考慮すると、今後の対応及び軽減策として、調整池の底地及び進入路の用地を、ぜひ町による買収をお願い申し上げますということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで要望書が出されまして、それで調整池の底地と進入路の用地を購入しているん

です。この購入金額について今質問しても恐らくわからないと思いますので――わかりますか、はい。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

調整池の用地費でございますが、金額につきましては9039万3000円でございます。また、道路用地につきましては、この整備費も含まれると思いますが、8893万2000円となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

合計で幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

1億7932万5000円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい。ということで、いわゆる助成金や町費、国費を入れて4億7900万。それに対して、今おっしゃった1億7932万5000円。合計しますと6億5832万5000円。これがこの向原土地区画のところに投入されているという事実なわけですね。

これを見ていただきたいと思いますが、6号国道、大塚団地、成城台ということで、こちらは整備されて、この部分が向原のところなんです。ところが、これはほとんど雑木林という状況で、当時は、これは平成5年ごろの航空写真でございますので、まさに二束三文の状況だったわけですよ。これに対して区画整理事業を行って、売ることが、いわゆる土地の増進ができたわけです。そのことによって、二束三文の土地が売れる環境になったというふうに思うんですね。しかし、この、今お話ししましたように、保留地が一つの財源になっているわけですね。この保留地を販売することが前提になっているにもかかわらず、なぜ仮換地を先行販売してしまったと思いますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

前回もお伝えしてございますが、やはり、条件的に仮換地の場所が恵まれた場所もございます。そのようなことから、仮換地を保留地販売より先に販売した経過がございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

仮換地販売によって価格がどんどん下がってきているということは、前にも述べたと思うんで

すね。これは、私が、仮換地された土地が不動産会社に売却されたんじゃないかというふうに指摘したのはいつでしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

向原土地改良区では、その造成工事等の選定条件としまして、そういう保留地を購入した業者を優先的に選定した経過がございます。そのようなことで、造成工事をやったダイワハウスが8区画を購入したという経過がございます。

[佐藤議員「全然違うよ。仮換地を売ろうとしているということを指摘したのはいつですかと言っているんだよ。平成17年第2回定例会……」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成17年第2回定例会、一般質問において佐藤議員より、換地されたところで不法産廃と思われるもの、これを掘り起こし、整地し直している箇所があり、この土地は仮換地された土地でございまして、不動産会社に売却され、保留地販売価格と桁違いの坪単価で売却されているというご指摘を受けております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そのときの町の対応はどうでしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その時点では、市長答弁では情報は把握しておらないということでございます。また、当時の土木部長も把握はしていないということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これを見ていただきたいと思いますが、平成17年に私が指摘していましたね。もう売ったんじゃないかということで、この青じゃない紫が仮換地です。その後、仮換地がどんどん移動していますね。保留地販売よりも先に仮換地が既に売られているという実態がありますが、これで技術的な支援とか何とかと言いますが、当時の町は適切な指導をしたと思われませんか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

仮換地された土地の売却につきましては、組合に対しまして、当初より保留地の販売を促進す

るため仮換地の売却を控えるよう、指導、協力をお願いしております。

今回の仮換地の売却等に関しましては、相続等の問題があり、組合員個々の事情により売却等を行っておりまして、個人の権利ということで阻害できないという観点から、そういう最終的な売却をとめるようなことはできませんでした。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

適切な指導がなされていないということを今言ったと思うんですけども、実は、この区画整理の中では住所を構えていた方は何名でしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時29分

再 開 午後 3時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

失礼しました。

事業区域内に住居を構えていた方は2名でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、住まいを持たない組合員、地権者が土地の利活用といえば、土地を売るかアパートを建てて経営することしかないわけですね。そういう意味では、一般に言う土地区画整理事業とは異なるわけです。この仮換地販売について、移動について、市長、どう思いますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

通常のいわゆる区画整理事業とは、ちょっと形が違うというふうに認識せざるを得ません。

[佐藤議員「いや、仮換地の売り払っちゃったことについてどうかって」

と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

余り適切な行動ではないけれども、先ほど部長が答弁したように、当時、市としてはなるべく

そうしないでほしいという要請はしておったんだが、個人の権利なのでやむを得なかったという
ような答弁であります、個人の良識に期待するという極めて弱い面はあろうかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

時間が迫っております、なかなか問題が切り込めないんですけれども、実は、今は故人にな
りましたが、鈴木元市長は収賄容疑で起訴されて有罪になったわけですが、私は官製談合がずつ
と続いていたというふうに、これは供述調書で私は確認していますから間違いありません。これ
は造成工事ですから、土木事業ですよ。当時、向原土地区画整理事業規模は幾らでしたか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

工事費としましては11億8000万が計画でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

組合員の中には、この事業に対して強く反発をした方がいますが、それについて全く無視して、
仮換地の指定段階も経ずに区画整理工事を先行させ、調整池をつくりましたが、この調整工事の
契約、また、その変更契約がありました、それは幾らでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

調整池築造工事につきましては、向原土地区画整理事業調整池工事及び河川改修工事というこ
とで、当初契約額が2億600万円、変更増額分が1802万5000円、計、合わせまして2億2402万
5000円でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これが実は安藤建設、木村建設JVだったんですね。このうちの木村さんというのは当時町会
議員だったわけです。その町会議員が親戚の組合員に、この工事で5000万円もうかったというふ
うに語っている事実があるわけですね。そこで、検査請求をした方がいらっしゃるんですよ、こ
れは違法だということで。県にこれを検査請求しましたが、その後、この土地区画整理事業は中
断したと思えますが、確認できますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時35分

再 開 午後 3時36分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

平成13年4月3日でございますが、県に対する中止の申し出がございました。その中で、13年4月8日に計画変更の説明会、総会等を開きまして、また、議会におかれましても向原土地区画整理事業調査特別委員会が設置されております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

検査請求は平成6年12月15日ですよ。

前に言っているんだけど、今回は言わなかったかな。平成6年12月15日。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時38分

再 開 午後 3時40分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ただいま手持ちの資料ではちょっとわかりませんので、後ほど調べてご報告させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

なかなか時間が足りないんで、次のところまで行かないんですが、ちょっとだけ、あと1分なんで、この前にパネルで示しましたが、保留地の位置図ですね。これで迷路みたいな袋小路になっていますが、健全な市街地というふうに言えますでしょうか。市長、見解を求めます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

6号側と、また旧大塚団地側に向かっての、両方への出入りする太い路線というのは確保されていない状況から、正常な市街地開発とは言えないと思います。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

正常な市街地開発でないというふうにおっしゃいました。そういう点では公共性が乏しいということだと思います。時間がないので次へ移りますが、これは引き続き、次の定例会で質問したいと思います。

最後に、水の問題ですけれども、受水費がどんどん変わっていく、平成24年の決算では原価が244.5円、それが255.4円、283.3円、317.9円というふうに変わります。こういうふうな変わり方について、これは実施協定の見直しが必要だというふうに思いますが、市長はどのように考えていますか。実を言うと、この実施協定がかなり市町村の実態をしばっているわけです。この点について見解を求めて、終わりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

実施協定によれば、最終的に日量6700トンということになっておりますが、これは受益各自治体ともみんなで県の企業局に申し入れをしているところでありますが、この計画変更を見直しをお願いしたいと、受水量の計画変更をお願いしたいということとを共同で提案をして、毎年陳情を繰り返しております。市としては、とりあえず今は日量1000トンを受水しておりますが、中央広域から1000トン程度受水しておりますが、26年、来年の4月から1700トンに増水すると、さらに、最終的には二千百数十トンに最終的には増量したいと、こういうふうと考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

最後にです。一般会計からの補助金が9000万ぐらいつつ続いていました。今度、消費税の値上げ分は、その一般会計からぜひ補填してもらいたいと。

以上、終わります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、あす12月5日定刻から引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時44分

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

平成25年12月5日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 田谷文子 議員
- (2) 中根光男 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

(1) 田谷文子 議員

(2) 中根光男 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	田谷文子	1. かすみがうら市10周年に向けて、市内外にどのように存在感をアピールするのか
		2. 小中一貫校の推進方策について
		3. 子育て支援策の具体化について
		4. 広域行政の現状認識について
(2)	中根光男	1. 小学生に食と命を学ぶ農業体験学習の定期的実施について
		2. 適応指導教室（ひたちの広場）の改修及び教育内容の充実について
		3. 防犯対策について
		4. 青少年の健全育成について
		5. 医療体制の強化について
		6. 小中学校への防犯カメラ設置状況について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。したがいまして、法令等を遵守していただきますことを求めます。また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明に答弁することを求めます。

日程第 1 一般質問

○議長（鈴木良道君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

4番 田谷文子君。

○ 4 番 (田谷文子君)

皆さん、おはようございます。

平成25年第4回定例会に際しまして、一般質問をさせていただきます。

25年といえば、もう平成になって4分の1世紀を経ることになるわけです。単に、ことし1年を振り返るだけでなく、この25年を振り返ってみればバブルの絶頂からその崩壊に、そしてそれに引き続く失われた15年とも20年とも言われる長い長いデフレからの景気低迷に多くの国民は閉塞感を抱きつつある中で、平成23年の3. 11で追い打ちをされたような時代であります。3. 11から昨日でちょうど1, 000日を数えました。この寒空の中、被災した皆様方はどのようにしているのかと、今、私も心を痛めているところでございます。

その間、景気のみの問題にとどまらず、国・地方を通じて、待ったなしの借金財政に陥ってきております。巷間言われておりますように、今アベノミクスによって好材料が出てきたように、景気上昇に期待感も高まりつつありますが、これもまだまだ軌道に乗ったとまでは言いがたく、来年4月からの消費税率を8%まで上げることが現実化した場合、果たして心配がないという状況になるかどうかは一つの懸念材料でありますし、それをしのぐ民間企業の活発な活動が命綱となっているようにも私は思います。

そこで、こういう視点に立って、第1点は、財政の一層の合理的活用による節約と選択と集中による市民の福祉向上につながる市当局の考え方を伺うことであります。

もう一つは、民間企業の育成方策に関する代表的な農政と地域の資源ともいべき農産物には付加価値をつけて、いわゆる6次産業化によるもうかる農業の確立をどうしていくのかについてお尋ねしたいと思っております。これは、今、国で問題となっているものの地方版だというつもりで、これからの質問にお答えいただきたくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い、順次4点ほどお尋ねいたします。

まず、第1点目として、平成の大合併は茨城県の市町村の数が合併前の半分になり、44市町村となったわけです。その中で、旧霞ヶ浦町と千代田町は新たに町から市となり、かすみがうら市となって市制をしいたわけです。市は町村と違って、福祉事務所を設置するなど、地方の自治体としての機能がより大きくなりました。それだけに市当局はもとより、市議会の役割、責任は大きくなったわけです。

ここで、来春にはもう、かすみがうら市が誕生して満10年を迎えるわけですので、久しく地域間競争といわれてきた中で、本市もその存在感を内外に大いにアピールしなければならないと思うわけです。全国的に見れば観光対策や少子高齢化対策、あるいは文教政策等において、それぞれの自治体の創意工夫によって大きな成果を上げて存在感を高めた市町村もたくさんあるようです。イメージ調査によると、茨城県は最下位という報道がありましたが、県民はそういう意識は全然といってよいほどないようです。それだけ自分の住んでいる茨城県をひどいところだなんていう考え方は持っていない。これはまことによいことだと思いますが、それだけ自己満足に陥って自分の住んでいるところをほかの人に知ってもらおうとする意欲が乏しいというか、そういうことに対して非常に淡泊過ぎるのではないかと思います。この競争社会においては、こうした点をよい方向に改めていく必要があるかと思えます。

そういう意味では、このたび日越国交樹立40周年の記念すべき年に、ベトナム共和国のほぼ中央部に当たるホーチミン生誕の地である人口40万の都市のビン市と交流が持てたことは大変有意義であり、かすみがうら市の存在感を海外にまでアピールする一助になったことは申すまでもありません。この11月7日にビン市のシン市長のご一行様が、かすみがうら市長の声に応え、このかすみがうら市を初めとした本県各地を視察に訪れましたが、私もこの訪問団の皆様が約1週間滞在している中、ほぼ毎日のおつき合いさせていただきました。個人的にも心からの交流が図られたこと、まことに感激にたえないところでございます。国は違い言葉は通じなくとも、心は通じ合えるものだとしみじみ考えさせられました。

この間、市長は、教育長そして先輩市議会議員ともども沖縄を訪問し、座間味村との交流もしてきたことと伺っております。そこで、このベトナムのビン市との交流、また沖縄の座間味村との交流、これからの末永く友好のきずな・シンボルとして、さらなる進展を図っていくことが重要だと思うわけです。そのためには、はっきりとした友好提携のための協定書を取り交わすなど、次のステップに向けた活動が必要になりますし、またそれに対応した必要最小限の予算措置も考えなければならないと思いますが、こういうことに関して、市長の見解をお伺いいたします。

次に、2点目として、小中一貫校の推進方策についてお伺いします。

9月の定例会においても同様の質問をいたしました。そのときの市長の答弁は、この一貫校については大変前向きでよく考えておられることがよくわかりました。また、教育長さんの答弁も市長同様、私にとってはとても大変前向きでおられることがわかり、感銘した次第でございます。

その後、文教厚生委員会に教育委員会の千代田地区小学校の統合整備に関する資料が提出され、さらに全員協議会にも同じものが配付されました。それによりますと、現在、千代田中学校の校舎の面積は約4,000平方メートルです。そして、千代田中学校の余裕教室を有効活用し、小学校の不足教室分のみを増築する検討において、現千代田中学校の全体の約70%ぐらいいは何らかの形で小学校と共用できるというふうに私は理解しておりますが、この数字だけでも小学校の統合に当たっては、既存千代田中学校を十分に活用するという前提で検討を進めることが最も理にかなっているのではないかと思います。市長の考え方を伺いたいと思います。

さらに、物理的に小・中学校が一緒のエリアによって双方が施設の有効利用を図り、より一体性を持つことが小中一貫校への大きな一歩になることは間違いありません。しかし、校舎等の一体利用は一貫校の1つの条件であり、一方では、教育内容に大きな変革をもたらす、特色を持った教育の可能性を高めるものでなければならないわけです。

今、体操やフィギュアスケートを初め、スポーツの中では低学年からのすぐれた素材の発掘、育成のチャンスを見出していくことが必要です。外国の例に見られるように、英語やパソコン等の教育に力を入れ、将来の産業人、あるいは国際人をつくろうということにも心がけなければならないと思います。それに加えて、今、少子化の中で、兄弟も少ない、したがって、兄も姉もいない子ども、弟、妹のいない子どもも数多い中で、年齢を超えた人の交わりの機会を多くつくれるという効果を見逃すことができないのではないかと、私はそういう期待も抱いているところでございます。何にも増して、現行の6・3制の義務教育が変わっていくのではないかと、すなわち、だんだん教育水準が上がっていくに従って、小学校五、六年生の高学年になれば中学校のように教科

ごとに担任の教師が担当するなど、先生方の弾力的な活用、あるいは配置が可能になり、時代の要請に沿うことになろうと思いますが、教育長はこの点をどのようにお考えになっているか、改めてお伺いいたします。

次に、子育て支援策の具体的方策についてお伺いいたします。

数日前、テレビ報道を見ていましたところ、中学3年生までの医療費を無料化にしている市町村はかなり多いと言われております。とりわけ埼玉県においては90%を超える市町村が実施済みのようにあります。決して所得制限の問題はないように思います。本市が実施する際、所得制限について議論したことはほかでは余り問題になっている様子はありません。それより医療費無料化は今や常識的と言ってよい状態にあるのではないかと思います。これを実施することは重要であります。特にかすみがうら市をアピールするほどの対策ではなく、低い水準での所得制限を行政の立ちおくれと言わなければならないのでは、早急に是正すべきであります。

また、ほかの市町村がやっていることを後追的にやるのは、いわば二番煎じのそしりを免れないということは、前にも私は指摘してきたつもりです。したがって、ほかでは余り取り上げられていない子育ての費用負担を上手に軽減する知恵を絞って政策を講じるべきです。そうすることによって、本市の先進性をアピールできることとなり、人口増にも結びつく期待感が生まれるわけですので、思い切って給食費などは無料化にするというような対策を導入する考えはないか、市長にお伺いいたします。その際、財源の確保は心配ないかどうか。また、一旦始まればもとに戻すことはできないでしょうから、将来にわたっての財源もあわせて心づもりしなければなりません。これからは固定的な経費となり、将来の財政も拘束することになりますので、その辺の覚悟も含めて、市長及び担当部長にお伺いいたします。

また、子育て支援の重要な要素であります保育所の問題についてお伺いいたします。

今、保育所の民営化の是非をめぐって、若いお母さん方を中心に関心が高まっております。この前の議会では請願もなされております。市当局の考え方・方針が、市民向けにきちんと正確に伝わらずに無用の混乱を生じているのではないかと心配しているところでございます。このような多くの人に関係する保育行政の方針転換については、通常の広報活動よりも一層心配りをした特別の広報が必要だと思っておりますので、年内にもきちんとした広報を行うよう希望いたしますが、担当部長にその辺のことをお伺いしたいと存じます。

4点目に、広域行政の現状認識についてお伺いいたします。

国にも内政・外交とあるように、今自治体においても常に周辺の自治体の動向をにらみながら、一緒にやるべきことは協力し、一体化したほうがよいときには勇敢に一体化する。すなわち合併を進めるべきであります。

今のかすみがうら市は、神立駅及び駅周辺の整備を手がけ、より土浦市と切り離せない関係を強めつつあります。また、土浦協同病院がおおつ野に移転されれば、市民の医療についても大きく依存度を高めることとなります。既にかすみがうら市と土浦市の境界は、市民にとっては邪魔にこそなれ、便利なことは何もなくなるでしょう。

一方、11月26日の茨城新聞は、「JAの広域合併加速」という見出しで石岡地域3農協が合併推進協議会を立ち上げ、2015年2月にも合併するという方針を固めたという報道をしております。その中に、県南地区内の土浦学園地域の3JAも合併研究会を発足させたと述べております。要

するに、本市を取り巻くJA土浦も、いよいよつくばとの一体化合併を推進する道を歩み始めたということです。もちろんJAの動きと行政は必ずしも同じではありませんが、本市のように農業がかなりの比重を持っている市においては、このJAの動きとできる限り協力しやすい行政体を形成していくことが、より実効性の上がる基本ではないかと思えます。とりわけ、これからは農業規模拡大、担い手の育成に力を注いでいくことが重要度を増してくると思えますので、そういうスケールメリットの創出しやすい行政の合併はぜひとも必要なこととなろうかと思えます。

また、JAの動向ばかりでなく、一方で農業の6次産業化、すなわち生産から加工、そして販売まで一貫して行う攻める農業が重視されてきております。それは農産物の付加価値を高め、農家の収入を多くしようとする経営方針だと思えますが、行政もそういうことがしやすいようバックアップしなければなりませんし、つい先ごろ、NHKの「あさイチ」という番組で、レンコンが健康にすこぶるよいという報道がなされ、JA土浦のレンコンセンターでつくられているレンコン粉末は瞬く間に売り切れ、県内外から予約も集中し、再入荷は年明けになるというほどのフィーバーぶりを示しました。ほかにも、市内にはこのような地元の農産物の加工販売に取り組んで、多くの成果をおさめつつある事業者の皆さんもおります。このような取り組みに対して、行政は販路拡大を応援できるような体制を市町村の行政界を越えて、広域的に進めるべきと考えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。

市長は常々合併に積極的で、前向きな発言をしておられることは十分承知しております。私が市長に期待を寄せ、市長と一緒にこのかすみがうら市の地域をよくしていこうと考えているのも、この広域的に合併を推進し未来のこの地域の発展をそれに委ねていこうと決意しているからにほかなりません。そこで、いま一度、いま一步、リーダーシップをとっていただきたいと思っております。すなわち、市民各位が市長のおっしゃるとおりだというようにリードして行ってほしいのです。

そのために、少なくとも市長の次の任期中には合併を実現するか、確実なめどをつけるなり、そのためのスケジュールを確立すべきと思えます。今、JAがやっているように、合併研究会を立ち上げて、そしてそれを推進協議会に発展させていくという合意形成を取りつけていくことです。そのように私は感じております。

こういう具体的な目標を掲げ、次の立候補を決意されるよう、切に望んでおりますので、今の考え方を表明されるようお願いいたしますとともに、お伺いいたします。

次に、この10月末に、もう一つの隣接市である石岡市の市長選が行われ、新しい市長さんが誕生しました。市長はかわっても行政の継続性はある程度維持されなければなりません、それは好ましくないことを改善することをためらってはならないと思えますので、よい方向に協力を強めていただくよう期待するところでございます。

特に、この7月に筑波山地域ジオパーク推進協議会に土浦と本市が加入し、これまでの石岡、笠間、つくば、桜川と合わせ6つの市でジオパーク認定を目指すという記事がありましたが、その中で宮嶋市長はかすみがうら沿岸地域の魅力も織りまぜながら、それぞれの特徴的な地域資源を有機的に結びつけていきたいと語ったと報じられております。

そこで、そもそも、この6市で一緒に推進する筑波山地域ジオパークとはどのようなことなの

か、よく広報をして市民の理解を求めることが、石岡市や土浦市、つくば市などと連携を強める上で欠かせないことだと思います。こういうジオパークについても、いわゆる市民との協働の立場から推進して行ってほしいと希望いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、かすみがうら市10周年に向けて、市内外にどのように存在感をアピールしていくのかについてお答えいたします。

アピールの方法としてはさまざまな手段があると思いますが、その中の1つとして、都市交流事業が取り上げられると思います。

まず最初に、1番、ベトナム・ビン市との友好提携についてお答えいたします。

10月末の全員協議会で説明させていただいたとおり、ハスの取り持つ縁で始まり、ビン市からの招待により、6月と10月の二度にわたる現地への訪問で育んだ両市の友好関係ですが、市議会議員の皆様を初め、茨城県、市内外の事業者の皆様のご協力のおかげで、11月7日から11日の日程でビン市訪問団を受け入れることができ、さらに友好を深めることができました。市議会の皆様には、この場をおかりしまして御礼を申し上げます。

熱烈な親日的かつ勤勉で真面目な国民性のベトナムとの友好関係は、企業進出などの経済的交流や医療、農業分野での人的交流など、今後大いなる可能性があり、本市誕生10周年に当たる来年度には友好都市協定をさらに実効あるものにしたいと考えております。市議会の皆様のご理解と引き続きのご支援をお願いいたします。

次に、2番、やはり都市交流事業の沖縄県座間味村との友好提携についてお答えいたします。

こちらも、10月末の全員協議会で説明させていただいたとおり、外塚県議会議員と狩野前県議会議員の紹介により、座間味村長が本市を表敬訪問したことから交流が始まり、お忙しい中、小座野議員にもご同行いただき、11月4日から6日の日程で座間味村と沖縄本島の現地視察に行っていました。

座間味村は「世界が恋する海」のキャッチフレーズのとおりの大自然で、海洋スポーツや自然観察などが趣味のアウトドア志向の市民にとっては、この上ない魅力的な場所であるかと思えます。最初は行政レベルで、徐々に市民レベルでの友好を深めることにより、商業ベースのリゾート旅行では味わえない田舎の親戚に遊びに行くような旅行先が提供できるのではと期待をしております。

修学旅行先の可能性については、座間味村は沖縄本島から若干離れており、日程の面から考えると座間味村単体では困難であると言わざるを得ませんが、沖縄全体で考えた場合、歴史教育、平和教育、自然教育などの観点から、修学旅行先としても大変魅力的な場所であると考えており

ます。

そのようなことから、座間味村についても、ビン市同様、10周年記念に当たる来年度には友好都市を締結したいと考えておりますので、市議会の皆様のご理解と引き続きのご支援をお願いいたします。

なお、座間味村長、議長、教育長ら6名の訪問団が、友好都市協定締結に向け、東京出張の際に本市まで足を延ばし、12月25日、本市へ視察に訪れる予定となっておりますので、その節には市議会の皆様のご協力をお願いしたいと存じております。

次に、2点目の小中一貫校の推進方策については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、子育て支援策の具体化についてお答えいたします。

最初に、1番、財源をどう確保しているのかについてお答えいたします。

ご承知のとおり、国・県等の補助金交付金等の特定財源が見込めない事業につきましては、全て一般財源となりますが、歳入歳出の均衡を考慮しながら、財源を確保してまいりたいと考えております。

これまで、行政改革の取り組みを進めておりますが、中でも、経常経費の縮減、補助金の見直し、職員数の削減等により、今後もさらに改革を進め、財源の確保に努めてまいります。

続いて、2番、将来にわたっての充実策についてお答えいたします。

子育て支援策と申しますと、子どもを育てる保護者に対するもの、子ども自身に対するもの、子どもを育てる社会環境づくりなど、幅広く考えられます。

さきの文教厚生委員会において、子育て支援策としての年間6万円の現金給付事業を1つの案としてお示しいたしましたが、給食費に対する手当てにしてはどうかというご意見も頂戴しており、いわゆる小・中学生の給食費の無料化という意味ではありますが、具体的な検討を現在進めているところであります。子ども本位の支援策についても、保育所事業の運営方法の見直しや、学校統合などによる教育環境の充実を初め、子育てに関する相談体制の強化などを調整しているところであります。

このようなことから、子どもを育てるための環境、子ども自身が健全に育つための環境を双方向から充実してまいりたいと考えております。

次に、3番、保育所のあり方をどう考えているのかについてお答えいたします。

全国的にも急激な少子化が進む中、年少人口が減少しており、安心して子どもを産み育てるために総合的な支援対策の実施が求められております。国では、子育て家庭への支援対策として、児童手当や児童扶養手当など給付による支援を図ってまいりましたが、税制度における扶養控除の廃止などにより負担軽減が十分とはいえないものとなっております。

さらに、県の子育て支援としては、マル福制度の拡充など医療面においても支援している状況ではありますが、本市においては、このマル福制度のさらなる充実を図ってきたところでもあります。

本市においては、社会情勢の変化や雇用環境の変化に応じ、乳幼児に対する施設環境整備を進めてまいりましたが、今後は国や県の支援制度を踏まえ、本市独自の子育て支援策として子育て家庭の負担軽減策を図ってまいりたいと考えております。

また、かすみがうら市の保育所事業につきましては、社会情勢や雇用環境の変化に応じ、保育

サービスの充実を図るため、保育所の民営化、特別保育事業の拡大など多様化する市民ニーズに対応してまいりたいと考えております。

民営化の手法について変更があったことから、また、その説明不足から保護者への不安を招いたことは今回反省をしております。民設の事業者による保育所設置事業は順調に進んでおりまして、今年度中には民営のみでの定員増、来年26年4月1日には民営のみでの定員増が260名に達し、定員については何ら問題はないと考えておりますが、民営に移行するについてのスムーズな体制づくりということで、さくら保育所については引き続き、おおむね1年程度の継続を考えてまいりたいと思います。

4点目、広域行政の現状認識についてお答えいたします。

かすみがうら市が発足し、来年度は10年目という節目を迎えることとなります。合併以来、行財政改革や権限移譲への対応、市民ニーズへの対応などを中心に進めておりますが、合併の目的に照らして考えますと、本市にとって今後より求められることは、生活圏の広域化への対応だろうと感じております。市民一人一人の日常生活においても、例えば買い物、通学、通勤など、近隣の土浦市や石岡市、つくば市など、市外への依存度が高い状況にあり、本市内だけで生活を完結することは考えにくい状況だろうと思っております。

こうしたことから、私としましても、市民生活に対応した行政の広域化の必要性は十分に理解しており、広域行政の方式として、合併を初め、事務の共同処理や委託、行政相互の連携協力などがございますが、地域の将来見通しや行政改革の視点を踏まえた場合、合併がやはり最も望ましいと考えているところであります。

現在の状況としては、ご質問にありました農協の合併を初めとして、市町村という行政の枠を超えたさまざまな分野で広域的な動きが見られることはご承知のとおりでございます。また、行政分野では、土浦市と連携した神立駅周辺整備事業を初め、道路ネットワークに関しても、例えば土浦協同病院の移転先への土浦市の道路整備計画と連携した本市の道路整備、さらには石岡市と連絡する市道の狭隘箇所の改良など、土浦市や石岡市などと連携した計画を策定し、取り組んでいる事業もございます。

合併については、市民の機運の醸成はもちろんのこと、相手自治体のこともあり、すぐにできるものではありませんから、こうした周辺市との連携協力を進めながら、合併の必要性の認識が共有できるように力を注ぎ、理解を求めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

4点目1番、今後の農政の推進に当たり、望ましい行政体のあり方についてお答えいたします。

農業協同組合は、農業を取り巻く厳しい情勢の中で、組合員ニーズの多様化に対応できるような健全な事業運営を図るとともに、農業協同組合及び地域の活性化に積極的に対応できるように、合併による組織・事業・経営基盤の安定強化を図ってきました。

当市を所管していました土浦農業協同組合と茨城千代田農業協同組合も平成24年2月1日に無事に合併をしたところであります。現在はさらなる安定強化に向け、つくば市農業協同組合及びつくば市谷田部農業協同組合の3者で合併に向けた調査、研究を行うため、平成25年11月7日に第1回土浦学園JA合併協議会が開催されたと聞いております。

農業協同組合は、地域営農の根幹をなしていることから、行政として合併の動向を注視すると

ともに、地域農業の発展と農家へのサービス低下を招かないよう助言等を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

田谷議員ご質問の、2点目、小中一貫校の推進方策についてお答えをいたします。

本市では、教育委員会で策定している「かすみがうら市学校教育指導方針」に、学校間、小学校と小学校、小学校と中学校の交流の推進と教育資源の共有を明記しまして、各学校に対して小中連携の推進をお願いしているところであります。

その結果、小中学校教員の相互授業参観、生徒指導情報交換会、小学校への中学校教員の派遣と授業の実施、これは中学校の英語の先生が小学校へ出向いてALTと一緒に外国語活動を行ったということであります。それから、中学校の部活動見学、入学説明会、6年生児童と中学校職員との交流会などを実施しております。

今後は、小・中学校の適正規模化に伴いまして、中学校職員の専門性を生かした授業を系統的、連続的に計画性を持って行ったり、行事を調整してボランティア活動や集会活動など、交流活動の一層の推進を図ったりするなど連携強化に努め、小中一貫教育の基礎づくりをまずは進めていきたいと考えております。

なお、小中一貫校につきましても、施設連携型、これは場所が離れるわけですが、それと施設一体型、同一敷地内にあるというものでございますが、その2つがございますが、千代田中学校区の小学校で進めております統合につきましても、現在、統合委員会で統合小学校の建設場所に対する検討をいただいております。

結果として、千代田中学校への併設となりました場合には、施設一体型の小中一貫教育を実践していきたいと考えておりますのでご理解願います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

適切なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

宮嶋市長を先頭に、市議会の皆さん、そして民間の皆様方のご協力を得ながら、また執行部の皆様方にも今回ビン市との交流の場合はお世話になっております。皆様一緒になって、おもてなしの心で接した今回のベトナム・ビン市との交流の成果だと私は受けとめておりますけれども、今後ともみんなが一緒になっておもてなしの心で接していれば、来年の10周年に向けて大きな花となって、実を結んで、そして友好都市、協定が結ばれるのではないかと私は期待しているところでございます。

1番目の問題はこちらで終わらせていただいて、次に、2番の小中一貫校の推進方策について、今、教育長さんからお話がありましたけれども、まだ場所が明確でないということで、なかなか取り進まないような部分もありますけれども、つくば市の小中一貫校は全国でも、要は全部が小

中一貫校になっているということは教育長さんもお存じだと思うんですけども、そのことに関して感想をいただきたいと思うんですけども、教育長さん、よろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

つくば市においては、各中学校区において小中連携の小中一貫教育を実施しております。

ですが、施設一体型というのは春日小中一貫校だけでありまして、これはまた特別にカリキュラムをつくって独自に実施しております。

ほかの中学校区については、小学校、中学校の場所が別々ですので、その中で連携をしていく、教員間の交流をしていくという、そういう教育を推進しております。

なお、今後、つくば東中学校区がまた施設一体型を進めるようでございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

今、教育長さんがおっしゃっていただいたとおりで、つくば市が今そのような方向性を持っておりますけれども、ついこの間、11月21、22日の両日に、全国でも徐々に広まりつつある小中一貫教育に対して、全国の約40の自治体の教育関係者がつくば市に結集して小中一貫教育全国サミットが開催されましたけれども、ここにはかすみがうら市としては出席なさったんでしょうか。その辺をちょっとお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私も行く予定でありましたが、市の行事が入ってしまいまして私は行けませんでした、指導主事が参加しております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

その方は、きょうは……

[「いないです」と呼ぶ者あり]

○4番（田谷文子君）

いない、そうですか。

そうしたら、私が申し上げたいのは、今、小中一貫校が全国でも徐々に高まりつつある中ですので、統合委員会の考え方を尊重していただいて、ぜひ一体型の小中一貫校をまずかすみがうら市もそういうふうな方向性を持っていただきたいということがあります。

もう一つは、分離型もありますけれども、教育長さんのお話によりまして、一体型なり分離型なり小中一貫校を頭に置いた、そういう教育をされていますよということで安心しましたけれども、やはり子どもの教育は小・中の交流がふえることで、中学校にもなれたり、あるいは小中一貫になったりしまして先輩の話を聞いたりしますと、進学不安が軽くなるというようなそうい

うデータもちょっと耳にしたりしているものですので、前向きで小中一貫校をぜひとも実現していただきたく思いますので、前向きでご検討いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

次に、子育て支援策の具体化についてでございますが、市長にお伺いしますけれども、先ほど私が質問しましたとおり、医療費の無料化は今考えておられますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

子どもたちの医療費の無料化につきましては、先般佐藤議員のご質問にもありましたけれども、いわゆる中学3年生までの医療費の無料化が所得制限つきに今なっているところでありまして、そういった中で、無料化になってからまだ日が浅いものでありますから、もう少し推移を見まして、完全無料化も検討対象に入れていきたい。そのための費用が4,000万円であることも佐藤議員への答弁と同じでございます。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

よくわかりました。

先ほど市長さんのほうからお話がありましたとおり、給食費の無料化も考えていますよということで、前向きですこぶるすばらしい方策と私も称賛しておるところでございます。皆様ご存じのとおり、日本の、いや、世界のトヨタでさえも、乾いた雑巾を絞るんだと言われて経営方針で望んでおりますし、今、「ムリ、ムダ、ムラ」をなくしてプラス成長をしています。確かに、円安が大きく貢献していることだろうとは思いますが、4月のベースアップのときには社員に還元していこう、そして株主にも還元していこうという、そういうところも見られるわけです。

宮嶋市長も周りからいろいろ批判もありましたでしょう。ですけれども、きちんと自分の報酬も半分に減らして、そして財源をつくり、それを市民の若い子育て世代に還元できるということは私にも大きな喜びでありますし、人口減の一途の今、県内でも一番乗りかもしれない給食費の無料化について、ぜひとも前向きで検討して行ってほしいと思っているところでございます。

次に、4番目です。

広域行政の現状認識についてでありますけれども、先ほど市長さんがおっしゃいましたとおり、今JAは合併の一途をたどっていますし、私が市議会議員になって初めて市長さんに質問させていただいたとき、宮嶋市長が合併についてすごく前向きであるということに好感いたしました、その市長についていってぜひとも合併を実現させてほしいと切実に思っているところです。やはり、50万都市、中核都市、そして広域的な、そのような合併を通じて、より活発に貢献できたらいいなと思っているところです。

それで、新たな合併の具体的な工程は、市長さんのほうからちょっと今質問の答弁がなされていなかったかなと思うんですけれども、その辺を最後にお聞きしたいなと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

広域合併についてですが、県南地区の状況であります。県南地区では年に2回ほど県南行政懇話会という首長同士の交流会がございます。石岡から守谷、稲敷に至るまでの県南地区の県南総合事務所管内の自治体でやっているわけですが、その中での情勢であります。ことしと昨年、いわゆる合併に関する講師などを招いて、講演会等も行っております。そうした中で、広域連携の重要性も強調されているところでありますが、最終的には合併を目指そうという底流的な動きもあります。

そういう中で、常磐線から西側というか北側と、常磐線から東側の自治体についてそれぞれ多少ニュアンス、考えが違うみたいでありまして、私としては守谷、つくばみらい、つくば、かすみがうら、土浦、この5つの自治体での合併が望ましいのではないかと考えております。この5つの市が合併しますと、50万当然超えますし、今、法律上は政令市になるわけですが、実際の運用は今、政令市の運用基準というのは100万都市になっていますから、中核市という位置づけになります。中核市の場合は、もう権限的には政令市とほとんど変わりませんので、中核市でも直接いろんな事務事業について、県の事務事業もほとんど移管できるということで、国の直轄、国と直接交渉もできるような自治体になります。そして、財政力基盤も固まりますので、そういった合併が望ましいのではないかと考えております。状況的にはまだ一部の市において前向きでないところもあるようではありますが、私は早晩、ここ3年、4年が大きな山場かと思っております。その3年、4年の中で、大きく動くのではないかというふうに考えております。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

十分によく理解できました。50万都市の実現にご尽力いただきますよう、切にお願い申し上げます。

それからまた、6次産業へのバックアップをぜひとも、かすみがうら市は農業の町でありますので、6次産業へのバックアップをぜひともお願い申し上げます。

最後に、斎場とか五輪堂の問題とか、いろいろ石岡市との確執がありましたけれども、よりよい関係を今度は結べるんじゃないかなと思って期待しているところです。そのことが両市のためにもなりますし、平和であることが一番だと思っているところでございます。

けさほど新聞等でもお話がありました、ニュース等でも皆様ご存じのとおり、うまみ成分満載の和食が世界遺産に登録されたというすばらしいニュースがけさも飛び込んでまいりました。どうぞこれから寒さへ向かいます折、ご列席の皆様方、年末年始、お元気で明るい気持ちを持ってお過ごしになられますようお祈り申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時02分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成25年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

東日本大震災より本日でちょうど1,000日目を迎えました。いまだ28万人の方が避難生活を強いられている大変厳しい状況であります。一日も早い復興を心よりご祈念申し上げます。

それでは、最初に、小学生に食と命を学ぶ農業体験学習の定期的実施についてお伺いをいたします。

農業体験を通じて、子どもたちに農家の仕事や食べ物の大切さを知ってもらうことは重要であります。JAなどが主催して全国各地で行っておりますアグリスクール、すなわち農業学校を実施しております。アグリスクールの効果に関して、JAやまがた企画広報課によりますと、食べ物の好き嫌いがなくなったり、家で食事の手伝いを進んでするようになったり、また、いじめ対策にも効果があったりと子どもたちの変化を指摘しております。

ふれあい学習を通じ、心豊かな教育が求められている昨今でございます。

1、農業体験学習の必要性について、2、現在実施している体験学習の状況と公開について、3、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、適応指導教室（ひたちの広場）の改修及び教育内容の充実についてをお伺いいたします。

教育の充実真剣に取り組む国は必ず発展と繁栄の時代を迎えると言われております。今日の教育はいじめ、不登校、ひきこもり、学級崩壊、学力低下、犯罪の増加など深刻な課題を抱えております。子どもは社会の鏡と言われるように、社会の荒廃が教育の荒廃を生み、社会全体の荒廃に直結する悪循環になっております。複雑な理由によってひきこもりになったり、通学できない子どものために適応指導教室は絶対に必要なところであります。教育相談も400件を突破するなど、深刻な状況下にあります。

その観点から、1、現在の利用状況と教育の内容について、2、適応教室の改修について、3、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、防犯対策についてお伺いいたします。

社会構造や生活様式の多様化、複雑化などを背景として、さまざまな犯罪の発生が見られます。本市でも市街化区域を中心として、都市化の進展と核家族化、少子化など社会環境の変化や地域の連帯感の希薄化の進展に伴い、犯罪の発生する要因が増加しております。

今後の対応につきましては、1、治安の行き届いた地域づくりの推進について、2、市民意識の高揚について、3、明るい地域社会づくりについて、4、防犯施設の整備についてをお伺いいたします。

次に、青少年の健全育成についてをお伺いいたします。

最近の青少年をめぐる問題は、急激な社会環境の変化や交通網の発展に伴う行動範囲の広域化などにより次第に多様化し、社会の広範な分野に及ぶなど、大きな社会問題となっております。

さらに、青少年の非行はますます低年齢化し、遊び型非行や女子非行が増加する現状にあり、青少年の健全育成は地域社会全体の責任として認識し、相互の連帯を強めながら社会環境の浄化を推進する必要があります。

1、社会環境の浄化について、2、地域教育の推進について、3、社会参加の促進について、4、健全育成体制の確立についてをお伺いいたします。

次に、医療体制の強化についてをお伺いいたします。

高齢化社会に対応した医療体制の強化、整備が求められており、長寿社会をいかに生きていくか、自分たちを取り巻く社会環境に不安を抱いている方は多々おります。

本市の医療機関としては、一般診療所や歯科診療所はありますが、総合的な診断治療を必要とするものについては市外の医療機関に依存しているのが現状であります。今後、高齢化社会などによる医療ニーズの増大に対応した地域医療体制の整備が求められております。

1、救急医療体制の状況と強化について、2、休日・夜間医療体制の取り組み状況について、3、問題点と今後の取り組みについてをお伺いいたします。

最後に、小・中学校への防犯カメラ設置状況についてをお伺いいたします。

私は、防犯カメラの設置の必要性を一貫して一般質問でもたびたび主張してまいりました。子どもの命を守り、安心して勉強できる環境づくりは最も重要な課題であります。おかげさまで、かなり設置がされましたが、残念ながら数校設置されていない学校があります。何としても全校に防犯カメラを設置していただきたく、その観点から、1、各小・中学校への防犯カメラ設置計画と必要性について、2、防犯カメラを設置した学校の効果について、3、今後の設置計画についてを具体的にお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目、小学校に食と命を学ぶ農業体験学習の定期的実施については、教育長からの答弁とさせていただきます。

2点目、適応指導教室（ひたちの広場）の改修及び教育内容の充実については、教育長からの答弁とさせていただきます。

3点目、防犯対策についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1番、治安の行き届いた地域づくりの推進について、2番、市民意識の高揚につきましてお答えいたします。

さまざまな犯罪の発生報道や手口の公開などによる防犯意識の広まりや防犯グッズの普及などが相まって、犯罪認知件数は年々減少傾向にあると言われておりますが、平成24年における本市

の刑法犯認知件数は261件となっており、悪質な犯罪はまだまだ後を絶たない状況です。

このような中、昨年3月にかすみがうら市防犯連絡員協議会が設立され、市内114名の防犯連絡員が土浦警察署や土浦地区セーフティマイタウンチーム等と連携しながら、各種キャンペーンや街頭活動を展開したところでございます。

ご質問のように、犯罪を防ぐためには、市民一人一人が常に危機意識を持つとともに、手口や情報を共有していくことが重要と認識しているところでございます。

市といたしましても、このような活動がより活発化していくことが、市民意識の向上、ひいては犯罪の抑制につながるものと考えておりますので、今後ともさまざまな活動に側面から支援してまいりたいと考えております。

次の3番、明るい地域社会づくりについて、4番、防犯施設の整備については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、青少年の健全育成については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、医療体制の強化については、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

6点目、小・中学校への防犯カメラ設置状況については、教育部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員ご質問の1点目、農業体験学習の定期的実施についてのご質問にお答えをいたします。

現在、各小学校における農業体験としましては、学校農園を活用して、畑ではサツマイモやジャガイモなど、学校水田があるところでは、モチ米などを作付から収穫、田植えから稲刈りまでの一連の体験を取り入れているところでございます。

これらの農業体験を初め、学校によりましては落花生の収穫体験や、ワカサギのふ化、放流など地域の方の協力を得ながら、さまざまな体験学習に取り組んでいるところでございます。

これらの体験は、子どもたちへの農業に対する理解、食べ物と自然環境に対する理解、収穫に対する喜びやつくる過程の苦勞、共同で作業する上での協調性、農業に従事する方々への感謝の念、また農業に携わる人々との交流を通じて社会性を育むなど、さまざまなことが体験でき、教育上、大変有意義な活動となっておりますので、今後も継続していきたいと考えております。

続きまして、2点目、適応指導教室（ひたちの広場）についてお答えいたします。

まず、現在の利用状況と教育内容についてでございますが、現在通級している児童・生徒数は、小学生3名、中学生11名の計14名です。在籍は14名ですが、毎日来ているということではなくて、六、七人が毎日この中で来ているというところなんです。相談員は4名のうち常時2名体制で児童・生徒の教育支援に当たっております。

日常の教育活動は、午前中に教科の学習や読書、午後はゲームなどを通して基本的な生活習慣の確立や社会性・協調性を高めるようにしております。また、年に数回、体験活動として調理実習や作物の栽培、共同宿泊学習、これは土浦市と石岡市の適応指導教室に通っている子どもたち

と合同で行っておるのでありますが、共同宿泊学習なども行っております。

活動内容を学校に知らせたり、学校から様子を聞いたりするなど、連携を深めながら学校復帰を目指しております。

子どもの再登校には保護者の理解と協力が必要でありますので、保護者と面談をしながら、子どもへのかかわり方や再登校への取り組みなどについて、一緒に考えております。

ひたちの広場は、今は何らかの理由で登校できないけれども、何とか学校へ行きたいという希望を持っている子どもたちの再登校をお手伝いする教室であります。そのために、いろいろな活動を通して、子どもたちが社会性や協調性・忍耐力などを培い、再登校に向けての心のエネルギーを高めていけるように援助しております。

また、ひたちの広場は、現在、第一常陸野公園管理棟を使用しておりますが、施設も古くなっておりまして、人数も若干ふえておりますことから、手狭にもなっております。他の施設への移動も検討していかなければならないと考えております。

今後の取り組みとしましては、校長会の意見や県教育委員会の意見も伺いながら、児童生徒が学校に適應できるための方策を検討して、教育内容もより充実させていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

中根議員の3点目、3番、明るい社会づくりについて、4番、防犯施設の整備についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、犯罪に対する防御策としましては、建物の施錠強化や監視カメラの設置、護身用具や防犯ブザーなどの携帯など、物理的防御に加え、あらかじめ人の目から死角になる場所などを排除したり、巡視をするなど、犯罪の発生しやすい環境を改善していく手法などがありますが、一番重要なのは、個々の防犯意識の向上だと考えているところでございます。

現在、本市内では、25の自主防犯パトロール組織が設立され、市民みずから、それぞれの地域で、昼あるいは夜、パトロールが実施されております。みずからの地域はみずから守るという意識づけのもと、犯罪の未然防止、防犯意識の向上はもとより、地域の連帯感の醸成を図る上でも、有効な団体であると認識しておりますので、明るい地域社会づくりに向けて、今後とも組織化の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、防犯施設についてでございますが、現在市内にあります防犯施設としましては、防犯灯約6000灯及び田伏地内に設置しました防犯カメラとなっております。

防犯灯におきましては、通常では市設置分、行政区設置分を合わせまして、年間30ないし40灯程度が新設されており、修繕につきましては、平成24年度の修繕件数が年間約200件でございます。

また、本年度におきましては、北中学校、南中学校の統合に伴う防犯灯の設置、修繕費用を議会の補正予算として計上させていただいているところでございます。

今後とも、防犯施設につきましては、地域の要望等を基本としながら、効果、必要性を逐次検

討し、より一層の充実を図ることにより、人と施設が一体となった安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

中根議員の4点目、青少年の健全育成についてのご質問にお答えいたします。

最初に、1番、社会環境の浄化についてお答えいたします。

青少年を取り巻く近年の社会環境の現状については、24時間コンビニエンスストアなどに見られる深夜営業店の増加や、インターネットや携帯電話の急速な普及により、目まぐるしく変化をしております。このことは、大人の生活の利便性は高めたものの、子どもにとっては不健全な環境もふえているものと考えられます。

市の取り組みとしましては、青少年相談員さんの協力を得ながら、市内の巡回や青少年の健全育成に協力する店の登録活動を行っております。この活動は、未成年者に対して、酒類、たばこの販売を行わない、有害な図書と一般図書を区別して陳列する、深夜に青少年を見かけたら帰宅を促す、声かけに努めるなどの協力をしていただく店舗をふやすものです。現在、市内では25店舗に協力をいただいております。今後もこの活動を推進してまいります。

次に、2番、地域教育の推進についてお答えいたします。

地域社会への帰属意識や連帯感が希薄となり、青少年を地域で育むといった意識や活動が薄れ、地域の教育力は低下していると考えられています。また、注意されることを快く思わない保護者も多く、大人が注意しにくい状況にもあると思われれます。

市子ども会育成連合会では、本市の恵まれた自然環境を活用し、地域での遊び場、ふれあい体験として、会員である保護者の協力を得ながら、親子釣り大会、かすみっこ祭り、親子ハイキング事業など、さまざまな交流事業を展開しております。今後も、学校、家庭、地域社会、関係機関が一体となって、青少年の健全育成活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3番、社会参加の促進についてお答えいたします。

青少年の社会的自立を促すためにも、昨今の社会現象として見られます、ひきこもりなどを未然に防止することが重要と考えております。自立した存在として育つためには、青少年期を大人への準備期間として、さまざまな体験を積み重ねることに大きな意義があると考えております。

現在、県では、地域の子どもの会のリーダーを養成するとともに、子ども会の中高生、ジュニアリーダーを育成する事業を実施しております。本市からも毎年参加者を推薦しておりますが、これらの体験活動を通して、子ども同士の交流を深めながら、子ども会活動を充実発展させていきたいと考えております。

最後に、4番、健全育成体制の確立についてお答えいたします。

次代を担う青少年の健全な育成を図るために、市では、市民ぐるみでの運動を展開しようと青少年育成市民会議を組織しております。この会議では、市民から募った1人200円の協力会費を財源として、数々の健全育成事業を実施しております。平成24年度は、一般会費、特別会費を合

わせて約7,800口の申し込みがあり、162万1400円のご協力をいただきました。

このように、行政と市民が一体となった事業の展開を、今後も継続していきたいと考えております。

次に、6点目、小・中学校への防犯カメラ設置状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在の防犯カメラの設置状況につきましては、志筑小学校に3台、下稲吉小学校に4台、この2校はエレベーターに設置されたカメラ1台を含みますが、そういう状況でございます。下稲吉東小学校に4台、下稲吉中学校では既設の4台に追加して、さきの定例市議会において補正予算を計上いたしました6台を現在増設中でございますので、下稲吉中学校は10台という数になります。

設置した学校における防犯カメラの効果としましては、学校の死角となりやすい場所に目が届くということなどが挙げられます。また、これまで学校内における器物損壊などが発生した一部の事案に対し、加害者が確認できたなどの効果がありました。

今後における効果としては、抑止力としての効果が高いと思われまますので、引き続き活用を図ってまいりたいと考えております。

今後の整備計画につきましては、学校の統合や耐震補強、大規模改修等の実施に合わせまして、国の補助を受けながら設置してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、5点目、医療体制の強化についてのご質問にお答えいたします。

最初に、本市の救急医療につきましては、医療法第30条の4の規定に基づき策定された茨城県保健医療計画を踏まえ、土浦地域と石岡地域において、それぞれ病院群輪番制による救急診療や在宅当番医制等による休日夜間医療により対応している現状となっております。

このような状況を踏まえまして、1番、救急医療体制の状況と強化についてお答えいたします。

病院群輪番制につきましては、土浦市と石岡市がそれぞれ事業主体である各市医師会に対する補助事業として実施しているものに、構成市町村が協定に基づく負担を行い、地域の救急医療に努めているところでございます、

土浦地域については、土浦市、阿見町と本市からの構成による土浦阿見地域圏によります土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センター及び霞ヶ浦医療センターで実施しております。

また、石岡地域につきましては、石岡市、小美玉市と本市の3市により構成してございます。石岡市医師会病院、斉藤病院、石岡第一病院、石岡脳神経外科病院及び山王台病院で実施しております。

次に、2番、休日・夜間医療の体制の取り組み状況についてお答えいたします。

休日・夜間の医療体制につきましては、土浦市と石岡市のそれぞれが事業主体である各市の医師会や歯科医師会に在宅当番医等を委託しているものになります。構成市が協定に基づく負担を

行い、休日や夜間の救急診療に努めております。

土浦地域につきましては、土浦市との2市構成により、在宅当番医による内科、外科、産婦人科及び歯科の休日診療とともに、病院群輪番制医療機関による夜間診療を実施しております。

また、石岡地域については、石岡市、小美玉市と本市の3市構成により、石岡市医師会病院石岡緊急診療室で内科及び小児科の休日夜間診療とともに、在宅当番医制による外科及び歯科の休日診療を実施しております。

次に、3番、問題点と今後の取り組みについてお答えいたします。

社会環境はもとより、人々の生活習慣等が大きく変化する中で、緊急を要する救急患者等も多種多様化しているところから、初期救急医療である休日夜間診療体制の確保や、重症患者に対するための第二次救急医療体制の充実が求められております。また、第三次救急医療体制といたしまして、救急救命医療体制の整備促進が期待されるところでございます。

引き続き、関係の市町村や医師会を初め、関係各機関等との連絡強化に努め、さらなる緊急医療体制の充実に努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、2回目の質問を簡潔にさせていただきます。

最初に、小学生に食と命を学ぶ農業体験学習の定期的実施についてであります。この体験学習は、命のつながりと食べ物大切さを学ぶことは生涯の中で最も印象に残るわけでありまして、そして、人間教育、そして人間形成をしていく上で、最も大事な部分でありますので、この体験学習についてはさらに回数をふやしたり、生き物との触れ合いの回数をさらにふやしたり、いろいろな形での総合的な農業体験も含めた影響も含めて、定期実施をさらにふやしていただきたいと思っておりますが、その今後の考えについて、再度伺います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

中根議員ご指摘のように、非常に大切な事業だと私も考えております。食の大切さ、命の大切さ、さらに子どもたちだけではできませんので、PTAを初め、地域の方々、特におじいちゃん、おばあちゃんなどとも触れ合いながら体験学習をするということは、非常に子どもたちにとって教育的意義はあると考えております。今後、充実させていきたいと考えているところです。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

ありがとうございます。

1つの例として申し上げますが、山形県に上山市というところがございます。そこは非常に農業体験学習が盛んなところでありまして、小学生の子どもたちのアンケートの中で、私がふと目にとまった箇所がございました。

どういう内容かと申しますと、動物も植物も食べ物は全て命でできていると、人間は少しずつ

命をもらって生きているのだから、食べ物は絶対に粗末にしないようにしていきたいと、非常に素直、謙虚な気持ちがつづられております。それから、もう一つ、食べ物の大切さや命をいただいているから、常に感謝の心は忘れません、というように、非常にすばらしい体験をつづっている箇所がございました。

やはりこのように子どもたちが素直な気持ちで、やはり命の中にこの体験として生涯つづっていくことが、やはり社会に出てからもいろいろな形でそれが人間形成の大きな役割となっていることを私は感じておりますので、さらなる内容の充実も含めて検討を願いたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、2番目に、適応指導教室（ひたちの広場）についてでありますけれども、改修及び教育内容の充実についてであります。適応教室はことしで11年目を迎えますけれども、私が議員に当選して1年目のときに、非常に不登校の児童、そしてまたひきこもりの子どもさんたちが、本当に今の数倍おりました。そういう中で、私は本当に心を痛める中、いろいろな方と相談をして、何とか子どもたちに更生する場所を何とかつくってあげたいと、このような思いでおりまして、適応指導教室の設置を何とかお願いしたいという形で、設置をして11年目を迎えるわけですけれども、そういう中で、私はこの指導教室には、たびたび訪れます。そして、子どもたちとの交流を深めております。

しかし、私が訪れた当時はなかなか心を開いてくれない、挨拶をしてもなかなか挨拶も返ってこない、そういう状況が当初ありました。つい1週間ほど前、私は再度ひたちの広場を訪れました。4名の児童の方が勉強をして、ちょうど昼休みが近かったんですけれども、その子どもさんたちともいろいろと話をすることができました。

そういう中で、やはり本音の部分で語ってくれるように人間関係が徐々にでき上がってきましたので、その子どもたちと雑談している中でこのような話がございました。

複雑な心境があるんですけれども、自分ではこれではいけないと思いながらもなかなか前に進むことができないんです、なかなか勇気を持って踏み出すことができないんです。しかし、同じ境遇の友達が一緒に勉強し、お互いに悩みを打ち明けられる中、やはり自分以外でも皆さん一人一人が悩んでいるんだということに勇気づけられるんですという、そういう話を私にしてくださいました。私は本当にうれしく思いました。

また、深刻な悩みがあるけれどもなかなか先生にも打ち明けられないし、家に帰っても打ち明けられないんですけれども、友達とは本当に心を打ち解けた中で本音の会話ができるんですというような話もしてございました。だから私は、ひたちの広場、400件を超す教育相談が今実際にありますけれども、そういう中で、私は深刻な問題であるというふうに受けとめておる一人でありまして、やはりこのひたちの広場に対しても本当に光を当てていきたいと、そういう形で教育内容の充実も含めて取り組んでいただきたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、ひたちの広場の教室の改修について、子どもさんからももっと広い場所が欲しいとか、床も非常に汚い状況だし、かなりまわりも老朽化もしていて、汚い状況下になっております。だから、教育を受ける一人一人は、同じ平等な立場で、やはり教育環境の整備をしてあげなくては申しわけないと、私はそういう気持ちで帰ってまいりました。

そういう形で、今教育長のほうからまた新たなところを設定したいという話もありましたし、

また、もしも新たな場所が設定できないのであれば、今の場所を新たに改修していただきたいと思いますが、市長の考え、思いを再度伺います。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私たちの広場については、常陸野公園内の管理棟を使っているわけではありますが、今、ファシリティマネジメントの中で管理棟も大分老朽化しておりまして、あれは改修の対象にはしないという方向で検討されているというふうに聞いております。同一敷地内に平成館棟もあるし、平成館については、現在、物置的に使われていると聞いておりますので、そういったところの事情を少し調査をして、平成館棟が使えるものであれば平成館棟への移転、そういったことも検討対象に入れてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

市長のほうから答弁をいただきましたけれども、もっと広い場所、また平成館のほうを利用するならば、やはりきちっとしたリフォームも含めて整備もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、3点目です。

防犯対策について再度伺いますけれども、やはり最初に、治安の行き届いた地域づくりの推進について再度伺いますけれども、都市化の進展や社会構造の変化に伴いまして、多種多様の犯罪が今予想されておりますけれども、警察とか防犯協会との連携、また地域ぐるみの防犯活動の充実強化にさらに取り組んでいただきたいと思っておりますが、その警察や防犯協会のこれからの連携の強化、その点についてはどのように考えているのか、再度答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

先ほども申しましたが、自主防犯組織としまして25ほど市内にございます。それから、防犯協会と警察署との連携によりまして、年2回程度チラシの配布など、そういったことも行っております。いずれにしても、自主防犯組織というのは大変重要だと思っております。

そういうことで、今後とも警察、既存の団体の助言をいただきながら、組織化に向けて対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

次に、市民意識の高揚についてでありますけれども、防犯活動に対する意識の啓発については、これは市民個々の注意と、それから地域全体の理解と協力が不可欠と思っておりますので、その辺についてもさらに強化をお願いしたいと思います。これは要望として申し上げます。

次に、明るい地域社会づくりについては、地域や市民の連帯感が非常に今薄れている状況下に

なっております。地域住民との相互連帯を深めることがさらに重要であると思っておりますので、この辺についてもさらに施策をお願いしたいと思います。

防犯施設の整備についてでありますけれども、夜間、安心して通行のできる地域づくりを目指して、防犯灯とか街路灯の整備が必要であると思っております。

そういう中で、千代田大橋を渡った左右ですけれども、非常に暗くて、非常に危険だという声が市民から多々寄せられておりますので、この辺の、これは行政界以外なのか、その辺は私は確認しておりませんが、これは私は何点か指摘しておりますので、今後のこの計画について、再度確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

確かに橋を渡ってから暗いなというふうに、私も通勤をしておりますので、今、議員からご指摘のとおりかと思っております。担当のほうへ持ち帰りまして、十分調査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君。

○9番（中根光男君）

それでは、早速検討に入ってください、一日も早い設置をお願いいたします。

次に、青少年の健全育成について再度伺います。

まず、1として、社会環境の浄化については、これは要望として申し上げますけれども、青少年の健全育成の障害となっております有害図書とか暴走族などの規制運動や、遊技施設などにおける指導活動、また地域、家庭、関係団体と一体的になって社会環境の浄化が必要であると思っておりますので、この連携プレーも含めてよろしくをお願いいたします。

次に、地域教育の推進につきましては、社会教育活動と密接な連携をもとに、健全な社会環境を築くために、親子との触れ合い、明るい家庭づくり、家庭及び地域が主体となった家庭教育の推進をすることが重要であると思っておりますので、さらに取り組んでいただきたいと思います。これも要望として申し上げます。

3点目、社会参加の促進についてでありますけれども、青少年の自主的、主体的な参加活動の場である青少年団体組織の活性化、また団体活動への積極参加の促進、地域の一員として自覚を図るために、地域行事の中に青少年の参加できる機会や場所の提供に努めることが大事と思っておりますので、この辺も強力で推進をお願いしたいと思います。

4点目につきましては、健全育成体制の確立について。

青少年相談員や青少年育成市民会議のさらなる強化、野外体験学習やスポーツ、レクリエーションを通じた青少年の健全育成体制の確立を図っていただきたいと思います。これも要望として申し上げます。

5番目に、医療体制の強化について。

救急医療体制の状況と強化についてでありますけれども、やはり市民の安全を確保するために、

広域的な救急医療情報システムの整備を一層促進して、救急医療体制の強化を推進していただきたいと思いますので、これも要望として申し上げます。

また、2点目、休日・夜間医療体制の強化につきましては、休日・夜間診療については、市内医療機関の充実、また、隣接の総合医療機関との密接な協力体制を強化し、問題のない医療体制の充実に努めていただきたいということで、よろしく願いいたします。これも要望として申し上げます。

最後に、小・中学校への防犯カメラの設置についてをお願いしたいと思いますが、やはり、かなり防犯カメラの設置が進んでおりまして、また、これから一日も早く防犯カメラが設置できるよう、そして子どもさんの安心・安全を確保できるために、さらなる推進をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木良道君）

9番 中根光男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす12月6日定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時48分

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

平成25年12月6日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅沢庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第4号

日程第1	議案第86号	かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
	議案第87号	かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
	議案第88号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議案第89号	職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議案第 90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びに

かすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第 1 1 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 1 1 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 1 1 2 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 1 1 3 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 2 議案第 1 1 4 号 市道路線の変更について

日程第 3 請願第 6 号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 8 6 号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

議案第 8 7 号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

議案第 8 8 号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 8 9 号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 9 0 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 1 号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 2 号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 3 号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 4 号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 5 号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 6 号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 7 号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 8 号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 9 号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条

- 例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 2 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第 3 請願第 6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第 86号ないし議案第 113号

○議長（鈴木良道君）

日程第 1、議案第 86号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定についてないし議案第 113号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 28 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、6 番 小松崎 誠君。

○6 番（小松崎 誠君）

おはようございます。

私のほうからは、議案第 110 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、債務負担行為の補正に関して質問をさせていただきます。

この債務負担行為は霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業として 3 カ年で 1 億 692 万円の限度額で債務負担行為を設定する考えのようでありますけれども、運行の方針と算出根拠を伺います。

また、運行ルート等がわかる資料の提出を求めていますので、それに沿った形でご説明していただければと思います。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

それでは、小松崎議員のご質問にお答えいたします。

霞ヶ浦中学校のスクールバスにつきましては、統合により負担がふえることになる生徒が元気に学校生活を送ることができるよう運行することとしております。今回債務負担行為の補正としまして計上させていただきましたのは、当該スクールバスの運行を委託するためのもので、来年 4 月の開校から円滑な運行ができますよう、3 年間をめぐとして運行業務の委託契約を進めるためのものがございます。運行方法につきましては、統合によりほとんどの生徒の通学距離が長くなる北中学校区内の佐賀地区、安飾地区のうち、通学距離 6 キロメートルとなる集落を対象として、希望者に対して無償で運行するものがございます。来年度の対象生徒を 73 人と見込み、中型バス 3 台での運行を見込んでございます。運行日は普通の日で 200 日、休日等の部活動を 160 日と見込んでございます。便数については、普通の日朝の登校時に 1 便、夕方下校時には部活動の状況により 2 便を運行することを想定しております。また、休日は午前と午後、部活動に参加する生徒を送迎することを想定しております。

以上の内容で、運行を委託するために必要な費用として 1 台当たり年間 1100 万円で 3 台分、消費税 8 % を加えまして 3465 万円となります。さらに、3 年間継続して運行するため期間を 3 年間とし、3 年間の合計として限度額を 1 億 692 万円といたしました。これは対象区域の生徒全員が利用を希望した場合の限度額となっておりますので、実際の希望者数に応じて台数、費用は変更

となる場合があります。

また、財源としましては5年間ではありますが、国のへき地児童生徒援助費等補助により2分の1の交付を見込んでおります。このような形で運行させたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、提出しました資料について説明いたします。

平成25年第4回市議会定例会、その議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）債務負担行為補正に係る提出資料ということで、資料1から資料6まで提出してございます。

まず、最初に1ページ資料1でございしますが、霞ヶ浦中学校スクールバス運行基準でございします。これにつきましては、平成25年10月23日に開かれました南北統合中学校統合委員会で決定された内容でございします。内容を若干説明しますと、南中学校と北中学校の統合によって通学距離や通学時間が長くなり負担がふえることとなる生徒が安全に通学し、元気に学校生活を送ることができるよう通学を容易にするためにスクールバスを運行するという内容でございします。

スクールバスにつきましては、無料で運行となります。運行の区域でございしますが、現在の北中学校の通学区域に居住し、自宅から通学距離おおむね6キロ以上で利用を希望をする方という内容になってございします。また、6キロ以内の生徒であっても指定の停留所を利用することにより乗車できるものとしてございします。運行コースにつきましては2コースを想定してございします。1コース目は安飾、柏崎、田伏方面、2コース目が志戸崎、坂、有河方面でございします。バス停につきましては、集落または一団の集落に1カ所程度の停留所を設置して通学班を編成していただきまして乗車をしてもらうという計画でございします。

なお、学校までの乗車時間につきましては30分から40分程度ということで組んでございします。便数でございしますが、朝の登校時1便、夕方下校時に2便の想定でございしますが、下校時につきましては授業終了時間、部活動終了時間の後の出発となるということで考えております。休日の部活動につきましては、登下校時に運行するという内容でございします。対象地区につきましては、資料に書いてありますように佐賀地区、安飾地区統合中学校からおおむね6キロを超える地区としてここに地区名を書いてございします。スクールバスの運行につきましては、当面3年間を目安とした運行でございしますが、その後学校、PTA等で見直しについて協議をいただくという内容になってございします。

次に、2ページ資料2でございしますが、霞ヶ浦中学校スクールバスルート別生徒数推計でございしますが、ここに3年生、2年生、1年生と書いてございしますが、これは平成26年度入学を想定してございします。ですから、現在の2年生、1年生、それと小学校の6年生の数でございします。佐賀ルートで全体で36人、安飾ルートで37人、合計で73人となっております。28人乗りで考えますと3台必要であるということで、今回3台という形でございします。

次に、3ページをお願いします。

資料3でございしますが、A3の折り返しとなっております。霞ヶ浦中学校スクールバス停留所案でございしますが、これにつきましては図面の中でアイウエオ表示になっているものにつきましては、安飾、柏崎、田伏ルートということで、こちらの利用で全体で37名を想定してございします。アルファベットのABC表示となっておりますのが、志戸崎、坂、有河ルートということで、こ

ちらは全員が乗ると36名という想定でございます。

また、時刻表につきましては、これも全て案でございますが、霞ヶ浦中学校に8時までにつくような時間の設定でございます。現在の授業開始、学校の開始につきましては8時10分ぐらいから活動が始まりますので、それまでには着くようにということで8時を目安としてございます。なお、このバス停留所につきましては実際のバスを利用する方が決まった後に、霞ヶ浦中学校スクールバス調整委員会等の組織化を考えておりますので、この調整委員会の中で調整していただくということを考えております。

次に、4ページをお願いいたします。

資料4でございますが、これは霞ヶ浦中学校区内の通学距離の目安を表示してございます。各集落の施設と統合霞ヶ浦中学校が設置されます現在の南中との間の距離を測定したものでございます。画面のほぼ真ん中から左側ですね、こちらが現在の南中学校区になります。上から穴倉小、真ん中南中学校の脇に美並小学校、下大津小学校、牛渡小学校、これが現在の南中学校区でございまして、一番遠い方は巾木免というんですか、あそこですと8キロから走る子どもが出てきます。また、有河地区につきましても若干遠くなっております。北中学校区につきましては志士庫小学校、安飾小学校、佐賀小学校の3つでございますが、この中で一番遠いのは沖ノ内地区というんですか、ここが8キロ以上、それと坂、有河地区がやはり8キロを超える、志戸崎あたりも8キロを超えるということでかなりの距離がやはり遠くなると見込んでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

資料5につきましては、霞ヶ浦中学校スクールバス運行业務委託仕様書（案）でございます。補正予算で債務負担を可決いただいた後に、このような仕様書を持って委託事務を進めていきたいと考えてございます。業務内容につきましては、霞ヶ浦地区の各停留所から霞ヶ浦中学校間の中学校生徒の送迎、委託期間につきましては平成26年4月1日から29年3月31日の3年間とする。運行内容、車両につきましては中型バスということで、年間稼働日数は360日程度、運行台数は3台。ただしこれは利用申し込みによりましては変わるという内容でございます。1日当たりの運行回数としましては、平日は午前1回、午後2回、休日及び休業日の運行は午前2回、午後2回ぐらいを想定してございます。

6ページをお願いいたします。

運行ルートにつきましては、先ほど来説明しました2コースを想定してございます。

次に、7ページをお願いいたします。

資料6でございますが、これにつきましてはスクールバス運行等に関する経費負担及び財源等についてということで、今回考えておりますスクールバス運行に伴う予算措置の中で財源として国の補助制度の活用を考えてございます。まず1つ目でございますが、地方交付税の算入措置が想定されます。スクールバスの運行費ということで1台当たり約560万円というような枠が入ってございます。それと特定の状況に対する補助制度ということで、これは遠距離通学対策でございまして、へき地児童生徒援助費等補助という国の補助制度を使って遠距離通学費の中で補助要件としましては全ての条項が該当する場合というふうな条件が付いていますが、中学生であれば通学距離が6キロメートル以上、人口の過疎減少に起因する学校統合、前年度地方交付税の交付を受けた団体であること、負担する交通費が年間30万円以上ということで、補助経費としまして

は市町村が負担した交通費に対しまして5年間ではございますが2分の1の補助が出ると、こういう制度を使いながらスクールバスの運行に努めたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今のスクールバスの運行基準、これは決定事項ということでお話しされましたけれども、そもそもこのスクールバス運行概要、議会という正式な場所で聞いたのはきょうが初めてなんですよ。

今まで私は個人的に情報を収集してきましたけれども、この保護者に対しての説明会、これ私は聞いているところでは12月19日にするというふうには聞いているんですが、その辺はいかがですか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

保護者に対する周知でございますが、ご質問の12月19日といいますのは中学校の入学説明会があるという日でございますので、利用者全ての方に説明するという内容ではないと思います。ただ、このスクールバスの運行につきましては、これまでに中学校の保護者に対するアンケート、あるいは小学校5、6年生の保護者に対するアンケート等を通して、この運行ルートでありますとか、そういったものはお示しした中で意向等の調査はしております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これは皆さんを集めて説明会を行ったというわけではないですね。それから、きょう私が聞かなければこの概要の中身というんですか、これが話してもらえなかったわけですね。それで、正式に説明するとなれば、まだやっていないということですから、私たち議会が債務負担行為の議決後に正式に説明するという形になりますよね。もう、私たちは内容も知らされなくて議決すると、こういう仕組みになってしまうのではないですか。それで保護者の皆さんから問い合わせがあれば議会で議決したんだからということを経にとつて、無理やり納得させるつもりではなかったんですか。一般常識であれば議会の開催前に十分に保護者に対して説明会を行って、それからその意見を議会に報告して、それから議決をもらうというのが筋ではないんでしょうか。きょうですよ、聞いたのこの内容。これは常識でしょう。本当に順番が逆なんですよ、やっていることが。議員の皆さんいかがですか、議会がないがしろにされているんですよ。もちろん市民や保護者の皆さんも無理やり納得させられる内容になっているんです。そう思うのは私だけでしょうか。

ここで伺いますけれど、どのような真意があつてこういう金額が出てきたのかまずお聞きします。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

この金額の算出でございますが、先ほどご説明しました仕様書案、こういったものを検討する中で参考的な見積もり、あるいは周辺の例えば、石岡市さんの運行経費等を参考にしまして、おおむねの事業費を算出いたしました。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ちょっともう少しはっきり答弁できるようにしますよ。では、統合中学校が新しく設置されることになりましたよね。なぜ北中の6キロ以上だけがスクールバスの対象となるんですか。南中の方々の通学コース、これは対象とならないんですか。なぜ、取扱いに相違があるのか伺います。それと合わせて、父兄から、保護者ですね、提案によってこれを決定したんですか。それとも行政から提案して決定したのか。明快な回答をお願いします。これは教育長。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私は議会をないがしろにしたつもりはさらさらありませんし、議会は大変重要な決定機関だと思っておりますが、結果としてこういうことになってその案をお示ししたのがきょうになってしまったということについては重々おわびしたいと思っております。

この南、北中学校のスクールバスの運行については、先ほども部長から統合委員会という組織があってそこで検討したという話ありますが、そのとおりでございまして、いろいろな意見が最初は出ました。7キロがいいんじゃないとか、いや6キロがいい、4キロがいいというような意見も出ましたが、最終的には現在自転車で通学している南中学校の生徒はそのまま自転車で通学してもらおう。そして、学校が変わる北中学校の子どもらについては6キロ以上という線を書いてスクールバスを運行しよう。というのは、南中学校で8キロとか7キロとかいうところを実際に通っている生徒もおりますし、そういう公平性を考えればやはり6キロの線で行くのがいいのではないかという意見が大方でございました。私も統合委員会の決定を支持したいと考えているところであります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

教育長、先ほどの提案が行政からしたのか、もしくは保護者、もしくは統合委員会。初めから統合委員会が北中だけを対象にして検討されたんでしょうか。この地図を見ますと巾木免は8.2キロもあるし、牛渡、有河のほうでは8.1キロもあるんですよ。こういうのは教育長、疑問に思わなかったんですか。北中だけやればいいと思ったんですか。同じ税金払っているんですよ、市民が。南中が同じ場所にありますけれども、霞ヶ浦中学校という新しく学校ができるんですよ、新しく。そうしたら対象は両方でなくてはおかしいじゃないですか、この辺の考えどのように考えているんですか。それから、統合委員会にそういう話をしたんですか、しなかったんですか、

お聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

そういう話は何度も出ておまして、ですが統合委員会の中でも現在通っている子どもについてはそのまま通ってもらおうということになったわけでありませう。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

統合委員会にお願いして、忙しい時間の中で検討していただいたんですから、これは本当にご苦労さまとしか言いようがないですけども、客観的に見ても教育長の立場だったらみんな子どもは同等に扱わなかったらおかしいんじゃないですか。それを疑問に思わなかったんですか。もう1回答弁。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私も南中学校の校長をやっておったときに、平教員でも勤めておりましたが、遠くて大変だなと思っておりました。危険箇所も南中学校区たくさんあります。ですが、子どもたちは頑張って通学している、これはこのまま続けてもいいのではないかと、そう考えました。環境が変わる北中学校区の子どもはやはりスクールバスでケアしてやるしかないんじゃないかというふうに私も思いました。今回ここでもし見直しということになれば、全地域もう1回見直すしかないと思っておりますが、今までの考えではやはり子どもたちの頑張りを私は認めて、このまま南中学校は自転車通学ということでもいいんじゃないかと思っておったところでございます。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

精神論で言ってもらっては困るんですよ。この前、実際に走ってみたことあるんですか、自転車やったことありますかと教育長に言いましたよね、教育長からお電話いただいて。そのあと、要望書を持っていったときに、「行ってきましたよ」と誇らしげに教育長言っていましたよ。

「きょうも時間ありますから議員一緒に自転車でいきますか」こういう言い方ですよ。私に顔を向けるのではなくて、子どもの立場になってやれば当然みずからも行って見てどうなのか。統合委員会にもできれば車ではなくて自転車で走ってみていただけないかとか、こういう話だってできるわけではないですか。その姿勢が子どもの立場に立っていないんですよ、教育長。

角度を変えてちょっと質問しますけれども、本当にこれは格差が発生しているという意味では不安が広がります。このスクールバスの問題は1つの地域の問題ではなくて、市全体の学校統合に大きく影響を与えるものだと思います。それに対して行政が真剣に取り組むかどうかを試されているということなんですよ。また、債務負担行為は3年間で1億692万円、年間になると3564万円ですよ。今度統合されれば今、中学校の管理費は4つの中学校で1億2800万円。これを単

純に4で割れば3200万円浮くわけです。この財源があるんですから、これをスクールバスに回せば全域カバーできるじゃないですか。それから市長、学校給食を無料化する、これ1億6000万円かかるんですよ。そういうお金があるんだったら、子どもたちの安心・安全の通学のためにお金を使えばいいじゃないですか。保護者が請願書まで出しています。その保護者の心、生徒の心をスクールバスのほうにお金を回せば十分実施できる内容だと思いますよ。

もう1回聞きますけれども、これらのことを踏まえて6キロ以内にこだわらず緩和する考えはあるのか、全くないのか。教育長、市長両方答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私は要望を聞いたときに、馬場の生徒であるということで小松崎議員さんから言われたから行ったということもありますが、自転車で暗いところを2、3回行ってまいりました。市の職員も1週間ぐらい続けて行ってきました。それで、その馬場の子どもをどうするかと私も非常に悩みましたが、距離からいうと4キロから5キロである。それから南中学校へ通う通学路は、まず志士庫小学校の前から消防署のところまで、これは広い道路ができております。寂しいのは寂しいです。坂道もあります。ですが、西成井の子どもたちが今志士庫小学校に通っている通学路であります。それから先、今度は消防署から毘沙門堂を通過して南中学校にまっすぐ行く。これは細くて危険箇所もあるかもしれませんが、以前は西成井の子どもが利用して南中に通っていたこともあるし、今度は志士庫地区の子供のメインストリートになると思います。まっすぐ行って4、何キロで、私の自転車では30分かかりませんでした。そういうところであるので、やはりこれは自転車通学をしてもらえないかなと思っていたところでもあります。

ですが、こうして請願まで出て議会で見直しをしろと、もっと多くの子どもたちを乗せろということであれば、これはそれに越したことはないと考えております。学校長としては毎日子どもたちの安全が一番気になっているところでもあります。私も教育長になれば17校の子どもたちの、きょうは事故がないか、何もないのかといつも気にかけているところでもありますので、このスクールバスによってその安全が確保されるということであれば、また市当局の財政が許すということであれば、それは見直すべきかなと。統合委員さんにも議会の意向を伝えて、見直すというような方向で行くしかないと考えているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

このバス通学に関する報告は教育委員会から受けておりまして、設置されている学校統合委員会で、相当程度にわたる討議と検討を重ねた経過も聞きました。6キロというところで、しかも南中に既に通っている子どもたちは対象にしないということと、それから北中学区の何キロで線を引くかという点については、1つ国の基準が、560万円の補助金が出る基準が6キロに設定されているところから6キロと設定する意見が統合委員会でまとまったんだと、そういう報告を受けております。私はそれはそれで統合委員会の結論でありますので、教育委員会としてもそういう結論で出てきておりますが、請願書も出ているということも踏まえて、またあくまでもこちら

は案として出しておりますので、これで通していただきたいところはやまやまでありますが、初めての経験でもあります。こういう通学バスを回すということは、初めての経験でもあります。議員さん方にももう少し理解を深めていただくためにも議論を重ねていただく。近隣の例であるとか、玉造とか土浦市等、石岡等の例もございます。例というか今からの例ですが、そういったところも十分あわせて検討いただいて、修正にはやぶさかではありませんが、1度統合委員会の報告とかを議員さんで聞いていただくのもいいのかなというふうには今思っております。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市民の要望に行政は応えていくのが仕事だと思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。ただ、言葉尻をとらえて申しわけないけれども、この考えを直すことがあるのかと聞いたときに、そんなふうに見直しをしていくしかないと言ったんです。何かやらされているような言い方じゃないですか。「行きます」と何で言い切れないんですか。「見直していきます」とか、それを「行くしかない」。何か他人事のようにですよ、言われたからやるというような。言葉尻とらえるのは申しわけないけれども、それが全ての姿勢なんですよ、教育長。

次、市長も聞いてもらいたいんだけど、憲法第26条には、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」、「ひとしく」ですよ。さらには、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」となっているんですよ。つまり、子どもには必要な教育を大人に対して要求する権利が保障されているんです。だからこそ、経済力によって教育の質が違ってはなりませんから、教育基本法第3条の教育の機会均等では全て国民は等しくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されないとなっているんです。このような格差を、今の話を聞くと行政みずからが意図的に計画しているようにしか私は受け取れません。こんなことが果たして許されるのでしょうか。このような憲法の精神とした教育の機会均等に対して教育長の見解を求めます。あわせて市の最高責任者である市長にも答弁を求めます。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

憲法に示されていることはまことにそのとおりで、機会均等ということは、これは大事なことであると思っております。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今回の質問の趣旨を踏まえまして、議会でもまだ時間ありますから、委員会等でも十分議論を重ねていただいて、私もその結果を踏まえまして検討してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

まあ、もうそろそろ終わりますけれども、特別委員会というか議案審査委員会が設置されますから、そこで詳しいことはやりますけれども、本当にこれは保護者、生徒が切実に願っていることなんです。ましてや北中だけではなくて南中の人も、今度霞ヶ浦中学校になりますけれども、巾木免や牛渡、有河の方も8キロ前後の通学距離を有するわけですよ。そういう子どもも含めて見直しをしていただかないと、本当にこのかすみがうら市はおかしいと思われれますよ。ですから、もうちょっと子どもの立場に立って前向きな検討をお願いしたいと思います。

これをお願いして終わります。

○議長（鈴木良道君）

6番 小松崎 誠君の質疑を終わります。

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私のほうからは議案第93号から108号までの消費税8%に対応するための手数料改定に伴う議案について質問をさせていただきます。

内容としましては、端数処理についてでございます。消費税率を5%から8%へ引き上げることが確認されたことから、当市の公共料金等について8%の消費税分が転嫁された料金改定案が今般提示されましたが、端数処理について市として統一された方針のもと、合理的かつ明確な方法で計算されていなければなりません。端数処理についてどのような方針のもとに料金の改正案を決めたのかお伺いします。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

基本の方針としましては、消費税が導入される平成元年の前の施設につきましては、大もとの使用料というのがございます。そこから転嫁前の料金に対して経過を追いながら8%を乗じる方法を基本としております。

それから、平成9年の消費税導入につきましては、それ以降に設置された施設がございます。既に消費税が5%であるということから5%を差し引き、現在までの転嫁と転嫁前の金額としたものを基本としてやってまいりました。端数につきましては明確な国のほうの処理については示されておりませんが、そういうことで基本的には最終的に10円未満の端数を切り捨てというような形の方針のもとにやらせていただきました。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

その基本的な方針というのは、庁内で市長決裁をいただいて通達されているものなんですか。全然そういう通達、方針等はないということではよろしいんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

通達というよりは、財政課のほうからこういった国からの指導のもとによりまして、課内の通知の中で各施設の使用料を設定する担当部局が分かれますので、そうしたところに通知を出しまして、そのあと各担当部で精査していただきまして、そういったものが今回提出されているというふうに理解しております。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

私のほうで今回提案された議案の中で手数料が改正になった全項目353件あるんですが、それを全て横にらみをしてみました。参考に皆様のお手元に資料をお配りしていると思います。それをごらんいただきたいんですが、まず2分の1ページのグラフのほうですね。これを見ていただけますか。上の表が現行手数料が3%の消費税を転嫁したのから8%へ改定、改正した場合。今回の議案で提示された手数料と単純に1.08%を転嫁した現行の3%の消費税割り戻して8%を転嫁した数値と比較しますと、ここにあるように5.44、5.24、5.34、5.24と端数が切り上げているものがあるわけですね。おおよそのものがこのグラフで見ますとゼロ値にある、またゼロ以下切り捨てですね、になっているにもかかわらず切り上げているものがある。下のグラフは現行価格が消費税5%から今回8%に見直したものを同じように試算した場合に、今度は1.14円から最高で5.71円切り上げているんですね。これをどう見るか。切り上げということは、単純に言うとな使用者に対する負担になるわけですよ。8%以上の負担を求めているというのがこのグラフでわかるんですね。言いかえますと便乗値上げではないですか。そういうふうにも取れるんです。なぜこのような改正案が出てきたのかお聞かせください。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

各施設ごとによりまして実はその消費税導入が平成3年に3%、それと平成9年に5%転嫁ということはご存じのとおりと思いますが、その中でも市の施設においては平成9年の5%転嫁時に転嫁させていなかった施設というのがございます。そういったことから今回転嫁と、8%消費税のところでも適正な転嫁を求めたという考え方をしました。

○議長（鈴木良道君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

市長公室長は最初の答弁で10円未満を切り捨てたと発言しているんですね。全然切り捨てていないじゃないですか。ということは市長公室長の認識と、実際各部局でやった計算がマッチしていないということですね。それはもう明らかに間違いですよ。加えて私のほうから申し上げたいのは、お配りしました資料の裏面を見ていただきたいんですが、下段の中ほどから上の表はこの値上げをしているもの、いわば切り上げているものが全部で47件あります。そして、さらに気がついたことは、下の表の点線で囲っている部分ですが、二重価格になっているんです。1つ見

ていきますと、現行700円の手数料が改正後は710円と720円というのが今回提案されているんですよ。同じように1,200円、2,000円、2,400円で二重価格になっているんですよ。財政課が通達したものでやったと言いながら、一切統一されていないわけですよ。ということは各部局にまかしたままで、総括する市長公室のほうでは一切検証していないと言わざるを得ないですよ。検証したんですか、していないんですか。

○議長（鈴木良道君）

市長公室長 高田 忠君。

○市長公室長（高田 忠君）

今回修正のもの、3点ほど修正をかせさせていただきました。そういったところで財政の当局としても1度見ていると思っています。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

財政のほうで見ていると思うのではなくて、公室長がその部局の責任者でしょう、見ていないんですよ。

市長にお伺いしたいんですが、このように民間の価格の設定とは違いますよね、公共施設の設定は。こういう中で現行価格は消費税込みの総額表示になっています。それから今回8%に変わったという総額表示にしたときに、市民だって私がしたような同じ計算をするんです。そうしたときに切り上げられているものを見れば便乗値上げではないかと言われてしまうんですよ。そういう見方をされるということはやはり避けなければいけないと思いますね。それから、二重価格になっている、これも明らかにおかしいですよ。市長、どうですか。このおかしいなと私が指摘している議案について撤回して修正するつもりはありませんか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私も今この表を初めて見させていただいたんですが、確かに現行700円のもものが710円と720円になっていると、こういった例が幾つかあるということではありますが、ちょっと内容が私もよくわからないんですが、確かにこのとおりであるとすれば修正して出し直したいと思いますが、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

数字ですから、数字は計算すればうそはつかないわけですよ。ですので、やはりこういう部局によって差があるような修正を、改正をするというのはおかしいので、しっかり確認をして早急に見解を出していただいて対応していただきたいと思います。

私からは以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 川村成二君の質疑は終わりました。

通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、まず第1に議案第87号 太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてお尋ねをいたします。

この議案は9月の定例議会で否決された議案だというふうに思いますが、その違いはいわゆる固定資産の軽減ですね、これが5年というふうにしただけなのか、ほかに何か別にあるのか答弁願います。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

5年とただけかというご質問にお答えいたします。

去る9月の第3回定例会においてご審議いただき、いろいろなご意見をいただいております。ご質問のとおり、今回適用期間の見直しを行ったものでございます。具体的に申し上げますと、条例の第3条 特例措置の適用期間で太陽光発電設備が設置された土地に対して新たに固定資産税が課することとなる年度から5年分の固定資産税に限りということで見直しを行っております。これまでは国における再生可能エネルギー固定価格買取制度と同じ時期の20年でございましたが、今回5年分へと適用期間を短くしたものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いろいろ意見が出たということですが、20年について5年にしたと。これ20年を5年にしたのはいろいろな意見の中の1つ、20年ではだめだという意見だと思いますが、5年にした理由は何かありますか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

それではお答えいたします。

全国の自治体で実施してございますが、今回適用期間を見直した条例案を上程させていただきました。太陽光発電設置関係に特化した政策について調べましたところ、茨城県内の市町村にお

いては該当する事例は見つかりませんでした。全国的に見ますと福岡県の大牟田市、みやま市において固定資産税の軽減課税を実施しております。適正期間は3年でございます。また、滋賀県の守山市においては固定資産税の償却資産に限って5年の課税免除を行っており、福岡の宗像市では固定資産税すべてにおいて5年間の課税免除をしているところでございます。さらに、大阪市において関西イノベーション国際戦略総合特区として地方税、法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税を10年間免除しております。最初の5年間は最大で全額免除、残りの5年間は2分の1ということでございます。12月から施行されているとのことでございます。

また、9月第3回定例会後の10月から11月にかけて、条例案の内容について問い合わせがございました。神奈川県小田原市、香川県高松市、山梨県北杜市、また県内では稲敷市の4市から遊休地利用の観点から太陽光を利用した発電施設の設備の推進が注目されているのではないかと分析されております。以上、4市からこういう問い合わせがあったということなので、これを参考にするかどうかわかりませんが、前向きな関係で問い合わせがあったと感じております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

大牟田市が3年ですね、守山市とか宗像市ですか5年、大阪は10年の中の5年というのはどういう意味なのかわかりませんが、そういうほかのところの実施例を見て5年というふうに決めたということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

そういうことで、5年ということで決めさせていただきました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ほかにいろんな意見があったんですけども、私も意見を言いましたが、そのほかの意見については検討はしておりませんか。期間だけですか。

○議長（鈴木良道君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

特化して太陽光のみの土地の減免と、不均一課税の上程でございました。その中で佐藤議員さんのほうからは風力、火力、地熱等についても再生可能エネルギーいろいろなものがあるのではないかとご指摘はいただいております。ただ、風力、水力、地熱ということでございますけれど、風力については近くに失敗例とかございますし、また水力、地熱についてはやはり水力を利用するものとか地熱を利用するものについては地域的に集中するというものもあるよう

でございます。そういう中で送電線の関係とかそういうものも課題になってくる状況がございます。そういう関係から言いますと、太陽光発電につきましてはいろいろ地区の限定がないというような判断もございまして、これを推進すればということで判断させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

全国的に自治体の実施例が少ないですね。当市がこういう提案をしたと、そうしたら4市から問い合わせがある。合計しても2桁にならないですね。市長、これは実際に固定資産の軽減について広がっていないと思いますが、これはどういうふうに、広がっていないのかそういうことについてはどう考えていますか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

かすみがうら市においては全国的にも珍しい脱原発宣言をやっております。これはいわゆる原発のトイレなきマンション論に基づくものでありますが、これを全国に先駆けて標榜する以上は、やはりそれ相応の自然エネルギーへの転換を促すための政策を実施する必要があるとの政治的判断によるものであります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

脱原発の宣言をした当市はやはりそういう意味で再生可能エネルギーに力を入れるということで、これが1つの政策的判断だというふうにおっしゃったと思うんですね。ただ、一部の地権者というところにやはりひっかかる場所があるというふうに私は思います。

次に移ります。

議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定でございます。

今回の条例の制定は、東日本大震災における被災者自治体に市の職員を派遣するために単身赴任手当と赴任の旅費に関するというふうの説明されたと思うんですね。これまで当市から被災自治体に職員の派遣はあったのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

89号の今のご質問にお答えをいたします。

東日本大震災における災害自治体へ当市からの職員の派遣があったかの質問につきましては、長期的な派遣で単身赴任手当と赴任旅費の対象となるような派遣はこれまで行っておりません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

長期的なものだけを聞いているわけではないんだよ、短期的だっていいんだよ。被災自治体に職員を派遣したことがあるかというんだから、長期的なことだけではなくて短期的だって、例えば1週間だとか1カ月とか行っている職員がいるかということですよ。当然でしょう、答えはないんですか。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

災害派遣になりますけれども、消防におきましては、以前の議会でもご説明してありますけれども、3月25日から4月10日まで延べ16日間、これは4班編成で4泊5日という形で延べ21人を災害派遣ということで福島県の消防学校のほうへ派遣しています。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

3月25日から4月10日、16日間で4班で延べ21人というふうに言いましたけれど、このときはどういうふうな条件でこの派遣の手当というか、ことはやられたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

派遣に伴う経費につきましては、国の総務省、消防庁からの通知に基づきまして後日請求してあります。なお、旅費等の請求等はありません。あくまでも職員の時間外と燃料、その他最低必要な部分の請求というようなことを国のほうから来ましたので、旅費関係の支給の請求はございません。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で国のほうの要請があったので総務省のほうに請求をしたということだというふうに理解したいと思うんですけども、今回の長期にわたるものかどうかも含めてこういう要請があった場合に、やはり全国的にこういう問題があったので国が1つの基準を決めたということなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回の条例の中身としましては、国の基準に準じて作成をしてございます。東日本大震災だけがこれに該当するというものではございませんで、この条例が制定された以降はこれに基づいて震災を受けた地域以外においても、そういったことがあればこの条例に基づいて派遣をされると

ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、やむを得ない事情により単身で生活することという中身があったんですが、市の命を受けてというものなんだと思うんですけども、このやむを得ない事情というのは特別市から職員に派遣の要請があった以外にも何か特別な事情も含まれているというふうに理解するべきなんでしょうか。そういう特別な事情というのは大体どういうのが例として挙げられるでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

単身赴任手当等の要件の中に、やむを得ない事情によりということ配偶者と別居し単身で生活を常とする職員に支給するのがやむを得ない事情かと思えますが、規則で定めることとしておりまして、具体的には父母等の介護が必要な場合、子どもの学校の都合や配偶者が引き続き就業を要する場合、あるいは持ち家の管理など配偶者と別居する必要があることをやむを得ない事情ということとして規定をしております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、やはりいわゆる市の命を受けてということ以外にも今言った介護で親を見なければいけないとかというそういうこととか、例えば奥様が教員というか、国家公務員か何かで別居せざるを得ないということ、そういう意味も含むということになるでしょうか。ちょっとこの点についてよく理解ができないんですけども、もうちょっとわかるように説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

派遣については当然市からの命に基づいて派遣をされるわけでございます。ただ、当然家庭におきましていろんな事情があるかと思えます。先ほど申し上げましたような内容で、今、議員さんおっしゃられたように例えば奥さんの就業ということであればその勤めをやめてまで一緒に行かなければならないということになると大変なことであろうかと思えます。ということをやむを得ない事情という中にはそういった引き続き就業を要する場合ということに含まれております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、市の命を受けて派遣、そのときに別居みたいな形にならざるを得ない場合はこれの適用をするということで理解してよろしいですね。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

そのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第90号なんですけれども、かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正の問題なんですけど、今回の改正は55歳以上の職員を対象としております。当市の対象人数、そしてこの改正によって給与にどのように影響するのか、その試算結果ございますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

55歳以上の職員の対象人員及び給与への影響する試算についてでございますが、対象人数としましては94人で、影響額が対象者全体の給料月額で10万8000円、これを年間にしますと172万円というような金額になります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

94人が対象になって月額10万8000円マイナス、年間172万円。これだけ下がってしまうということなんですか。もう一度ちょっと数字的に確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今申し上げました数字は94人の職員全員で年間172万円の額が下がると言いますか、上がらないと言いますか、そういうことでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

94人で全員で172万円が上がらなくなるよということであると、94人で割るとそれが今言った10万8000円なんですか。ちょっとよくわからない。172万円を94人で割ったら幾らですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

すみません、答弁が漏れておりまして申しわけございません。

94人で1月が10万8000円という計算でございますが、これに12か月分とボーナス分も含まれますので、そういうことで計算をしますと全体で172万円ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

94人全体で月額10万8000円上がらなくなりますよと、総額的に全員94人で172万円ですということですね。ちょっと説明が中途半端でわかりにくかったですね、そういうことだと思いますけれども。それでは標準の勤務成績では昇給しない。勤務成績が特に良好、極めて良好の場合も昇給号給数を現行より抑制。何かよくわからないんですけれども、これどういうことですか。簡潔に説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

ただいまのご質問にお答えします。

勤務成績が極めて良好である職員という場合には、4号給を昇給するわけですが、改正後はその半分の2号給しか昇給しないと。それから、成績が特に良好である職員の場合には改正前は3号昇給しましたが1号に抑制すると。あとは、成績が良好である職員につきましてはこれまでは2号昇給しましたが昇給なしということでの抑制ということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

詳細を見るとそういうことがわかるようになってるんですね。例えば今言った本来ならば4号ぐらい上がるのが半分に抑制されるとか、3号に上がるのが1号だけしか上がらないとか、まるっきり上がらないとか、成績の基準によって抑制をするというふうには何か理解できるように思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

人事院の考え方はそういうことでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、次91号です。

かすみがうら市の長期継続契約を締結することについての一部改正なんですけど、長期継続契約の具体例と今回改正の必要性についてお伺いしたいと思います。なぜ今回この改正が必要になったんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今回の改正につきましては、まず必要性でございますが、これまでの条例におきましては、規則への委任条項がございませんでした。そういうことございましたので、今回条例を改正しまして規則への委任条項を設けて、規則の整備によって運用の明確化を図りたいというふうに考えてございます。それから、長期継続の具体例としましては、賃貸借契約に係るものにおきましてはパソコンであるとか複写機等の事務機器が代表的なものであります。

それから役務の提供に係るものとしましては、庁舎の警備業務や清掃業務、電話交換業務等の保守点検業務が代表的なものであろうかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

賃貸契約とかパソコンとかの契約、事務機器。ほかには長期契約があっても今回これは今までなかったと、そういう意味では整理をせざるを得ないということなんではないでしょうか。そういう意味では今までこれは気がつかなかったということでしょうかね。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

条例がございましたので、自治法の施行令を受け条例で運用をしてこれまではまいりました。ただ、明確な規則でもってこういうものは継続契約にしようというものが明確になっていませんでしたので、改めてここで列挙をして長期継続契約とはこういうものであるというふうに定めたいということでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回発生すると思われる長期継続契約については、今言ったパソコンの賃借料とか、それから事務機器ですか、それから清掃業務、こういうのが長期契約の締結を想定している中身なんではないか。そのほかにありますか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今、議員からご指摘いただきました内容については、これまでの運用で既に契約等が行ってきてございます。今といたしますか、今後想定されるものとしましては、例えばエレベーターとか自動ドアなどの保守点検業務等が考えられます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと私勘違いしていました。パソコンとかそういうやつが長期契約していたけど、ほかにも長期契約に適するものがあると。今言ったそのエレベーターの保守点検、そういうものなんかは長期契約すべきものなんで、これが入っていないからこの分で整備をしたいというふうに理解できますが、そういうことでよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

○総務部長（木川祐一君）

今申し上げましたのは、今後そういうことが考えられるというものを列挙いたしました。あと、その個別的な案件としてこれからまた何か出てくるかと思いますが、そういうものにはこの規則をもとに対処してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。

それでは、議案第98号の消費税転嫁の問題。これは下水道、それから農業集落排水事業、ほかにもいっぱいありますが公共料金というか、生活に欠かせないもの、水道料金もそうですね。この問題について特にお聞きしたいと思うんですね。やはり下水道にしても水道にしても農集の使用料にしても、生活に欠かせないものであります。そういう意味では消費税を簡単に転嫁をしないで、消費税は仮に取らざるを得ないとしても実質的な引き下げというか、そのことによって据え置くというふうな方法を考えていくべきなんではないかなというふうに私は考えるんですが、1つまず98号の下水道の条例の一部を改正する問題でございます。今言ったように、下水道は生活に欠かせないし、やはり衛生かつ健康な生活をするために欠かせないものだと思うので、その下水道料金における消費税の3%アップ分の転嫁額の総額は幾らなんでしょうか。平成24年度の決算。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

ご質問でございますが、平成24年度決算ベースによる試算をいたしますと、消費税率5%から8%に転嫁した場合、増税率分による総額は914万3000円となります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

914万3000円が転嫁分になるよと。それで、水道会計、下水道会計は一般会計から繰り入れをしておりますよね。これ実際に繰り入れの実績というのはいろんな変動があると思うんですが、大体どのぐらいの金額で繰り入れをしているんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

下水道事業に係りましては平成17年度から24年度まで平均しますと年4億7826万5000円となっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

平均が4億7000万円だと。その高くなったり低くなったりしていますよね。そういう影響というか、差額はどのくらい、アッパーとダウンというか上限と下限、これはどのくらいなんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほどの数字は特別会計からの繰入金を差し引いた額でございまして、最高額につきましては平成23年度の5億3969万2250円、少ないものにつきましては平成22年4億3371万1910円となっております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、914万円という消費税の転嫁分が何かこの数字を見ると実際に5億円以上出した場合と4億3000万円未満と考えますと、これは意外と調整できるんじゃないかというふうに思ってしまうんですけども、仮に消費税増税3%やむを得ないという立場となれば市民に負担をかけないようにするには料金を引き下げるというやり方がある。そうすると一般財源から繰り入れを増額する。今言った914万3000円を一般財源から繰り入れをするというような方策もあるとは思いますが、やはり今の下水道の使用料をもっともっとふやしていくという、使用料金を総額で上げるという方法もあるかと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

この下水道事業だけでなく農業集落排水事業にも係りますが、この使用料収入の増収が必要不可欠でございます。そのためには下水道事業等に対してのご理解をいただき、なお一層の加入促進を図ることであります。また、現年度及び過年度を含めた使用料の収納業務を徹底して図る必要があると思っております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

料率を上げる、それから収納率を上げる、こういう方策今言いましたが、そうしますと、どれだけ使用量をふやせばいいのか、量ですね。これは加入と同じになりますが、加入がどのくらい率を上げるか。そうすると必然的に1戸当たりの使用量がわかりますよね。そうすると何戸あた

りあれば、加入をふやせばこの分の収益が改善されるのかということは試算していますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その試算は行ってございませんが、そのほかじかにコストの削減など、また長寿命化対策による施設等の機器メンテナンス、また管路の調査等が必要であると考えております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、実質的に加入をどれだけふやせば1戸当たり幾らだというのは大体平均わかっていますでしょうから、どのくらいの加入を促進すれば消費税の値上げもある程度抑えることができるという数字をちょっと検討していただきたいと思うんですよ。千代田地区は実際にもう加入が99%進んでいますので、いわゆる霞ヶ浦地区のほうの加入率を上げなければいけないと思うんですけれども、そういう数字について今度の議案審査特別委員会までに提出していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

24年度末と25年11月時点の資料は作成してございます。それを提出させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第99号も大体同様な中身なので、同じように後で資料等と検討した結果も議案審査特別委員会に提出していただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

はい、わかりました。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

108号の水道なんですけれども、同じ中身になりますが、これは一般質問もしましたけれど3%アップの転嫁額は幾らでしたっけ。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

消費税を5%から8%へ引き上げた場合、平成24年度決算をもとに試算しますと、収入総額9

億7070万7006円のうち95.2%の9億2420万6519円に消費税率3%分が転嫁されることとなります。総額で約2,770万円が転嫁されることとなります。そのうち給水収益の柱であります水道料金に転嫁されるのは約2,600万円と試算しているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

水道料金に影響するのは2,600万円と。水道料金の引き下げについて私は何回も言っている中で、実は一般会計から水道会計に助成をしていますよね。私の記憶だと霞ヶ浦と千代田町が合併したときには総額で1億2000万円ぐらいだったような気がするんですけども、それ以降どんどん減らされていますがその経緯はどういう経緯なのかわかりますか。それで大体金額がどのくらいに下がっていますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

ただいまの平成17年度から今年度までの一般会計からの補助金の額についてお答えいたします。平成17年度1億2000万円、平成18年度、19年度1億1000万円、平成20年度、21年度、22年度いずれも9,000万円、平成23年度5,000万円、平成24年度4,200万円、本年度は3,700万円でございます。以上です。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

合併時が1億2000万円、それからどんどん減って平成23年といいますと宮嶋さんが市長になってからかなというふうに思いますが、ここで極端に9,000万円から5,000万円に下がっているんですね。それからまた下がって今は3,700万円。今2,600万円転嫁するという、これを避けるには元に、1億2000万円まで戻さなくても改善できるんじゃないですか。実質的な一般会計からの繰り入れを行って実質上引き下げて消費税を転嫁して上げないという方法もあるかと思いますが、市長どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

消費税の引き上げはこれは水道料金の引き下げとは全く関係ありませんで、消費税の、政府でも便乗値下げはまずいということで、政府自身もそういっておりますし、消費税についてはきちんと淡々と別枠で決められた数字は上げると、そういう方向であります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

国が言っているからの問題ではないんです。当市はどうかということですよ。当市はこれまで水道会計で改善をされて、これだけ厳しい中でも助成金を減らされても何とか経営をやってきた

わけでしょう。ですから、今別だ別だって、消費税転嫁していいですよ別に。便乗値下げというふうに、それは国が言うわけでしょう。便乗値下げして喜ぶのは市民じゃないですか。市民のために働くのが市長の役割じゃないですか。国のために働くんですか。そういうことなんですよ。今までどんどんどんどん削ってきたのは、特に今9,000万円から5,000万円にしたのは宮嶋市長でしょう。9,000万円と5,000万円と4,000万円じゃないですか。この必要なのは2,600万円ですよ。これぐらいは別に市民の生活を守るんだという立場で、国が便乗値下げはだめだというんではなくて、市民の生活を守ったという点では評価されるんじゃないですか、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

料金値下げと消費税のことについて、明確に私は別々なものであると考えておりますが、まず国が便乗値下げしてくれるなよと言っているのはこれは国の政策ですから、かすみがうら市もそうするという方針のもとにやっています。ですから、すべての使用料金については3%全部値上げするというスタンスでやっております。この際にいろんな施設の使用料を下げたりあるいは水道料金を下げるということは全く考えておりません。水道については、これは別途値下げを考えております。考えておりましたが、これは水道は年間10億円程度の売り上げの中で平成22年度の時点で9億円の積立金を持っておったわけです。内部留保金を9億円持っていたわけです。いわゆる内部留保金を9億円も持っているということは、1年分の売り上げにほぼ匹敵する内部留保金を抱えているということでもありますから、通常の企業では考えられない数字であります。通常は月商の3倍、これが通常の企業が持っているいわゆる積立金というか内部留保金です。いわゆる回せるお金です。それだけあればいいんで、実に6億円も余計に持っていたということが補助金審議会で指摘を受けまして、そのことによって補助金を減額していったわけです。ただ、その当時水道は水道でいろんな需要がありましたから、もちろん厳しいことは厳しいんですが、補助金審議会の中で、行財政改革の中でやると。さらに絞った雑巾をさらに絞るということで、私になってから、多分24年だったと思うんですが、水道料金の値下げを指示しまして議会提案したわけではありますが、値下げはまかりならんということでもありますから、そのまま今のところ現行料金でやっていると、そういう推移がございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

別々別々と言わないで、今言ったように逆の意味でのチャンスと受けとめて引き下げたほうが非常に市民のために、生活に必須のものですから、このことを私は強調したいと思います。

次に、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行事業、いわゆる債務負担行為の件に移りたいと思います。議案第110号であります。

今、北中の生徒のいわゆる6キロ以上の生徒たちは73人、南中の生徒は何人でしょうか。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

それぞれの中学校の生徒についてご説明いたします。

北中学校につきましては全体で143人、6キロ以上の生徒が73人、6キロ未満の生徒は70人でございます。南中学校につきましては全体で281人、6キロ以上の生徒は80人、6キロ未満の生徒は201人ということで積算しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

積算でなくて281人のうちの80人が6キロ以上ということですか。積算でなくて実際ですね。

今、小松崎議員がかなり強調しましたね、やはり新しい中学校だと。私はこの統合には反対の立場でございまして、特にこの統合によってかなり大変な親の、生徒と保護者に大きな負担が強いられる結果になると。その責任は一体だれが取るのかというふうに反対討論をしたわけなんです。やはり生徒と保護者に大きな負担が今現在の南中学校でもかかっているんですよ。そういう実態は、教育長はわかっているんでしょうか。今でも頑張っている、頑張っていると言いますけれども負担がかかっているんですよ。その実態わかっていますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

子どもたちの通学の距離数についてはずっと前から把握しております。今回この請願が出た経緯について私なりに考えを述べてみますと、小松崎議員が2度ほど私のところに……

[発言する者あり]

○教育長（菅澤庄治君）

それでは、そのあとで答えさせていただきます。

子どもたちの通学距離については十分理解しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どれだけ親と生徒に負担がかかっているかということをご存じなのかということをおっしゃったんですよ。具体例を挙げてみたらいいかと思うんですが、例えば雨が降ってかなり遠くまで自転車で通っていると。今言ったように280人の子どもたち、生徒が南中に通っているわけですね。大変な距離なんですよ。そういうときに雨が降ったりすると、親が軽トラックを持って行って軽トラックでまた自転車を乗っけてまた戻ってくる。これ親の負担ですね。もし軽トラックを持っていない、そういう人たちはどうなるのかなという心配もあるんですよ。そういうことはご存じですか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

確かに雨などの強い日は送迎が多かったり、あるいは大変だからという送迎ではなくて塾に行ったりするのに送迎が多かったり、南中前の道路には車が随分並ぶこともございます。ですが、

雨が降っても一生懸命自転車で来る生徒も何人もおります。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それは家庭環境の問題があるわけですよ。軽トラックを持っていない、また親が、おじいちゃん、おばあちゃんがいるところといないところと。共稼ぎでまるっきりいない。そういう生徒は一人で一生懸命になってやるしかないんですよ。そういうのは、実際になぜあれだけ南中に雨の降っているときには送迎が来るか、こういう実態調査なんかはやったことありますか、検証したことございますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

検証したことはございません。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり6キロというのは、いわゆる適正化規模計画、国のね。これが出された、6キロの適正化規模というのは平成の大合併のときなんですよ。その後改善、いわゆる適正な通学距離というのがおとといの一般質問で私言いましたが、適正なというのは本当になるべく距離の短いところというふうに考えなければいけないんですよ。最大限に持っていくということを考えてはいけなないと、これもちゃんと統合についての文部科学省の通達が出ているところであります。そこには6キロという数字はないんですよ。6キロというのはずっと前の昭和の大合併のときなんですよ。ですから、これからいうと6キロというのは平面で6キロというんですか。坂道があったり、また暗いところがあったり防犯上の問題があるんじゃないですか。そういう平面で距離を測っているだけでは解決できないと思うんですよ。こういうことについては検証なさっていますか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

通学路の点検については、PTAの方も学校の教員もやっておって、ここが危険であるとか、ここは遠いとか、そういうことは検証しております。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、坂道を言っているんですよ。坂道というのはいわゆる距離的にはどういうふうに負担がかかるか、平地だったらまだいいですよ。平地ではないわけでしょう、かなり坂道があるじゃないですか。例えば田伏地区ですか、そういうところがあるからそういうところの、実際に私が言っているのは調査が必要だということをいっているんですよ。調査が必要だということを私はぜひその分を検証していただきたいということなんです。

もう1つお尋ねしますが、この人数、6キロを限度にした人数についてはどこまで。3年間だけですか検証しているのは、人数は。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

人数につきましては、26年度入学を前提とした数で想定してございます。

○議長（鈴木良道君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、26年度で3年間だけしか検証していないと、その後は検証していないと思うんですね。やはり、その後検証も必要だと思いますので、その後の検証なんかについても検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑ありませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

議案第110号について質問いたします。

一番先に、一番単純な話ですけれども、議員というのはどうやってきたのか、ここに座っているのか、まず金田部長からお聞きしたい。

○議長（鈴木良道君）

教育部長 金田康則君。

○教育部長（金田康則君）

市民に選ばれてここに出席していると思います。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市民に選ばれて我々は来ました。票が多い少ないは別として代表権を得てきたわけですね、ここに。なぜ今まで今私のやっている千代田地区の小学校の問題。みんな教育委員会がひとり歩きをしているのではないですか。議会をなぜ軽視したのか。この前の文教委員会的时候にも矢口龍人議員からも強く言われたわけです。ひとり歩きではなくて、文教委員会というのがあるのだったら、議会に諮るべきだ。そして、そこでいろいろな意見が出たならば全員協議会を開いて、議会にも了解をしながらいろいろな委員会とともに進まなかったらば、いろんなことがいかないんじゃないかと思うんですよ。このスクールバスの問題も、この前の文教委員会では全部自転車通学させると教育長は答えているんですよ。それなのに今度は出てきた。しかも、債務負担行為でやっていくということです。学区の編成も、し直さなければいけないところもあると思うんですよ。かすみがうらになったんだから、巾木免なんていうのは踏切を越えなければならない。下稲吉中学校じきそばなんだよ。これだって、そこいらの配慮をしたり、それから先ほど小松崎議

議会軽視はしていないというけれども、実際議会軽視だし、そうやって言えば圧力だと。圧力でもなんでもないんですよ。子どもを心配しているから小松崎議員は言ったんだと思う。ひとりよがりだというのは、全体的に今の合併の問題そうですよ。だから、文教委員会でもひとりよがりをするんじゃないよと。これは中学校の問題は額田君が委員長でしっかりやってくれていますけれども、そこで出たらば文教委員会なり議会、そして全員協議会で議会に諮って了解を取ってからこういうのをやるべきだと思う。それが債務負担行為でぱっと出された。請願も出ているようですけれども、それではひとりよがりだと思うんですよ、教育長、どうなんですか。だから、私は教育長は素晴らしい教育長だと私は思っているんですよ。平和教育をし、素晴らしい教育長。私は議員になって37年やっていますけれども、教育長7人つきました。一番平和教育やったのは菅澤教育長なんです。だけど、少しこのごろは独裁性を持っているんじゃないかと思うんですよ。どうですか、感じませんか。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私は独裁をしているつもりはさらさらございませんで、今回の要望につきましても統合委員会で決まったことを私のさじ加減でやるということとはとてもできないということでお答えをしてこういう結果になっているのであります。それから、統合委員会につきましては何回も何回も2週間に1回ぐらいのペースで開いておりますので、その都度その都度議会にお諮りするという時間がないというのが現状でございますが、今回の債務負担行為につきましてはもう少し早めにそのバスを決定して事前にお諮りすればよかったかなと私も反省しているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

教育長、私はあなたを素晴らしい教育長だと思って今まで来たの。だから、ひとりよがりで行くのを、それはちょっと無理があるんじゃないかなと思うんですよ。教育委員会でないことも教育長ならある委員を選んだり何かするというのが少し過ぎてしまっている。だから、ほかの議員や何かのことを無視してしまっただと。もう少し、もう少し私は相談してやる。債務負担行為なんていうのは大変な行為ですから、これらについては考えるべきだと思うんですよ。どうですか、もう一度しつこく聞きますけれども。

○議長（鈴木良道君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

今回の債務負担行為についてはちょっと事務的に間に合わなかったということがあって、遅れて大変申しわけないと思っております。今後についてもなるべく細かく議会の皆様には報告しながら、ご指導いただきながら進めていきたいと、そう思っております。独裁なんていうつもりはさらさらございませんで、そういうことがあったときにはどうぞ厳しくご指導をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今からはそうしてもらわなければならないけれども、ここまできている。だけれども、霞ヶ浦中学校というのは全く新しくなった学校です。南中にも81人の6キロを超えた人がいるわけですから、よくそこらは検証していただきたい。今からでも直すところは直していかなければいけないと思うんです。それから、私は議員には質問はできませんけれども、要望だけしておきます。やはり、こういう教育の問題や大きな幅の問題のときには一部の議員だけではなくて、特に古参の廣瀬君もいますから、そういう人らの意見も聞くようお願いしたいと思って質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で議案第86号ないし議案第113号に対する質疑を終結します。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

休 憩 午後 0時08分

再 開 午後 1時35分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長から、午前中の議案質疑におけるみずからの答弁中に不適切な発言があったので取り消したいとの「発言取り消し申出書」が提出されております。

解説書によれば、執行機関側の不穏当な発言の取り消しについては、会議規則で措置が定められておりませんが、取り消しを禁ずる理由がないので、議員の発言取り消しに準じて取り扱って支障がないと説明をされております。

この際、お諮りをいたします。

本日、午前中の教育長の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に準じ、配付した「発言取り消し申出書」に記載した部分の発言取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

以上です。

お諮りいたします。

ただいま議題になっておる議案第81号ないし第113号の審査は、議長を除く全議員で構成をする平成25年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号ないし第113号の審査は、議長を除く全議員で構成する平成25年第4回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く13名の議員を指名いたします。

それでは直ちに全員協議会室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時37分

再 開 午後 1時49分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

休憩中に平成25年第4回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。

委員長に藤井裕一君、副委員長に小松崎 誠君。

以上のとおり当選されましたので報告をいたします。

日程第 2 議案第 114号 市道路線の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第114号 市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

矢口龍人君。

○12番(矢口龍人君)

114号の市道路線の変更についてですけれども、この資料をいただきましたもので194.9mを82.8mに変更ということでございますけれども、現在の現況はどのようになっているかご説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

途中までは舗装道路になっておりまして、両脇に団地等の建物等が建っております。その先につきましては現況道路の形態はございません。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番(矢口龍人君)

そうしますと、この路線は延長が短くなるということですので、これは市のほうで払い下げ、買い上げなのかな。どちらで、また面積はどの程度になるんだか教えてください。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

払い下げ要望がございまして払い下げの手続に入るわけですが、延長的なものは110何メートル減らすわけがございまして、面積的には具体的にまだそこまでは把握してございません。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

この場所はたしか雨水排水かなんかが設置してあるかなというふうにかう思っていたんですけども、その部分はどのようにしていくのか説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

その払い下げを求める方の土地に排水の流末が行ってございます。そのような件がございまして、一部私のほうではその流末の排水路、借地でございますので、その分と払い下げする道路敷の面積の今一部交換等も検討している旨、その申請者には伝えてございます。

○議長（鈴木良道君）

12番 矢口龍人君。

○12番（矢口龍人君）

そうしますと、あとその払い下げの金額等はもう提示してあるんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

廃道がご承認いただきましたあと、2カ月間の道路形態で残しておくほか道路法上決まっておりますので、2カ月後にその部分の保存登記をしまして普通財産に所管替えしまして、担当部署総務部の検査管財になると思っておりますが、そちらで鑑定のほうをかけ、払い下げ単価が決まってくるものと思っております。

○議長（鈴木良道君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第114号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第114号の審査は、産業建設委員会へ付託をいたします。

日程第 3 請願第 6 号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第3、請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は会議規則第141条第2項の規定により、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

休会について

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす12月7日から18日までの計12日間を休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

次回は12月19日定刻から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 1時54分

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成25年12月12日(木曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

13番 藤井裕一君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村正美君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

- 日程第 1 「議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件
- 日程第 2 「議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

1. 本日の会議に付した事件

教育長の発言取消し申し出について

日程第 1 「議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

日程第 2 「議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

追加日程第1 議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日の会議は、平成25年12月11日に市長から議案第94号及び議案第107号の撤回申出書が提出されたため、会議規則第10条第3項の規定により開くこととしたものでありますので、報告をいたします。

また、教育長から12月11日付で、12月6日の議案質疑におけるみずからの答弁中に不適切な発言があったので取り消したいとの発言取り消し申出書が提出されておりますので、報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

教育長の発言取消し申し出について

○議長（鈴木良道君）

発言取り消しについてお諮りいたします。

12月6日の教育長の本会議における発言について、会議規則第65条の規定に準じ、配付した発言取り消し申出書に記載した部分の発言取り消しを許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発言取り消しの申出書を許可することに決しました。

日程第 1 「議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

○議長（鈴木良道君）

日程第1、「議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件を議題といたします。

12月11日付で、市長から撤回申出書が提出されております。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

12月3日に提案させていただいた議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについて、一部施設使用料に誤りがあったため撤回しようとするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっている「議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、ただいま議題となっている「議案第94号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件は、これを承認することに決しました。

日程第 2 「議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件

○議長（鈴木良道君）

日程第2、「議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件を議題といたします。

12月11日付で、市長から撤回申出書が提出されております。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

12月3日に提案させていただいた議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一部施設使用料に誤りがあったため撤回しようとするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっている「議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件は、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、ただいま議題となっている「議案第107号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の撤回の件は、これを承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時05分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されました。直ちにこれを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号及び第116号の2件を直ちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

議案を配付いたします。

[議案書配付]

追加日程第1 議案第115号及び議案第116号

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第115号及び議案第116号につきましてご説明を申し上げます。

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館及びかすみがうら市千代田B&G海洋センターの施設使用料を改正するため、施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

議案第115号の趣旨説明を求めます。

保健福祉部長 木村正美君。

[保健福祉部長 木村正美君登壇]

○保健福祉部長（木村正美君）

それでは、議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い消費税率が8%に改正されることから、消費税分を施設使用料に転嫁するため、条例の改正をするものです。

施行は、平成26年4月1日からとなります。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、議案第116号の趣旨説明を求めます。

教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本改正は、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い消費税率が8%に改正されることから、増税分を施設使用料に転嫁するため、条例を改正するものです。

なお、施行期日は、平成26年4月1日となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

続いて、委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第115号及び第116号の2件については、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託をしたいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第115号及び第116号の2件については、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

休会について

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす12月13日から18日までの6日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

次回は12月19日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時11分

平成25年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第6号

平成25年12月19日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

11番 小座野定信君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	石塚英幸君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	高田忠君	教育部長	金田康則君
総務部長	木川祐一君	水道事務所長	田崎清君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	小松崎昇君
保健福祉部長	木村正美君	代表監査委員	久保田喜久男君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第6号

日程第1	請願第7号	向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書
日程第2	議案第86号	かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
	議案第87号	かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について

- 議案第 88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止

- する条例の制定について
- 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第 4 議案第 73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 6 請願第 5号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第 7 委員会発議第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）
- 日程第 8 請願第 6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書
- 日程第 9 委員会発議第4号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）
- 日程第10 発議第 7号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）
- 日程第11 閉会中の継続審査について
- 日程第12 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|----------|---------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 請願第 7号 | 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書 |
| 日程第 2 | 議案第 86号 | かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定について |
| | 議案第 87号 | かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について |
| | 議案第 88号 | 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| | 議案第 89号 | 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| | 議案第 90号 | かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 91号 | かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 92号 | かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 93号 | かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 95号 | かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 96号 | かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 97号 | かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 98号 | かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 99号 | かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 100号 | かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 101号 | かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 102号 | かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 103号 | かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 104号 | かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 105号 | かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第 106号 | かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |

- て
- 議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第1 委員会発議第5号 「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議（案）
- 日程第2 議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第114号 市道路線の変更について
- 日程第4 議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第6 請願第5号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第7 委員会発議第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）
- 日程第8 請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの

運行を求める請願書

日程第 9 委員会発議第4号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）

日程第10 発議第 7号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）

日程第11 閉会中の継続審査について

日程第12 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 請願第7号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第1、請願第7号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は、会議規則第141条第2項の規定により、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 議案第86号ないし議案第93号及び議案第95号ないし議案第106号及び議案第108号ないし議案第113号並びに議案第115号、議案第116号

○議長（鈴木良道君）

続いて、日程第2、議案第86号ないし第93号及び議案第95号ないし第106号及び議案第108号ないし第113号並びに議案第115号、議案第116号の28件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託をしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条

第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成25年12月6日に付託された議案第86号ないし議案第93号、議案第95号ないし議案第106号、議案第108号ないし議案第113号、議案第115号、議案第116号について、12月9日、12日、13日に市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第86号、議案第88号、議案第89号、議案第91号、議案第92号、議案第109号ないし議案第113号は異議がなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第87号、議案第90号、議案第93号、議案第95号ないし議案第106号、議案第108号、議案第115号、議案第116号は異議があり、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定をいたしました。

議案第110号につきましては、附帯決議案が委員より提出され、採決の結果、全会一致で附帯決議を付することに決しました。

また、委員会提出の附帯決議案とすることも決定いたしました。

なお、委員会会議録は作成次第配付をいたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上で、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第86号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置

に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第87号 かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

脱原発の立場から、再生可能エネルギー、いわゆる自然エネルギーへの転換を図ることは大賛成であります。しかし、再生可能エネルギーは太陽光発電だけではありません。身近にできるものでは、バイオマスエネルギーなどが考えられております。

今回の議案については、期間を5年間と修正いたしました。不均一課税、地方税法第6条の適用について、一部の地権者や事業者の利益のために適用することは法律の精神に反すると思います。県内でもこの種の特例措置は広がっておりません。それは、不均一課税の適用に問題があるゆえんではないかと思えます。

かすみがうら市税条例第71条は、「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課税する固定資産税を減免する。①貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産、②公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）、③市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産」と明記されており、条例の改正なくしてソーラー発電設備促進のための固定資産税の特例措置はできないと思えます。

耕作放棄地対策の切り札だとの意見がありますが、ソーラー発電は、大企業などが盛んに投資しており、ソーラー発電設備促進という一般的な減免は不要だと考えます。

つくば市や土浦市では、出資者を募って、地元企業の施工で太陽光発電所をつくる試みが始まっています。仮に減免制度をつくるにしても、公益性が極めて高いもの、市民の手によるものなどに限定すべきだと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

この採決は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第88号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第89号 職員の派遣等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第90号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

6月17日、衆参合わせてわずか5時間の審議で、55歳を超える職員の昇給を抑制することを内容とする、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立いたしました。我が党と社民党は反対をいたしました。

地方公務員も準じて給与条例を改正するものでありますが、その内容は重大な問題を含んでおります。

第1に、50代のベテラン職員の多くは、連年の定員削減や新規採用抑制の一方で、相次ぐ新規業務の導入や行政需要が高まっている中、重い職責を担い、行政の第一線を支えて日々奮闘しております。私生活においては、教育費や住宅ローンなどの経済的負担を抱えております。職務に報いるとともに、公務に専念できる処遇が行われることは当然であり、昇給抑制による賃金抑制には道理がありません。また、勤務状況が良好であっても昇給を抑制することは、当該職員のモチベーションはもちろんのこと、若い世代の将来展望を打ち砕くものであります。退職金の削減、消費税増税実施のための給与削減に続く給与の連続抑制はやめるべきであります。

第2に、景気回復、デフレ脱却が喫緊の課題となる中、最低賃金の大幅引き上げや官民を問わない賃上げ、安定した雇用を実現することが必要となっていることは明らかであります。

以上、55歳を超える職員の昇給を抑制する条例案に強く反対し、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決を行います。

この採決は起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第91号 かすみがうら市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第91号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第92号 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第92号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第93号 かすみがうら市大塚ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党は、10月25日、国会内で記者会見をし、今後の消費税のあり方、社会保障のあり方、財政危機打開の方途で意見の違いがあっても、国民の暮らしと経済を守るために、来年4月からの増税を中止する一点での共同を呼びかけ、来年4月からの消費税増税を中止するための消費税増税法改正の骨子案を発表いたしました。

法案骨子は、来年4月1日からの増税施行期日を別に法律で定める日と改めます。地方消費税の税率の引き上げ及び地方交付税にかかわる消費税収入額の割合の引き下げを延期するため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うためにも、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の改正も行います。予算を伴う法案なので、日本共産党単独で提出できません。しかし、この一点で協力が可能な各党に共同提案を呼びかけ、提出を準備しております。来年4月からの増税を内閣は決めましたが、国会では議論中であり、多くの国民・市民は4月からの増税に反対しております。

消費税率が8%に値上げされたら8兆円もの新たな増税、さらに社会保障の改悪による負担増の影響を合わせれば10兆円もの負担増になります。年収500万円の標準的な4人世帯の新たな消費税負担は年間7万8,869円にも及びます。

市は、市民の暮らしを守る立場から、4月からの消費税増税に反対を表明すべきであり、施設利用料等について消費税増税の転嫁条例案は撤回すべきであります。

以上、その立場から、施設利用料に関する一連の消費税増税の転嫁条例案には反対であります。以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第93号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第95号 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第95号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第96号 かすみがうら市あゆみ庵設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第96号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第97号 かすみがうら市民家園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第97号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第98号 かすみがうら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

市は、市民の暮らしを守る立場から、4月からの消費税増税に反対を表明すべきであり、特に健康で快適な生活に欠かせない下水道等の公共料金について、消費税増税の転嫁条例案は撤回すべきであります。

総務省は、自治体に対して増税分の公共料金への転嫁を要請しておりますが、現在のように労働者の賃金が上がり家計の実質所得が目減りしている中で、消費税増税に加えてさらに市町村の公共料金を値上げすれば、市民生活と地域経済に大きな影響を与えます。

市町村一般会計については、消費税法第60条で課税は免除されていますので、あえて公共料金に転嫁せず、市民の負担軽減を行うべきであります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第98号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第99号 かすみがうら市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第99号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第100号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第100号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第101号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第101号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第102号 かすみがうら市歩崎公園ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第102号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第103号 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第103号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第104号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第104号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第105号 かすみがうら市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第105号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第106号 かすみがうら市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第106号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございまして、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第108号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をします。

市は、市民の暮らしを守る立場から、4月からの消費税増税に反対を表明すべきであり、特に生活に欠かせない水道料金については消費税増税の転嫁条例案は撤回すべきであります。

消費税3%転嫁した場合の収益差額は2600万円弱であります。市は、水道会計に出している一般会計からの補助金を年々削減しております。一般会計からの補助金をもとに戻せば、消費税増税分の値上げは回避できると考えます。

以上、討論とします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第108号の採決を行います。

この採決は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第109号 かすみがうら市自動車駐車場の設置及び管理に関する条例並びにかすみがうら市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第109号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第109号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第110号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第110号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時42分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（鈴木良道君）

ただいま平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長から、委員会発議第5号「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議（案）が提出されました。

この際日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに委員会発議第5号を議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会発議第5号を直ちに日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに決定をいたしました。

日程第2の審議を一旦中断し、附帯決議を先議します。

議案を配付いたさせます。

[議案書配付]

追加日程第1 委員会発議第5号 「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議（案）

○議長（鈴木良道君）

追加日程第1、委員会発議第5号「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

委員会提案として提出した「議案第110号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）」に対する附帯決議について、提案説明をさせていただきます。

霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業の債務負担行為の補正として、1億692万円が計上されているが、その方針は、通学距離が6キロメートル以上の北中学区の生徒のみがスクールバスを利用できるというものである。

今回、その方針を危惧する市民から請願が提出されたことも参酌し、次の対処を求めるものである。

1、霞ヶ浦中学校スクールバス運行事業の利用対象者は、旧北中学区の通学距離が6キロメートル以上の生徒に限定しないこと。

なお、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、原則、利用を認めるものとし、また、運行経路についても、保護者・生徒の意見を聞いて決定すること。

2、上記の運行方針に基づき必要となる経費は、年度内において、債務負担行為の追加補正を行うこと。

3、上記2点の対応結果等については、平成26年1月24日までに議会へ報告書を提出すること。

以上、附帯決議の提案説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております附帯決議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより委員会発議第5号の討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

日程第2の審議を継続いたします。

続いて、議案第111号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第111号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第111号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第112号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第112号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第112号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第113号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第113号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第113号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第115号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第115号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第116号 かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第116号の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 1 1 4 号 市道路線の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第114号 市道路線の変更についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、産業建設委員会に付託をしております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 岡崎 勉君。

[産業建設委員会委員長 岡崎 勉君登壇]

○産業建設委員会委員長（岡崎 勉君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成25年12月6日に付託されました議案第114号の審査のため、12月6日に委員会を開き、現地調査を行い、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

採決の結果であります。議案第114号 市道路線の変更については異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、産業建設委員会委員長の報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

これより議案第114号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第114号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第114号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、一般会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会委員長 山本文雄君。

[一般会計決算審査特別委員会委員長 山本文雄君登壇]

○一般会計決算審査特別委員会委員長（山本文雄君）

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成25年9月10日に付託されました議案第73号について、9月17日、27日、10月7日、22日、29日、11月8日、13日、19日、22日に市長、副市長、担当部課長等の説明を求め、11月19日には現地調査を行い、11月22日には参考人を招致し、慎重に審査を行いました。

委員会審査の討論では2名の委員から反対討論がありました。

反対討論の内容は、担当部課の適切な対応とは考えにくい場面が数多く見受けられ、審査が長引く結果となった。その一つが椎名家住宅の修理、補助金問題が挙げられると思う。また、もう

一つは文化財の補助金において問題が発覚していることから、補助金の事務及び管理の点が問題であるというものでありました。

審査の結果、議案第73号は、起立採決により賛成者なしで、不認定とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要は、委員会会議録のとおりであります。

以上で、一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第73号の討論を行います。

通告のあった反対討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をします。

平成24年度は市民税が増額となっておりますが、扶養控除の見直しに伴う実質的な増税分1億100万円によるものだということがわかりました。その対象者は、年少扶養控除の廃止で5,001人、特定控除の廃止で1,113人、合計6,114人にも及びました。平成25年1月から復興増税が始まっているわけですが、それを加えると市民にとって非常に増税の負担感というもの大きいものがあると思います。

不納欠損処理については、場合によっては必要であると認識しておりますが、平成24年度決算では524件で、金額では4601万6673円となっております。これは前年と比較して、件数で146件の増、金額では1720万6022円増であります。昨年比1.6倍であります。滞納処分する財産がないときや滞納処分をすることで生活が著しく困難になるときなど、滞納処分の停止をすることができます。この停止が3年間継続したときは、納付・納入義務が消滅しますが、この執行停止後3年経過による不納欠損処分が年々増加傾向にあります。このことは市民の暮らしが大変になっている一つのあらわれだと考えます。

一方、茨城租税債権管理機構への税の徴収委託についてであります。いわゆる高額な滞納となっている対象市民については、十分に連絡をとって慎重に行うべきだと思います。特に国保税の占める割合が非常に高いこともわかりました。全体の34.2%であります。これは、今、国保税が高くて払えないという市民の声があるわけですから、これについては、慎重を期すべきであります。

当市の市債残高は、全体では昨年度比で2億円の減、331億1000万円ですが、一般会計における残高は昨年度比では2億5000万円の増の178億1000万円となっております。昨年度も指摘

いたしました。一般単独事業債の起債が毎年ふえる傾向があり、大型公共事業など無駄遣いの事業の見直し、当市の財政力に見合った事業の見直しは必要だと考えます。

入札制度の改善については、入札監視委員会でも指摘されておりますが、89%台での落札件数が多いこと、これは談合が依然として行われていることが考えられます。私はこれをたびたび指摘しておりますが、やはり希望価格の事前公表はやめるべきではないかと考えております。

さらに、石岡地方斎場移転建設の入札においても、談合の疑いが組合議会で指摘されております。この事業については、私は現斎場での建てかえで済むという立場であり、また合併特例債を用いることは違法性があり反対であります。

福島第一原発事故による放射能汚染対策について、きめ細かな測定と除染対策を要請してきました。24年度では目立った前進はなかったと認識しております。特に霞ヶ浦という水産などの資源を抱えている本市として、対策は喫緊の課題であります。独自の取り組みがなかったことは極めて残念なことであります。

教育部門においては、何よりも問題だと言えることは、学校統廃合にかかわって関係する地域の住民のコンセンサスを得る努力が十分になされなかったことであります。教育委員会は、昨年7月に小中学校適正規模化実施計画（案）を公表し、8月から保護者との意見交換会を開催したとしていますが、学校は保護者だけの施設ではありません。地域社会の存続にかかわる重大な問題であります。それだけに、子どもたちや保護者を含む地域住民で統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠であります。しかし、霞ヶ浦・千代田両地区とも、懇談会及び説明会への参加者数は極めて少ない結果となっております。私は、今でも地域住民の十分な合意が得られているとは思いません。

一方、24年度の不登校についての学校別相談件数が明らかにされました。これを見ると、小学校では美並小学校が断トツに多く、中学校では下稲吉中学校に次いで南中が多いことがわかりました。北中学校はゼロであります。相談件数だけでは判断できませんが、今、教育委員会がなすべきことは、いじめや不登校問題に真剣に対応することが最大の課題ではないでしょうか。私は、拙速な学校統廃合は後世に禍根を残すことになると考えます。

また、24年度の行政上の問題について、宮嶋市長が先頭に立って市議会のリコール運動を行ったことであります。必要署名に至らなかったということで、本請求をしませんでした。市長は、職員給与の削減を改革の大きな課題に挙げておりますが、私は、市長が先頭に立ち、市民の命と暮らしを守るという本来の自治体の使命を市職員に対して徹底することが肝心ではないかと考えます。市民の声に対して、すぐに応えられる体制をつくるべきであります。それには短期間での人事異動などは改めるべきではないでしょうか。

今回の決算審査に当たっても、事務事業シートの不備が数多く見られました。加えて、担当部課の適切な対応だとは考えにくい場面が数多く見受けられました。そのことが審査を長引かせる結果となったわけであり。その一つに椎名家住宅の修理、補助金問題が挙げられると思えます。

そのほかには、同和問題や福祉社会団体等活動推進事業における社会福祉協議会の補助金問題、福祉タクシーやひとり暮らしの高齢者対策など改善が求められます。加えて、道路維持管理及び整備事業に関して、霞ヶ浦地区と千代田地区のバランスを考えた道路行政の改善が必要だと考え

ます。

以上、討論といたします。

[山内議員 退席]

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は不認定とすべきものであります。

本決算は認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第73号 平成24年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については不認定と決定をされました。

[山内議員 入場]

日程第 5 議案第74号ないし議案第79号

○議長（鈴木良道君）

続いて、日程第5、議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの6件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 矢口龍人君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長（矢口龍人君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、9月13日に付託されました議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療

特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の10月3日に各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第74号ないし議案第78号は認定すべきものと決定いたしました。

また、議案第79号は原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、委員会会議録のとおりであります。

以上で、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第74号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をします。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算削減であります。1984年、当時の自民党政府は、医療費の45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強行し、その後も、国保の事務費や国保税軽減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。

その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、1984年度の50%から2009年度には24.7%に半減しております。当市の平成24年度決算ベースでは、国保会計の歳入に占める国庫支出金の割合は23.1%と推計されます。

こうした国庫負担の削減が、国保世帯の貧困化と一体に進んだことが事態を一層深刻にしております。自営業者や農家の経営難とともに、低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者など無職者が国保加入者の7割以上になるなど、加入者の所得低下が進んでおります。

このような中、宮嶋市長は、平成23年度に国保税を近隣市町村並みに引き下げたとしましたが、人頭税ともいえる均等割分を大幅に引き上げたため、結果的には収入の少ない世帯では引き上げとなりました。

平成24年度における国保税の徴収率は現年度分で87.7%で、前年度と比較し0.56%減で、未納額は785万円ほどふえております。一方、平成20年度から24年度までの不納欠損処理総額は2億

8305万円ではありますが、これによって滞納額は漸減し、一時7億円近くまでであった滞納額は24年度においては6億819万円までになりました。

歳出では、療養給付費が前年度と比較して7700万円減の31億2130万円で歳出全体の62%となっています。ちなみに前年度は66.5%であります。

決算全体としては、一般会計からの法定外繰入額の増額もあり、実質収支額は3億円で黒字決算となっています。

私は、国保税の引き下げは根源的には国庫負担を引き上げることだと考えますが、当面は低所得者対策として均等割の引き下げが必要であると考えております。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第74号は認定すべきものと決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第75号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

75歳以上の高齢者を国保や健保などと別建てにしている後期高齢者医療制度が、お年寄りの暮らしと健康に重大な影響を与えております。厚労省の集計では、保険料を払えず滞納している高

齢者は全国で25万人以上、滞納のため資産を差し押さえられた人は毎年ふえ続けております。保険証が手元に来ない人も生まれております。高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的な欠陥は明らかであります。後期高齢者医療制度は速やかに廃止するしかありません。

当市でも滞納額が年々ふえ続けており、収入未済額は平成24年度が最も多く353万円で、滞納繰越額は658万円となっております。被保険者数も5,079人のうち普通徴収者数は1,236人で、全体の24.3%となっております。保険料の引き上げもあって支払いができないのが現実であります。保険料は改定のたびに引き上げられます。75歳以上人口の増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕掛けになっているためであります。今後もさらに上がることは避けられません。保険料を支払えない高齢者への制裁も深刻です。病院窓口で全額負担となる資格証明書の発行は世論と運動の力で許しておりませんが、有効期間が短い短期保険証の発行は2万人を超えております。当市でも44人の方が短期保険証であります。高齢者をお荷物扱いする政治には未来はありません。後期高齢者医療制度をきっぱり廃止するべきだと思います。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第75号は認定することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第76号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成24年度の下水道費分担金について、現年度分で94.6%と極端に落ち込んでおります。しかし、問題は霞ヶ浦地区の下水道の加入率が改善されていないことでもあります。千代田地区がほぼ100%であるのに対し、霞ヶ浦地区は73%であります。特に加茂・牛渡流域特環の加入率は56.2%であります。前年度比でも改善されておられません。

下水道の建設に投資した総額はこれまで約241億円ですが、千代田地区が123億円で霞ヶ浦地区が118億円となっており、比率では51対49であります。

一方、平成24年度決算における使用料は、滞納分も含めて、千代田地区は2億5241万円で霞ヶ浦地区は6994万円となっており、比率では78.3対21.7であります。費用対効果を考えれば、霞ヶ浦地区における加入率の向上は喫緊の課題ではないでしょうか。

改善を求めて、討論いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第76号は認定することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第77号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をいたします。

平成24年度の農集使用料について、過年度の収納率が前年度と比べて落ち込んでおります。しかし、問題は加入率が全くと言ってよいほど伸びていないことでもあります。平成23年度では74.1%で、平成24年度は74.9%にとどまっています。千代田地区の加入戸数は20戸ですが、霞ヶ浦地区は8戸であります。ここでも地域的な差が見られますが、利子補給や無利子貸し付けなど加入促進の手だてを早急に考えるべきだと思います。これまでの投資効果が今、必要に迫っていると思いますので、改善が緊急な課題だというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第77号は認定することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第78号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

平成24年度、介護保険制度の第5期事業計画に基づく方針で介護保険料が大幅に引き上げられ、1号被保険者市民からは怨嗟の声が上がっております。

決算では保険料収入が前年比で27%も引き上がりましたが、一方で、保険給付費は前年度比7.1%の伸びで、実質収支は4817万8000円の黒字となっております。認定者数もそれほど伸びておらず、認定率は逆に14.14%と前年比で0.24%下がりました。

一方、1号被保険者数は1万473人となりましたが、年金から天引きできない普通徴収被保険者の方が増加し2,193人で、全体に占める割合は20.94%にもなりました。高齢者の貧困化が進んでおります。それに伴い滞納額はふえ続け、不納欠損額も年々ふえる傾向があります。これでは、収入の少ない低所得の高齢者にとっては利用したくても利用できない介護保険制度となっているのではないのでしょうか。保険料の引き下げと同時に市独自の軽減策や利用料の軽減策も必要ではないかと考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第78号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第78号は認定することに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第79号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、反対の討論を行います。

私は、平成24年度決算において、予算と比較し、収益減の中、費用を最小限に抑えて純利益を

上げたという市当局、水道事務所の努力は認めます。しかし、その利益を減債積立金として積み立てるのではなく、余りにも高い水だという市民の声に応じて、市民に還元するという発想が必要だと考えます。

霞ヶ浦地区、いわゆる旧出島村は、過大な人口予測による設備投資を行ってきました。それによって霞ヶ浦地区の給水原価における原価償却費と支払い利息が占める割合が高くなっておりました。当然供給単価と給水原価とは逆転、給水人口が伸びないため営業収支が改善されませんでした。そのため、水道会計に一般会計からの多額の繰入金を投入したわけであります。

一方、千代田地区は県からの受水費が占める割合が大きかったのですが、給水人口の伸びもあって給水原価は漸減傾向にありました。しかし、合併によって水道会計も統合され、給水原価も均等化されましたが、両地区での問題は解決されていません。水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区の比較について、平成24年度決算では給水収益は9億1210万1000円ですが、そのうち霞ヶ浦地区は3億2339万4000円で千代田地区は5億8870万7000円となっており、その比率は35.4対64.5であります。給水人口は4万1705人ですが、霞ヶ浦地区は1万6296人で千代田地区が2万5409人。1日最大給水量は1万3348トンですが、霞ヶ浦地区は4,682トンで千代田地区が8,666トンとなっています。

これ以上当市の人口はふえることは考えられないわけですから、低廉な水道水を市民に供給するためには一般会計からの水道会計への繰り入れは必要だと考えます。

水道事務所長は、有収率の向上、収益を確保するための加入促進策の推進、あるいは経費の削減に努めまして、できれば補助金に頼らない経営を目指していきたいと答弁しておりますが、水道事業は住民にとって必需的な性格を持っており、それを地方公営企業がサービスを提供するというものであります。過大な人口予測と水需要計画による過大な設備投資のツケを利用者、市民に押しつけるのではなく、一般会計からの補填をすることと同時に、県との実施協定を現実の人口に見合った協定に見直し、変更すべきであると考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、議案第79号は可決及び認定することに決定をいたしました。

日程第 6 請願第 5 号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第 6、請願第 5 号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

文教厚生委員会委員長報告。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第 5 号 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の提出を求める請願書につきましては、12月 6 日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第 5 号については、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第 5 号については、全会一致で採択すべきものと決定されましたので、地方自治法第109条第 6 項の規定により、委員会において、議長宛てに意見案を提出することと決定しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第 5 号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

暫時休憩。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時38分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、請願第5号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第 7 委員会発議第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第7、委員会発議第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において、審査が終了しており、委員会から即決の申し出が提出されております。

よって、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明及び質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

続いて、委員会発議第3号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第8、請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

ただいま議題となっております請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書については、12月12日、13日の委員会において議題とし、審査を行いました。

審査については、紹介議員の説明を求め、その後、副市長、教育長及び担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第6号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、市長並びに教育長に対し、処理の経過と結果の報告を平成26年1月24日までに請求することも決定をいたしました。

また、委員5名より、中学校の統合により通学が危険となる生徒に対し、スクールバスの運行を求める意見書（案）が提出され、全会一致で委員会提出の意見書案とすることを決定をいたしました。

以上で、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第6号の討論を行います。

通告があった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第6号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書に対して、賛成の立場で討論をいたします。

私は、今回の請願趣旨については全面的に賛同いたします。一般質問でも議案審査の中でも述べましたが、昭和48年9月、1973年ですが、当時文部省が出した「公立小・中学校の統合について」という通達では、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならないと述べ、通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童と生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮することとっております。

さらに、昭和38年3月、1963年には、同じく文部省で「学校施設基準規格調査会」が答申した通学距離の適正值は、農村部においては小学校は1キロ以下、歩いて15分、中学校は2キロ以下、歩いて30分で、都市部においては小学校は0.5キロ以下、歩いて10分、中学は1キロ以下、歩いて15分でありました。

昭和33年4月、1958年の義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令4条では、通学距離は小学校4キロ以内、中学校6キロ以内としていますが、市当局、学校教育課においては、この基準を用い中学校6キロ以内としたのではないのでしょうか。

時系列で考えれば、中学校6キロ以内の考え方は一番古く、時代の要請に合っていないものと考えます。自転車通学が可能であっても児童・生徒の安全は最優先されなければなりません。

さらに言えば、学校教育課は、保護者からのアンケートに十分に配慮せず、財政のみを優先させ、関係者、いわゆる児童、保護者らの声をないがしろにしたとしか思われません。

私は、教育委員会においては、請願の趣旨を十分に認識し、適切な対応をすることを求めて賛成討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、通告による討論は終わりました。

続いて、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第6号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、請願第6号は採択されました。

続いて、お諮りいたします。

本請願の処理の経過と結果の報告については、委員会からの申し出のとおり、市長並びに教育長に対し、1月24日までに提出されるよう請求いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 委員会発議第 4 号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第 9、委員会発議第 4 号 中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）を議題といたします。

本案は委員会発議であるため、委員長から趣旨説明を求めます。

平成25年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成 25 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成 25 年第 4 回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

委員会提案として提出した中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める意見書（案）の提案説明をいたします。

今期定例会に「中学校の統合により通学が危険となる生徒に対しスクールバスの運行を求める請願書」が提出されたが、その願意は、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行方法に対し再考を求め、通学の安全を願う保護者や子どもたちからの切実なものである。

現在の方針では、通学時に事故が発生するのではないかと、議会としても危惧するところである。

については、請願の願意を熟慮し、我々かすみがうら市議会は、次のことを強く要望するものである。

1、今回の学校統合は、行政の都合により実施するものであるから、安心・安全な中学校への通学が実現するよう、スクールバスの運行方法については、保護者・生徒の意見を聞いて決定すること。

2、霞ヶ浦中学校は統合により設置される新設校であり、公平性の観点からも、スクールバスを利用できる生徒を旧北中学区の生徒に限定しないこと。

3、スクールバスの利用を希望する生徒に対しては、通学距離にかかわらず、原則、利用を認めること。

以上、提案説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第 2 項の規定により、委員会付託を省略い

たします。

続いて、委員会発議第4号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時57分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に続き会議を開きます。

日程第10 発議第7号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第10、発議第7号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議の提案理由を説明いたします。

去る11月23日、中国政府は、東シナ海防空識別区を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用し、これに従わない場合には中国軍による防衛的緊急措置をとる旨を発表しております。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更するものであり、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものです。

このような中、政府において、国際社会と緊密に連携し、我が国の主権並びに国民の生命及び財産を断固として守るために毅然たる態度で冷静に対処するよう強く求めます。

よって、ここに中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議を提案いたします。

以上、提案内容の説明を申し上げましたので、議員諸侯のご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

続いて、発議第7号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより発議第7号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（鈴木良道君）

日程第11、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

政治倫理条例検討特別委員会委員長並びに平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長より、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第12 閉会中の所管事務調査について

○議長（鈴木良道君）

日程第12、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配付しましたとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定をいたしました。

○議長（鈴木良道君）

本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成25年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。

会期17日間にわたる慎重なご審議、ご苦労さまでした。

閉 会 午後 0時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 鈴木 良 道

かすみがうら市議会議員 山 内 庄 兵 衛

かすみがうら市議会議員 廣 瀬 義 彰

かすみがうら市議会議員 川 村 成 二